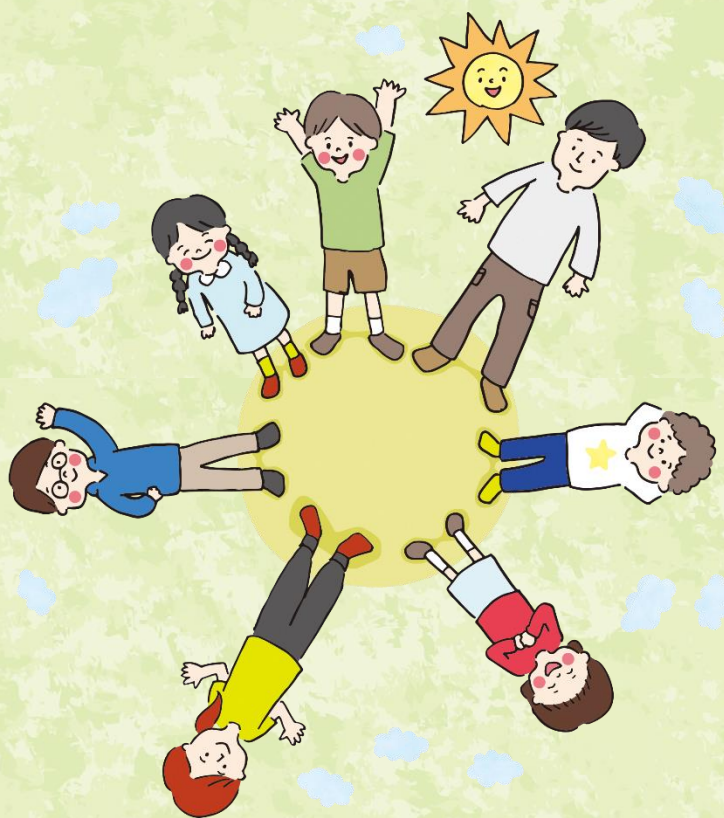


第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画

「いのちを育み、えがお煌(キラ)めく、ひとよし」

～ 子ども達の笑顔があふれ、市民みんなが輝くまち ～

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

熊本県 人吉市

は じ め に

～ 子ども達の笑顔があふれ、
市民みんなが輝くまち ～



わが国では、依然として少子高齢化の状況にあり、家族構成の変化や地域での人間関係の希薄化などにより、育児への悩みを抱え込んだり、子育ての不安感や孤立感が高まることなどで、子育てに関する課題等も多様化しています。

このような社会情勢の変化の中、子どもの心身の状態の把握や関係機関との細やかな情報共有、子育てに係る経済的な支援、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが重要となっています。重ねて次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てを、家庭、地域、団体、企業、行政等と一体となって支援していく必要があります。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度に対応するため、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第1期人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子育てを支えることにより、子どもたちが家族の絆や地域のつながりの中で健やかに育ち、市民みんなが幸せを実感していただけることを目指してまいりました。

このたび第1期計画期間の終了に伴い、引き続き子どもの視点に加え、親育ての視点、地域で支え合う視点、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立ちながら、これまでの子ども・子育て支援を一層推進するとともに、新たに子どもの貧困対策を盛り込むことにより、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す総合的な計画として「第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画においても、前期計画の基本理念である「いのちを育み、えがお煌(キラ)めく、ひとよし」を継承し、本計画の実現のために、市民の皆様や地域の関係機関・団体の皆様と連携しながら、着実に各種施策を推進してまいりますので、更なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました人吉市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援ニーズ調査やパブリックコメントなどに御協力をいただきました多くの皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月

人吉市長 松岡 隼人

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と目的	2
2 計画の性格と位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 現状と課題	5
1 少子化の状況及び家庭の状況	6
2 アンケート調査等から見える検討事項	19
3 次世代育成支援行動計画に基づく取組の評価	34
4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	37
5 人吉市の子ども・子育てに関する課題の整理	42
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	46
2 計画の視点	47
3 計画の目指す姿	48
4 基本目標	48
5 施策の体系	50
第4章 量の見込みと確保方策	51
1 教育・保育提供区域の設定	52
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	52
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	59
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	67
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	67
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	67
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	68
第5章 計画の取り組み	69
基本目標1 安心して子育てできる環境づくり	70
基本目標2 子育てを地域で支える環境づくり	82
基本目標3 子育てと仕事が両立できる環境づくり	86
基本目標4 子どもの健やかな成長に向けた環境づくり	89
基本目標5 子どもと子育て家庭に安全・安心な環境づくり	93

第6章	子どもの貧困対策推進計画	97
1	計画策定の背景と趣旨	98
2	アンケート調査結果からみえる子どもの状況	100
3	基本理念	105
4	基本方針	105
5	施策の体系	106
6	施策の展開	107
	基本方針1 教育の支援	107
	基本方針2 生活・就労の支援	109
	基本方針3 経済的支援	112
	基本方針4 連携体制等の構築	113
第7章	「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画	117
1	新・放課後子ども総合プランの目的	118
2	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	118
3	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	118
4	放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画	118
5	放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の整備方針	118
第8章	計画の推進体制	121
1	推進体制	122
2	計画の進行管理	122
3	計画の見直し	122
4	計画の指標	123
資料 編		125
1	人吉市子ども・子育て会議	126
2	計画素案に対する意見公募	135

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年3月に「人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境を整備してきました。また、子育て支援に関する様々な取組みを通して、「地域の宝であるこどもたちは家族や地域とのつながりの中でこそ一層健やかに育ち、地域の活力が増大する」という考えのもと、全ての人々が心の豊かさや生きがい、幸せを実感していただける、笑顔あふれるまちを推進してきました。

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。その中でも、待機児童の解消は待ったなしの課題であり、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

このような状況を受け、本市においても、次代の人吉市を担う子どもたちの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てを、家庭、地域、団体、企業、行政等と一体となって支援していくことが必要です。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、本市の子どもたちが心身ともに健やかに生きる権利を実現できるよう、子どもの視点に立ち、これまで取組んできた子ども・子育て支援を一層推進するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援のための取組を総合的に推進するために、「第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の規定に基づく貧困対策の取組に関する計画として位置付ける計画です。また、上位計画である「人吉市総合計画」及び関連計画と整合を図り策定しました。

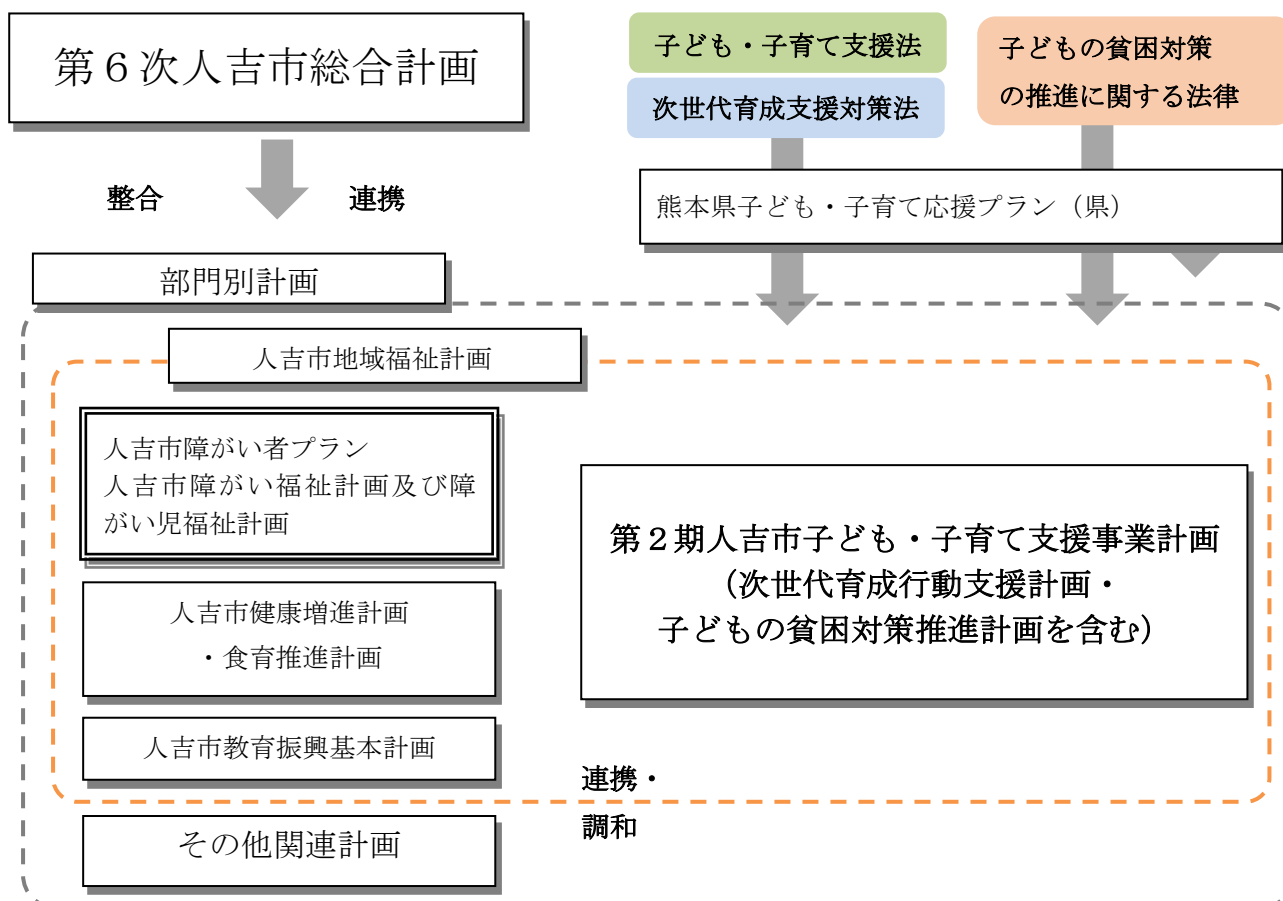
【子ども・子育て支援法第61条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

◆上位・関連計画、根拠法



3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で1期として推進します。

また、計画期間中においても、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
人吉市子ども・子育て支援事業計画									
				策定	第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画				
									策定

4 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画を策定するにあたっては、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「子ども・子育て会議」において、計画の内容などについて審議しました。子ども・子育て支援法第77条の規定の事項や、子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的に、計画に関する意見などを集約しながら策定しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、市民の皆様の子育てに関する生活実態や、福祉サービスに関するニーズ、要望・意見などを把握するため、就学前及び小学校児童のいる全世帯の保護者への「人吉市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

調査対象	市内在住の就学前児童及び小学生のいる全世帯
調査方法	就学前児童で市内施設利用者は施設を通して配布・回収 在宅児等は郵送配布・郵送回収 小学校児童は郵送配布・郵送回収
調査期間	平成31年2月1日～2月15日
回収結果	就学前児童 配布数 956件 回収数 734件（有効回収率76.8%） 小学校児童 配布数 1,033件 回収数 462件（有効回収率44.7%）

第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

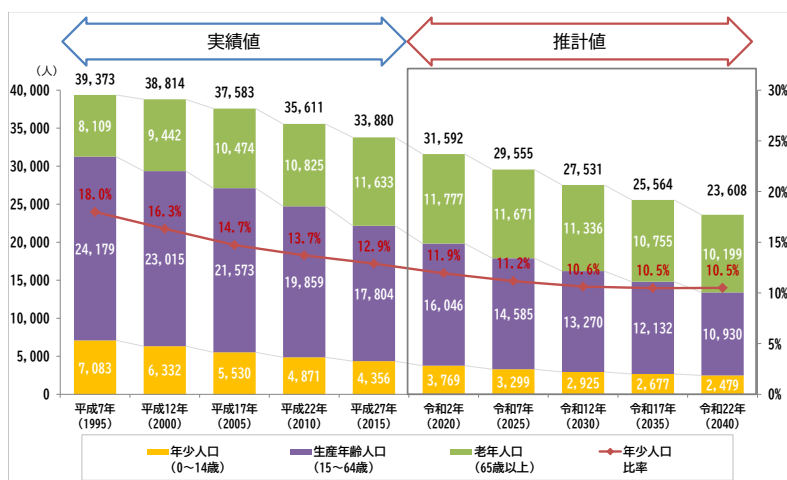
1 少子化の状況及び家庭の状況

(1) 人口や世帯の状況

①人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成27年の国勢調査によると33,880人となっています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少しています。また、老年人口は増加傾向で推移してきましたが、令和2年をピークに減少傾向に転じると予測されています。

■年齢3区分別人口の推移・将来推計

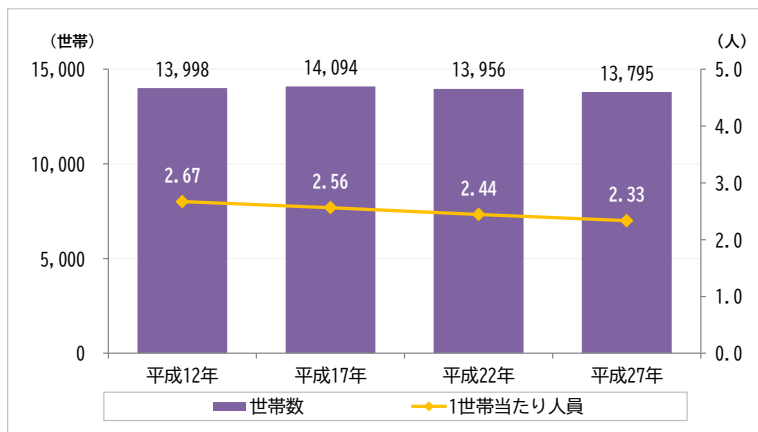


資料：平成7年～27年は「国勢調査」総務省、令和2年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所 RESAS 人口構成より

②世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は減少傾向にあり、平成27年では13,795世帯となっています。また、世帯あたりの平均人員も減少しており、平成27年では2.33人となっています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

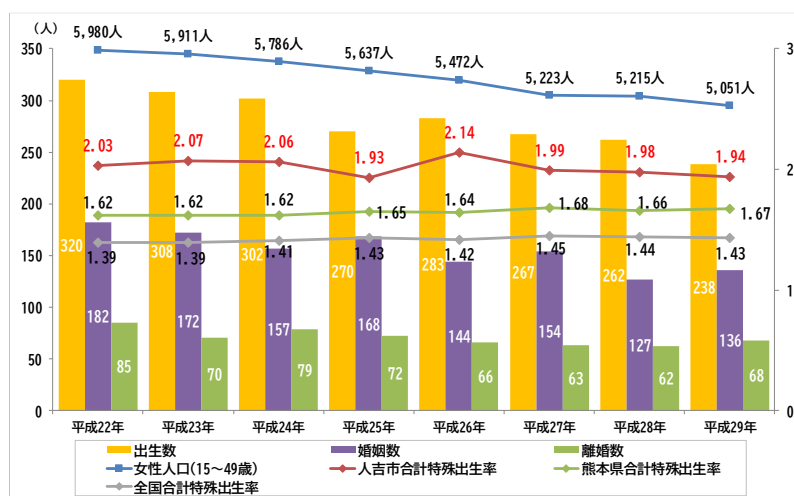
(2) 出生の動向

本市の出生数は年によって上下するものの、減少傾向で推移しています。

合計特殊出生率の推移をみると、各年において本市が国・県平均値を上回っています。

本市の合計特殊出生率は、近年は横ばいで推移し、平成29年においては1.94となっています。婚姻件数、離婚件数はともに減少傾向で推移しています。15～49歳の女性人口は減少を続けており、平成29年においては平成22年と比較して929人減少し5,051人となっています。

■出生数、合計特殊出生率・婚姻・離婚数・15～49歳女性人口の推移



資料：出生数、婚姻数、離婚数、女性人口は、熊本県人口動態調査

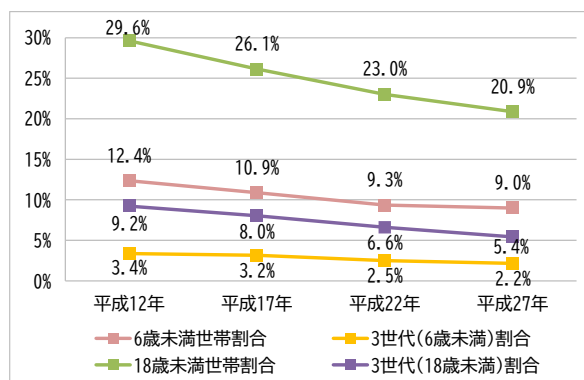
人吉市合計特殊出生率は、県衛生統計年報から人口・年齢別出生数を引用して独自に算出

(3) 家族の状況

① 世帯の状況

■6歳未満及び18歳未満の親族がいる世帯数とその中での3世代世帯数

年度	全世帯数	6歳未満世帯数	6歳未満世帯割合	3世代(6歳未満)	3世代(6歳未満)割合	18歳未満世帯数	18歳未満世帯割合	3世代(18歳未満)	3世代(18歳未満)割合
平成7年	13,664	1,842	13.5%	406	3.0%	4,538	33.2%	1,078	7.9%
平成12年	13,998	1,731	12.4%	300	2.1%	4,168	29.8%	886	6.3%
平成17年	14,094	1,534	10.9%	236	1.7%	3,684	26.1%	680	4.8%
平成22年	13,956	1,304	9.3%	170	1.2%	3,210	23.0%	513	3.7%
平成27年	13,795	1,241	9.0%	299	2.2%	2,878	20.9%	749	5.4%



資料：国勢調査

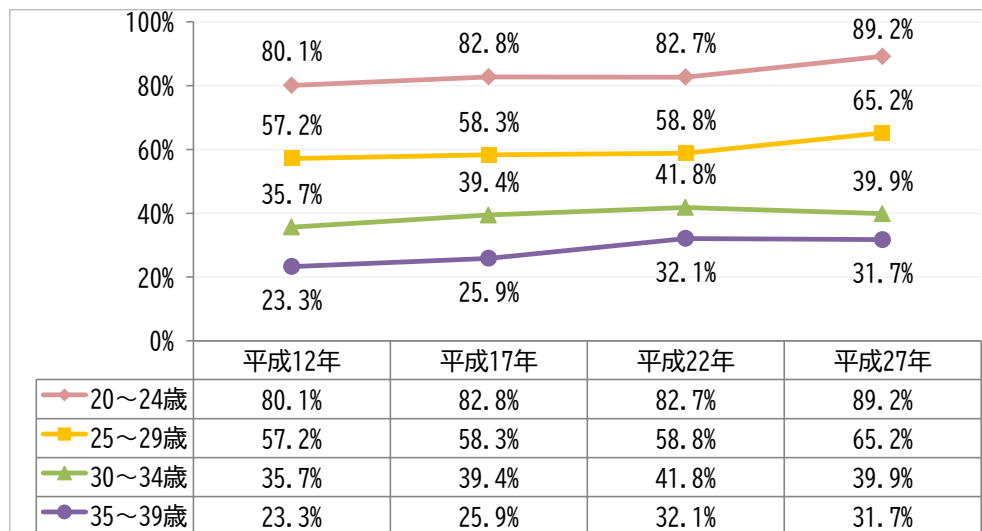
② 未婚率

20～39 歳の各年齢層における未婚率は男性、女性ともに上昇しています。

男性においては、30～34 歳を除く各年齢層において 8 ポイント以上上昇しています。

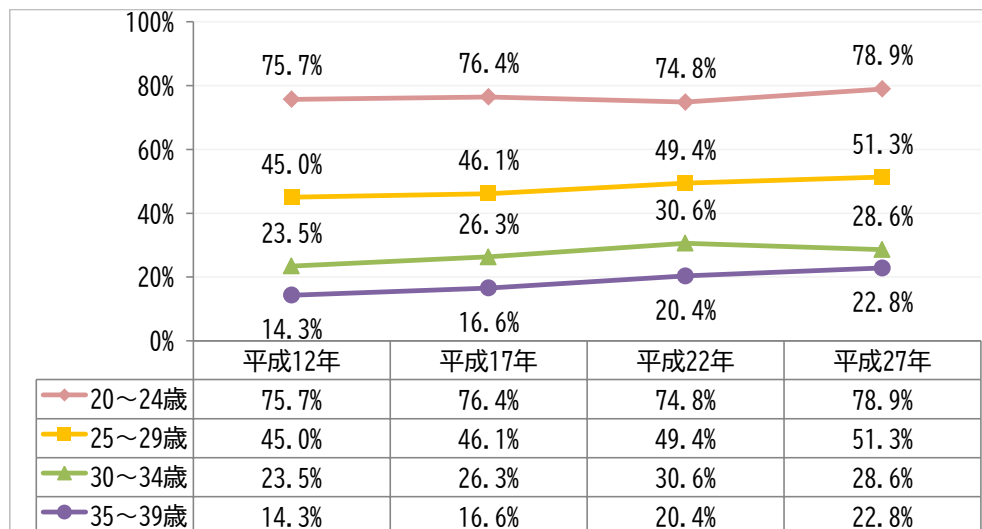
女性においては、35～39 歳の年齢層において 8.5 ポイント上昇しています。

■男性未婚率



資料：国勢調査

■女性未婚率

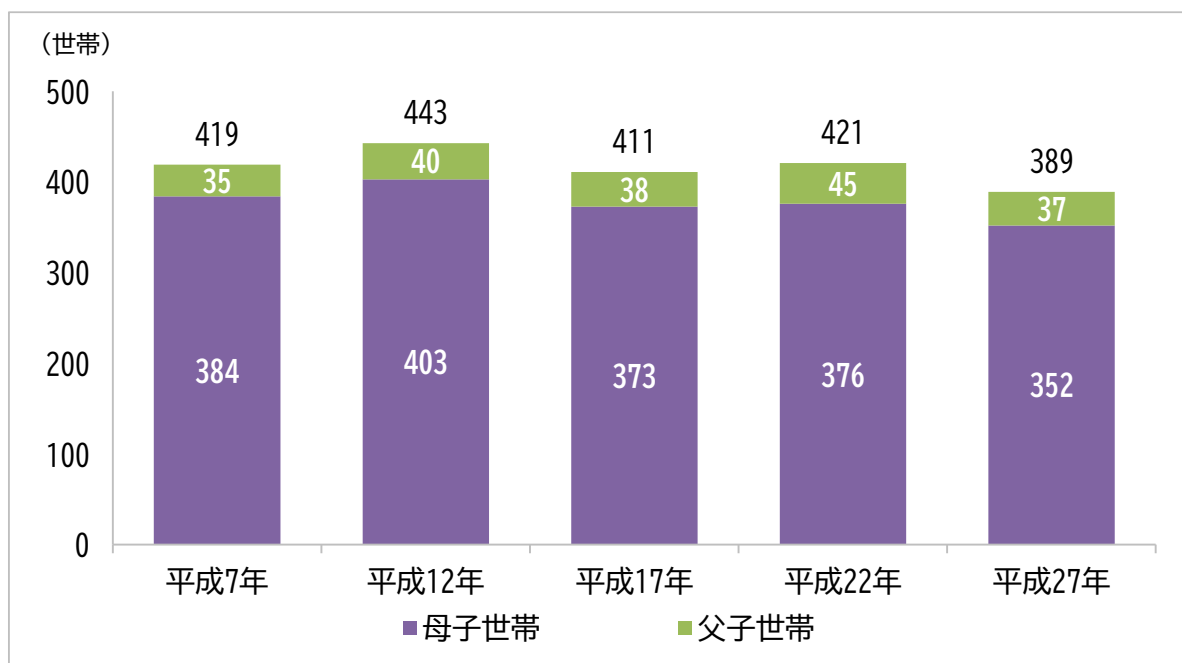


資料：国勢調査

③ 母子・父子世帯の状況及び児童扶養手当受給者数

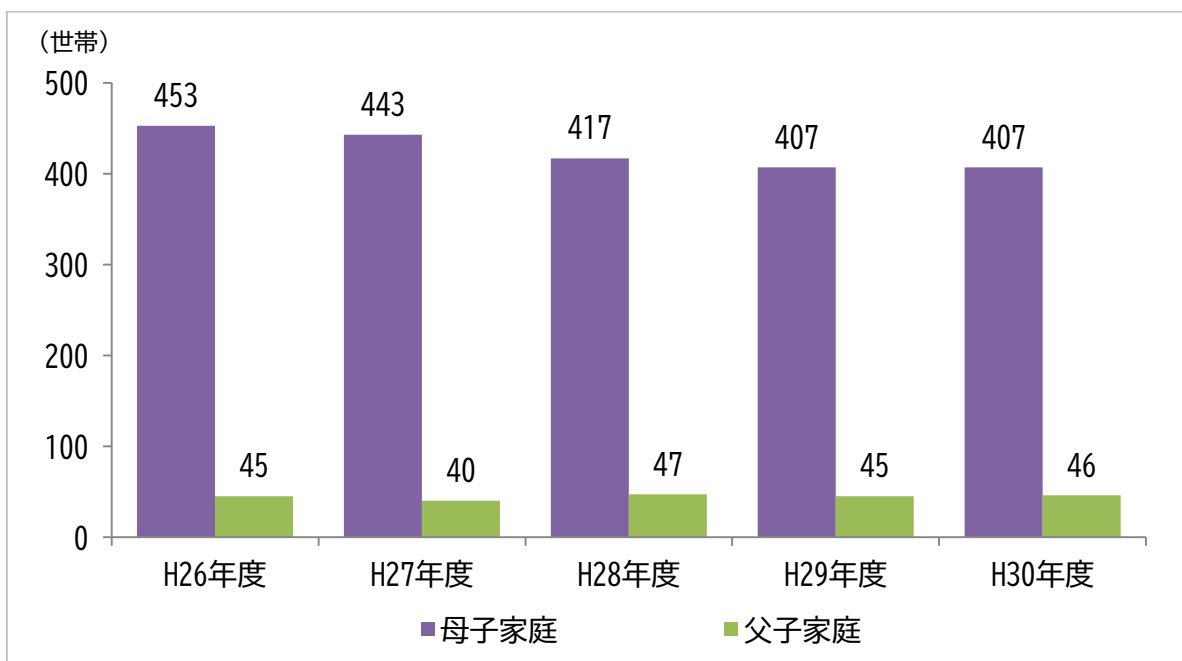
国勢調査のデータによると、18歳未満の親族がいるひとり親世帯は、平成12年が最も多く、平成27年では母子世帯352世帯、父子世帯が37世帯となっています。

■ 18歳未満親族のいるひとり親と子ども世帯



資料：国勢調査

■ 児童扶養手当受給者数

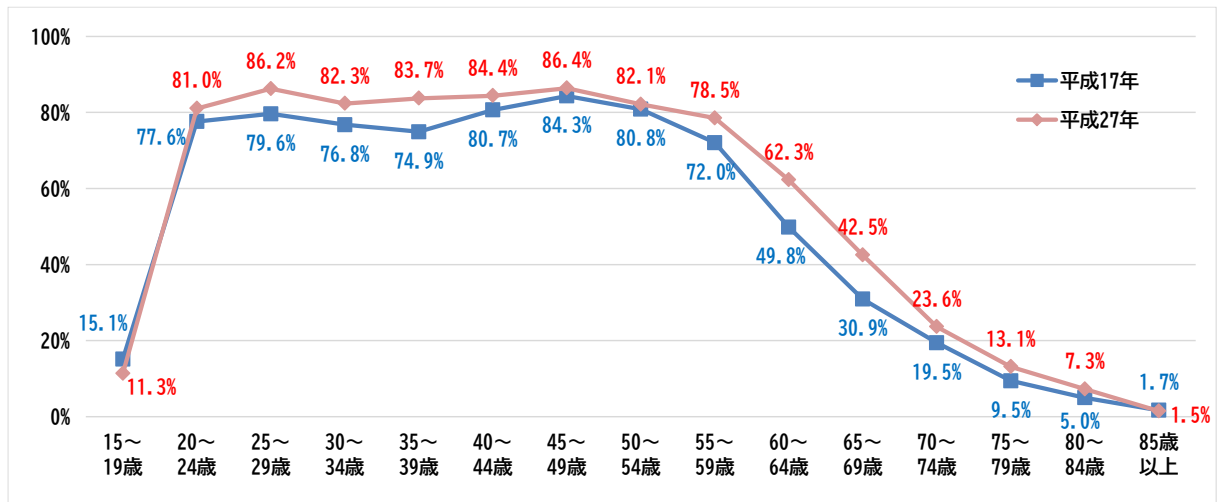


資料：福祉課（各年度3月31日時点）

④ 女性の就労状況

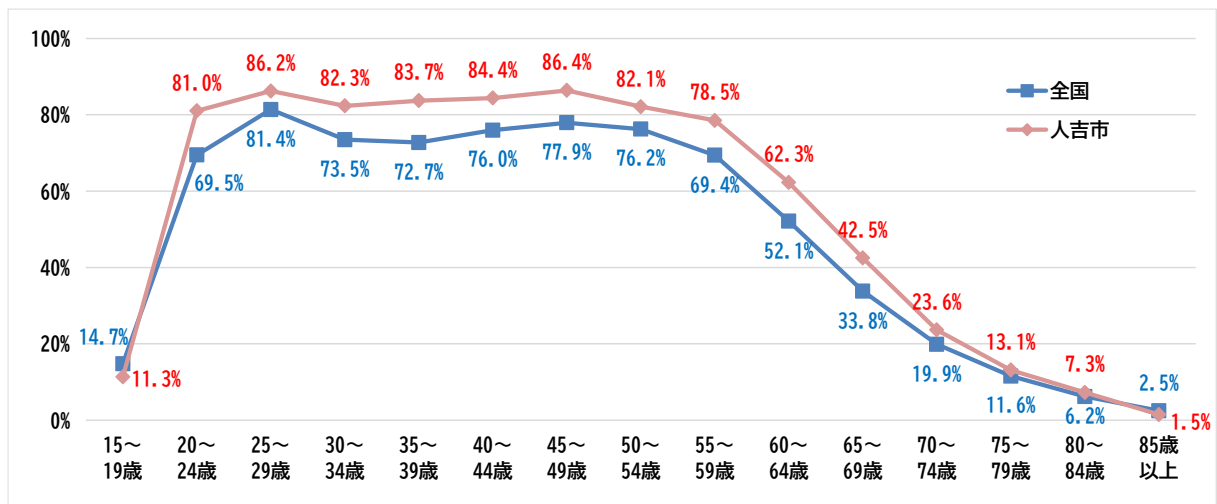
就労の状況をみると、女性の労働力率は 10 年前より概ね上昇しています。また、全国平均よりも高くなっています。

■女性の就労状況 人吉市 経年比較



資料：国勢調査

■女性の就労状況 全国比較



資料：国勢調査

(4) 要保護・準要保護世帯の状況

① 生活保護の状況

生活保護受給世帯数と受給人員総数は、ほぼ横ばいで推移しています。一方、18歳未満における受給者割合は、近年やや増加傾向にあり、平成31年では0.85%となっています。

本市における保護率は県より低い数値で推移していましたが、近年においてはその差が小さくなっています。

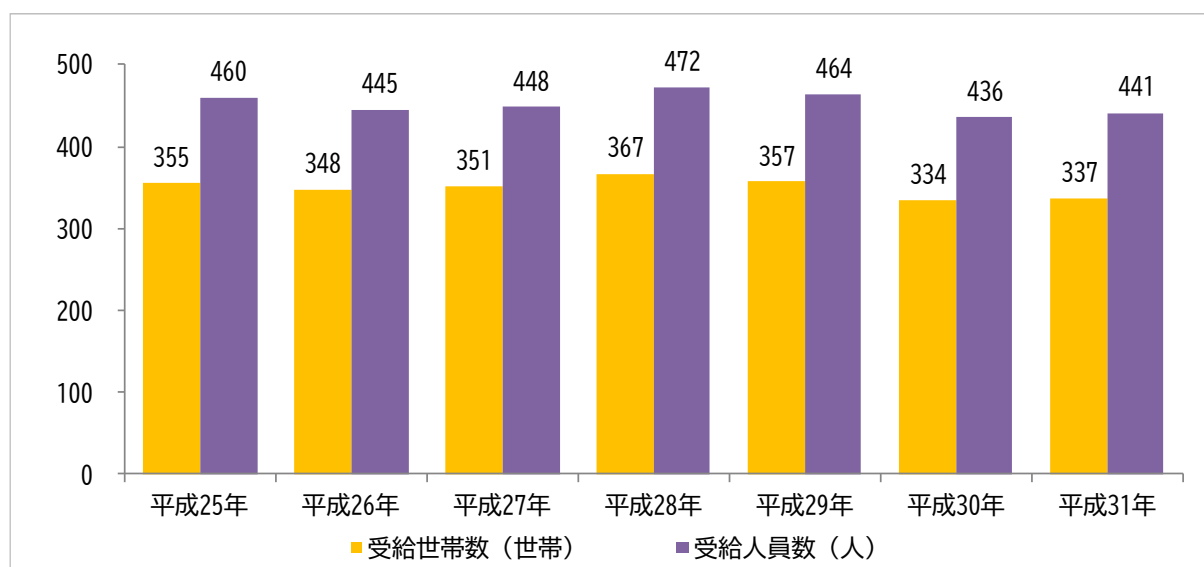
■生活保護受給者の状況

		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
受給世帯数（世帯）		355	348	351	367	357	334	337
受給人員数	18歳未満（人）	39	37	38	43	49	47	42
	18～64歳（人）	188	158	167	162	157	143	129
	65歳以上（人）	233	250	243	267	258	246	270
18歳未満人口（人）		5,593	5,771	5,408	5,258	5,212	5,042	4,938
18歳未満人口に占める割合（%）		0.70	0.64	0.70	0.82	0.94	0.93	0.85

※受給世帯数・人員数については毎年度4月時点の数値、18歳未満人口は毎年度3月末日の住民基本台帳上の数値とする。

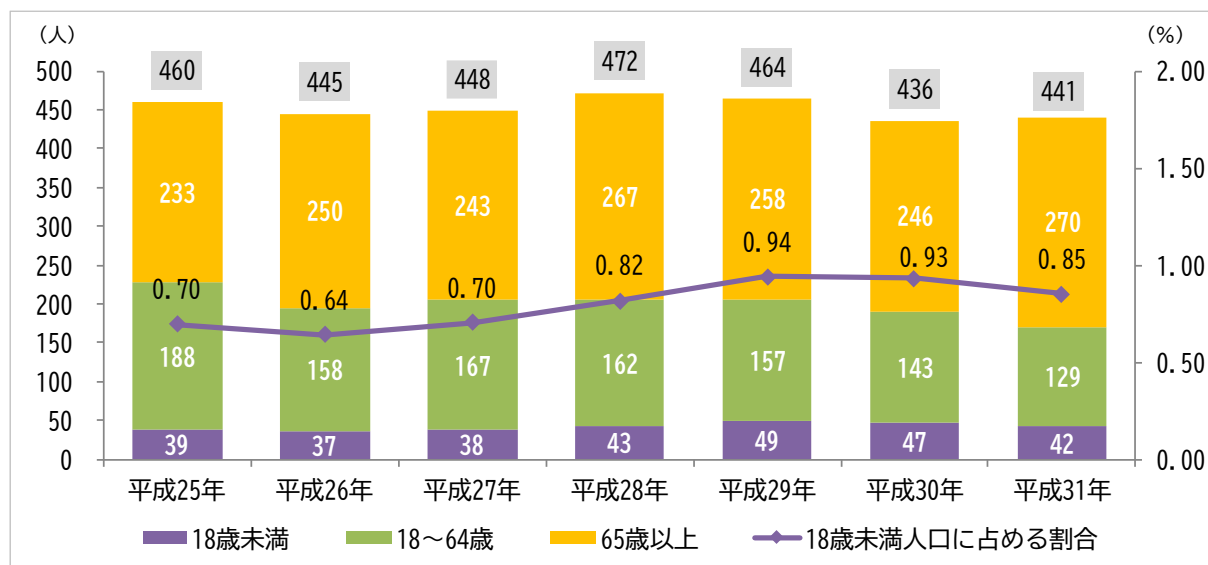
資料：福祉課

■生活保護受給世帯数・人員数の推移



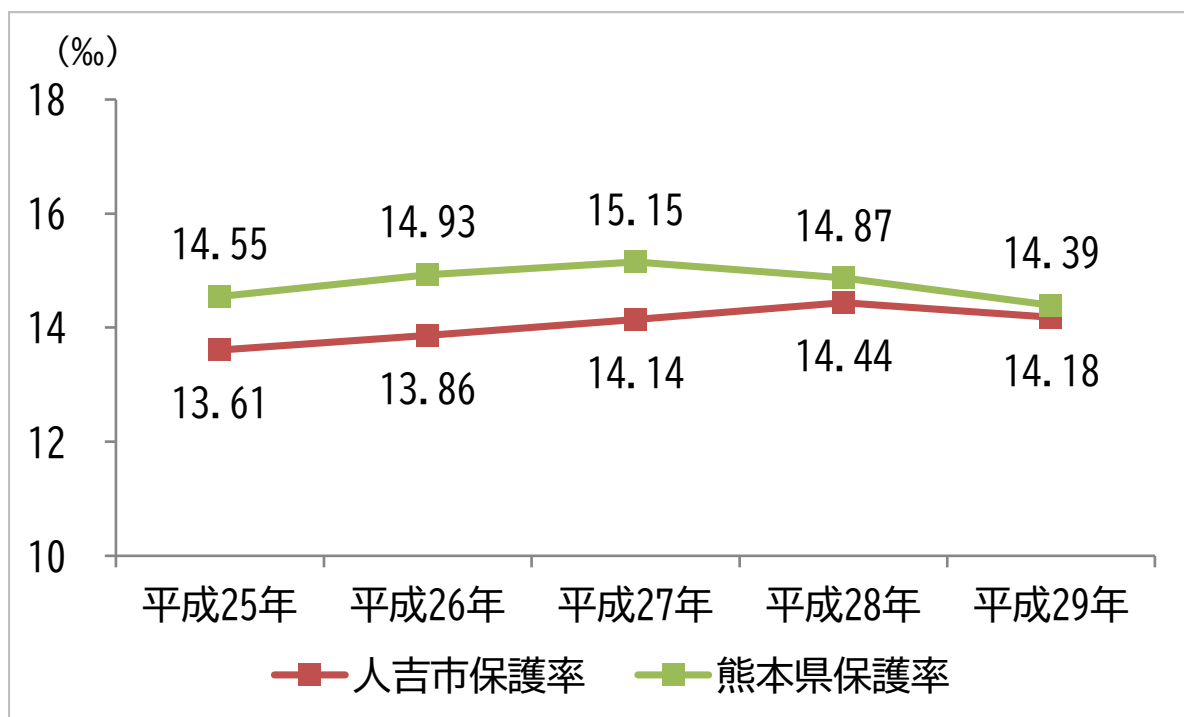
資料：福祉課

■18歳未満生活保護受給者の推移



資料：福祉課

■保護率の推移（人口千人比）



資料：熊本県の生活保護

② 就学援助の状況

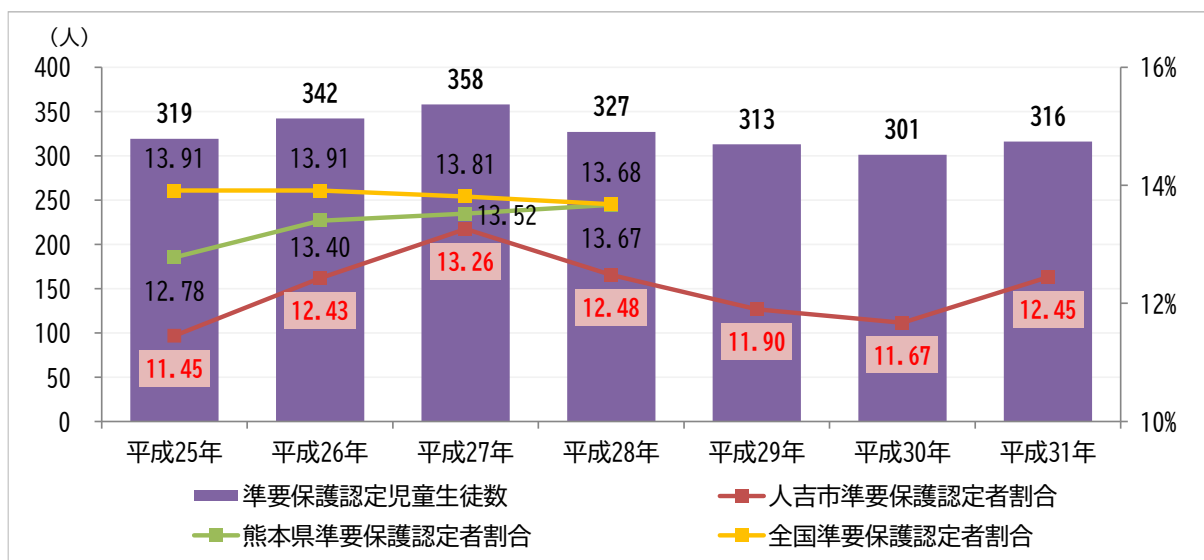
就学援助の対象となる準要保護認定児童生徒の割合は、年によってばらつきがありますが、近年は 12%前後で推移しています。国・県と比較すると、平成 28 年までにおいて概ね低い割合で推移しています。

■ 準要保護児童生徒数

	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
児童生徒総数（人）	2,786	2,752	2,700	2,620	2,630	2,579	2,539
準要保護認定児童生徒数（人）	319	342	358	327	313	301	316
人吉市準要保護認定者割合（%）	11.45	12.43	13.26	12.48	11.90	11.67	12.45
熊本県準要保護認定者割合（%）	12.78	13.40	13.52	13.67	—	—	—
全国準要保護認定者割合（%）	13.91	13.91	13.81	13.68	—	—	—

※準要保護認定児童生徒数については年間変動があるため初期認定時（5 月～6 月）の数値とする。

資料：人吉市数値は学校教育課、熊本県・全国数値は文部科学省就学援助実施状況等調査結果



(5) 子育て支援サービス等の状況

■認可保育所入所状況の推移（年齢別）

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	児童総数（人）	271	246	271	228	220
	入所児童数（人）	69	60	55	46	36
	入所率（％）	25.5	24.4	20.3	20.2	16.4
1 歳児	児童総数（人）	261	275	259	257	234
	入所児童数（人）	129	115	100	93	90
	入所率（％）	49.4	41.8	38.6	36.2	38.5
2 歳児	児童総数（人）	276	262	271	260	264
	入所児童数（人）	149	115	103	92	104
	入所率（％）	54.0	43.9	38.0	35.4	39.4
3 歳児	児童総数（人）	302	277	258	256	261
	入所児童数（人）	148	130	91	101	103
	入所率（％）	49.0	46.9	35.3	39.5	39.5
4 歳児	児童総数（人）	298	294	279	255	255
	入所児童数（人）	173	118	114	90	100
	入所率（％）	58.1	40.1	40.9	35.3	39.2
5 歳児	児童総数（人）	282	297	288	268	257
	入所児童数（人）	165	141	102	109	91
	入所率（％）	58.5	47.5	35.4	40.7	35.4

資料：入所児童数は福祉課（各年 4 月 1 日現在）、児童総数は住民基本台帳（各年 3 月末日現在）



■認定こども園入所状況の推移（年齢別）

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	児童総数（人）	271	246	271	228	220
	入所児童数（人）	33	42	41	45	45
	入所率（％）	12.2	17.1	15.1	19.7	20.5
1 歳児	児童総数（人）	261	275	259	257	234
	入所児童数（人）	43	82	99	102	90
	入所率（％）	16.5	29.8	38.2	39.7	38.5
2 歳児	児童総数（人）	276	262	271	260	264
	入所児童数（人）	75	75	102	112	114
	入所率（％）	27.2	28.6	37.6	43.1	43.2
3 歳児	児童総数（人）	302	277	258	256	261
	入所児童数（1号）	13	26	24	44	40
	入所児童数（2号）	60	76	77	84	82
	入所率（％）	24.2	36.8	39.1	50.0	46.7
4 歳児	児童総数（人）	298	294	279	255	255
	入所児童数（1号）	8	26	32	49	51
	入所児童数（2号）	49	72	88	92	79
	入所率（％）	19.1	33.3	43.0	55.3	51.0
5 歳児	児童総数（人）	282	297	288	268	257
	入所児童数（1号）	11	13	34	56	53
	入所児童数（2号）	55	75	84	86	89
	入所率（％）	23.4	29.6	41.0	53.0	55.3

資料：入所児童数は福祉課（各年 4 月 1 日現在）、児童総数は住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

■認可保育所入所状況の推移（保育所別）

（単位：人）

保育所名	区分	定員	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
泉田保育園	私	110	98	97	—	—	—
おこば保育園	私	60	49	42	43	41	35
こばと保育園	私	110	80	83	81	80	73
善隣保育園	私	100	103	101	98	77	88
中原保育園	私	160	150	—	—	—	—
林保育園	私	80	76	73	73	69	66
人吉乳児保育園	私	90	80	79	76	70	69
蓬萊保育園	私	110	103	102	104	103	100
ひまわり保育園	私	90	61	63	57	62	67
管外保育所	公	—	3	2	0	1	2
管外保育所	私	—	30	37	33	28	24

※入所数は各年 4 月 1 日現在、区分及び定員は平成 31 年 4 月 1 日現在

資料：福祉課

■認定こども園入所状況の推移（認定こども園別）

（単位：人）

保育所名	区分	定員	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
あいだこども園(1号)	私	15	7	14	14	14	11
あいだこども園(2.3号)	私	100	90	84	85	83	86
さざなみ保育園(1号)	私	15	6	8	8	12	13
さざなみ保育園(2.3号)	私	85	72	67	71	70	60
せん月保育園(1号)	私	15	8	15	15	14	14
せん月保育園(2.3号)	私	40	51	38	41	36	28
人吉こども園(1号)	私	25	10	21	22	20	25
人吉こども園(2.3号)	私	100	97	88	83	78	67
泉田こども園(1号)	私	15	—	—	12	14	15
泉田こども園(2.3号)	私	95	—	—	81	79	78
中原こども園(1号)	私	25	—	6	17	22	21
中原こども園(2.3号)	私	140	—	137	120	116	113
青井幼稚園(1号)	私	25	—	—	—	30	21
青井幼稚園(2.3号)	私	35	—	—	—	25	30
人吉中央幼稚園(1号)	私	25	—	—	—	21	22
人吉中央幼稚園(2.3号)	私	30	—	—	—	19	26
管外こども園(1号)	公	—	0	0	0	0	0
管外こども園(2.3号)	公	—	0	0	0	0	0
管外こども園(1号)	私	—	1	1	3	2	2
管外こども園(2.3号)	私	—	5	8	10	15	11

※入所者数は各年4月1日現在、区分及び定員は平成31年4月1日現在

資料：福祉課

■特別保育等の実施状況

（単位：か所、人）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延長 保育	実施か所数	13	13	12	12	13
	利用児童数	729	741	699	588	—
障がい 児保育	実施か所数	11	11	12	12	12
	利用児童数	35	29	35	30	23
一時 預かり	実施か所数	13	13	13	15	15
	利用児童数	506	482	380	429	—

※実施か所数は各年度4月1日現在

資料：福祉課

■幼稚園入園状況の推移（施設別）

（単位：人）

幼稚園名	定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
青井幼稚園	60	59	64	58	—	—
人吉中央幼稚園	55	46	41	47	—	—
人吉幼稚園	90	87	78	71	60	71

※入園者数は各年 5 月 1 日現在、定員は平成 31 年 4 月 1 日現在

資料：福祉課

■幼稚園入園状況の推移（年齢別）

（単位：人）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
入園児童数	2 歳児	0	3	6	2	0
	3 歳児	70	38	66	20	31
	4 歳児	70	74	37	23	18
	5 歳児	52	68	67	15	22
	計	192	183	176	60	71

※各年 5 月 1 日現在

資料：福祉課

■放課後児童クラブ年間平均登録児童数の推移

（単位：人）

施設名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
あいだ学童クラブ	27	29	20	20	25
泉田学童クラブ	39	37	54	45	45
善隣学童クラブ	33	33	37	32	43
中原学童クラブ	61	74	102	102	99
わくわく学童クラブ	42	39	43	55	53
蓬莱学童クラブ	28	30	34	37	35
みどり学童クラブ	40	—	—	—	—
クローバー学童クラブ	17	30	35	37	38
ひまわり学級	45	45	41	45	45
中央わかあゆクラブ	43	34	23	18	21
さざなみ学童クラブ	—	—	—	—	33
計	375	351	389	391	437

※令和元年度は見込み

資料：福祉課

■子育て支援センター利用者数の推移

(単位：人)

施設名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
九ちゃんクラブ	6,143	5,713	4,133	3,354	—

※各年 3 月 31 日現在

資料：福祉課

■妊娠 11 週未満の届出率の推移

(単位：%)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人吉市	91.1	94.1	92.5	89.4	—

資料：保健センター

■低出生体重児の出生割合の推移

(単位：%)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
人吉市	10	7.1	8.2	9.1	—

資料：保健センター

■乳幼児健康診査の受診率の推移

(単位：%)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 か月児健診	99	99	100	93	98
7 か月児健診	96	100	98	95	98
1 歳 6 か月児健診	97	99	97	97	97
3 歳児健診	98	99	100	97	97

資料：保健センター

■むし歯保有率の推移

(単位：%)

区分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 歳 6 か月児健診	むし歯保有率 (%)	人吉市	5.60	6.80	4.11	1.54	2.50
		熊本県	2.75	2.51	2.40	2.04	—
	一人当たりのむし歯の本数 (本)	人吉市	0.15	0.16	0.07	0.04	0.06
		熊本県	0.07	0.07	0.07	0.06	—
3 歳児健診	むし歯保有率 (%)	人吉市	41.70	34.75	40.2	31.90	29.90
		熊本県	25.08	25.18	24.08	21.18	—
	一人当たりのむし歯の本数 (本)	人吉市	1.65	1.36	1.62	1.21	1.13
		熊本県	0.94	0.91	0.85	0.77	—

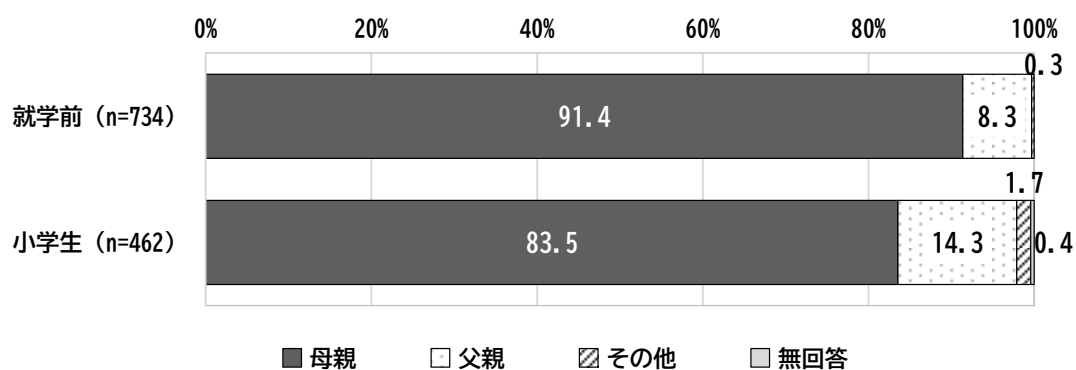
資料：保健センター

2 アンケート調査等から見える検討事項

(1) 調査対象家族の特徴

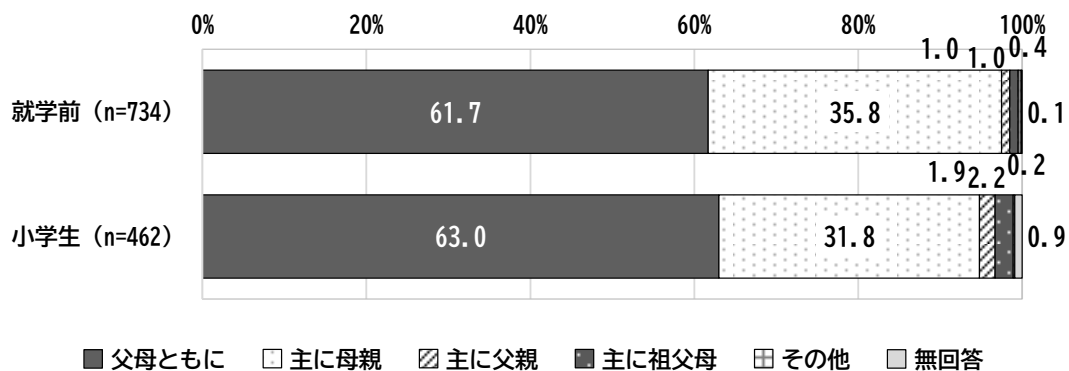
調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親となり、就学前児童の保護者では91.4%、小学生の保護者では83.5%となっています。よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

■回答者



子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っている家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者では61.7%、小学生の保護者では63.0%となっています。

■子育ての主な担い手

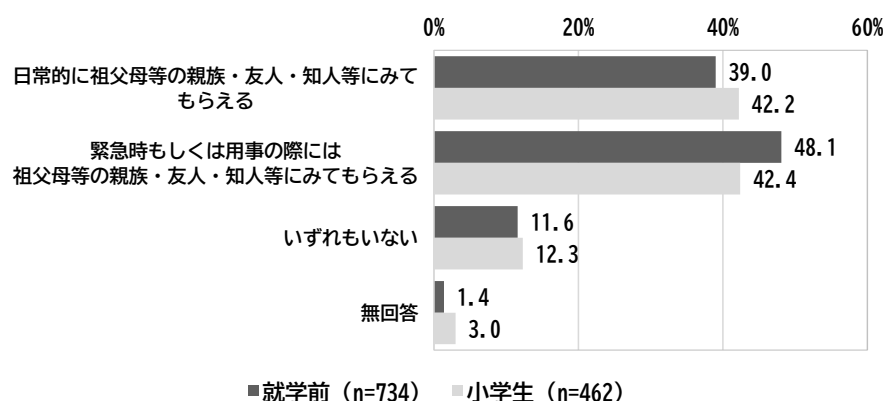


(2) 子どもの育ちをめぐる環境

「日常的に祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で 39.0%、小学生の保護者で 42.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で 48.1%、小学生の保護者で 42.4%となっていることから、8割以上の家庭は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族・知人が身近にいると考えられます。

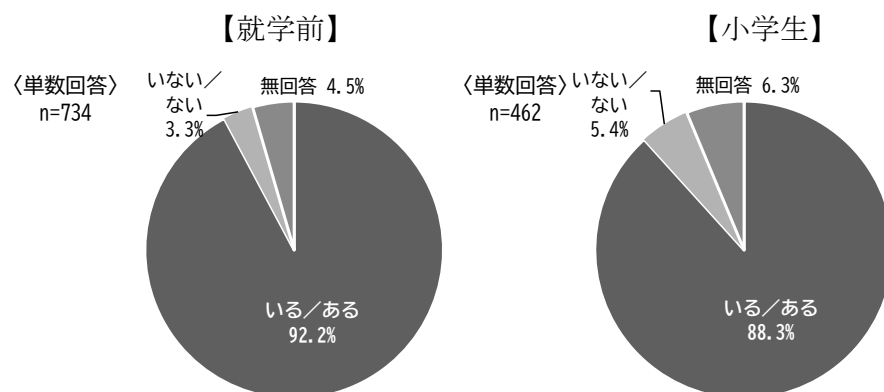
また、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は就学前児童では 11.6%、小学生の保護者では 12.3%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

■子どもをみてくれる親族、知人・友人の有無＜単数回答＞



子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」とする割合は、就学前児童で 92.2%、小学生で 88.3%となっています。一方、「いない・ない」とする回答もあり、就学前児童の保護者で 3.3%、小学生の保護者で 5.4%となっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無

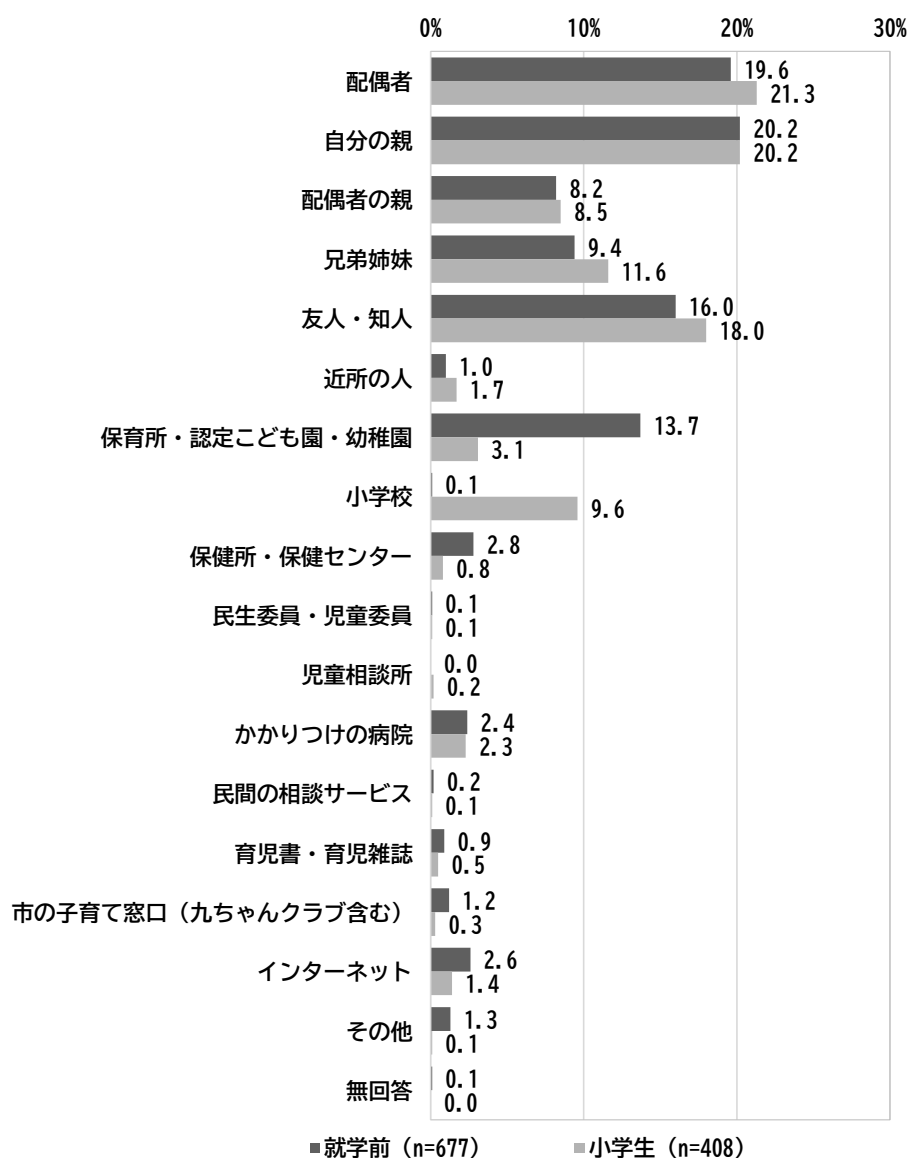


また、気軽に相談できる相手・場所については、「配偶者」（就学前児童の保護者 19.6%、小学生の保護者 21.3%）、「自分の親」（就学前児童の保護者 20.2%、小学生の保護者 20.2%）が上位となり、複数の相談先を持っている保護者が8割以上いることがうかがえます。また、公的な相談場所の「保健所・保健センター」「自治体の子育て窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

■気軽に相談できる人・場所

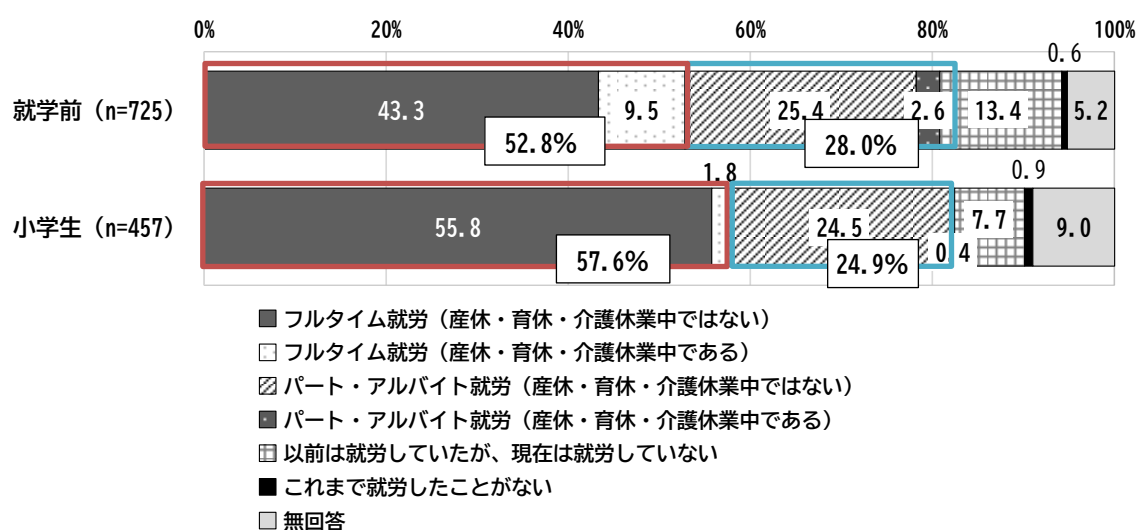
（複数回答、回答総数〈就学前 2,680、小学生 1,434〉に対する割合）



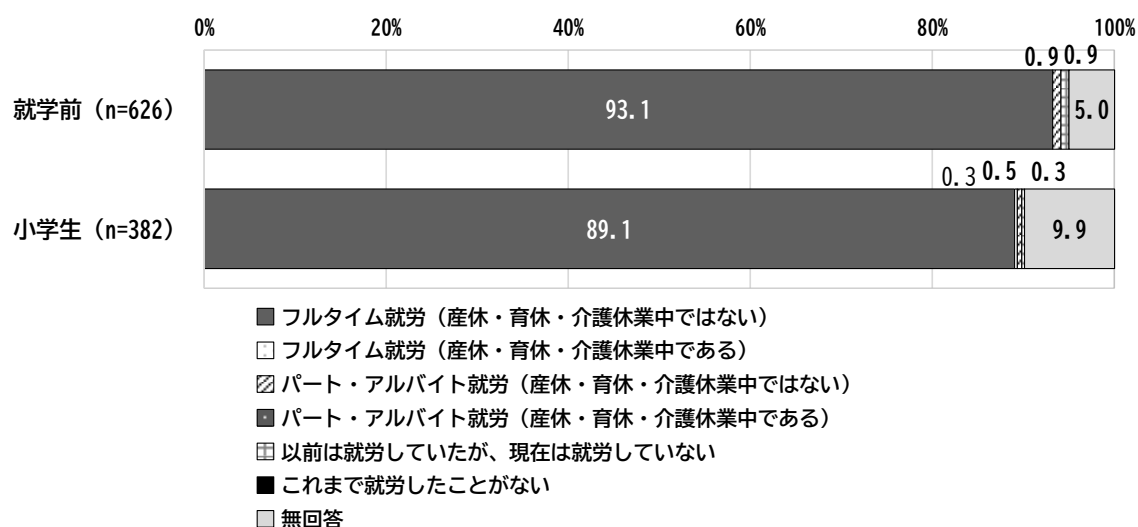
(3) 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が 52.8%、『フルタイム以外で就労』が 28.0%、『就労していない』が 14.0%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が 57.6%、『フルタイム以外で就労』が 24.9%、『就労していない』人が 8.6%となっています。父親は、就学前児童の保護者も小学生の保護者もともに、「フルタイムで就労している」が概ね9割となっています。母親が、子どもの年齢に合わせて時間制約の少ないパート就労をする様子が見え、母親の育児と仕事の両立を求める状況が続いていると考えられます。

■母親の就労状況



■父親の就労状況



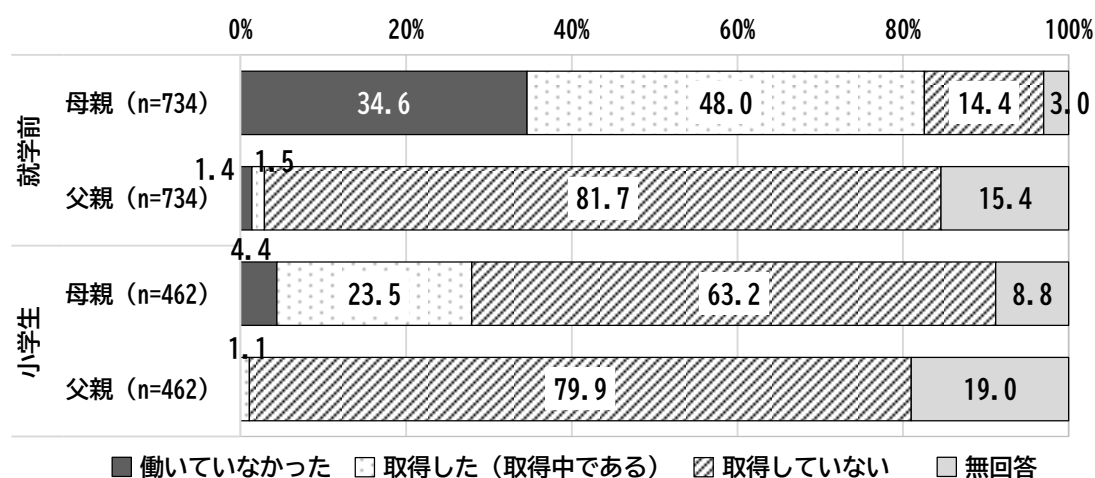
母親が育児休業を取得した、あるいは取得中である割合は、就学前児童の母親が小学生児童の母親に比べ 24.5 ポイント多くなっており（就学前調査 48.0%、小学生調査 23.5%）、母親が育児休業を取得しやすい環境整備が進んできていることがうかがえます。しかし、父親についてみると、育児休業を取得した割合は就学前児童の父親において 1.5%、小学生児童の父親において 1.1%に留まります。

育児休業を取得しなかった理由は、就学前児童の母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が 15.0%で最も高くなっています。小学生児童の母親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「保育所・認定こども園等に預けることができた」がともに 14.8%で最も高くなっています。

就学前児童の父親では、「仕事が忙しかった（20.3%）」、「配偶者が育児休業制度を利用した（19.1%）」が高くなっています。小学生児童の父親では、「仕事が忙しかった（19.1%）」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった（17.2%）」が高くなっています。

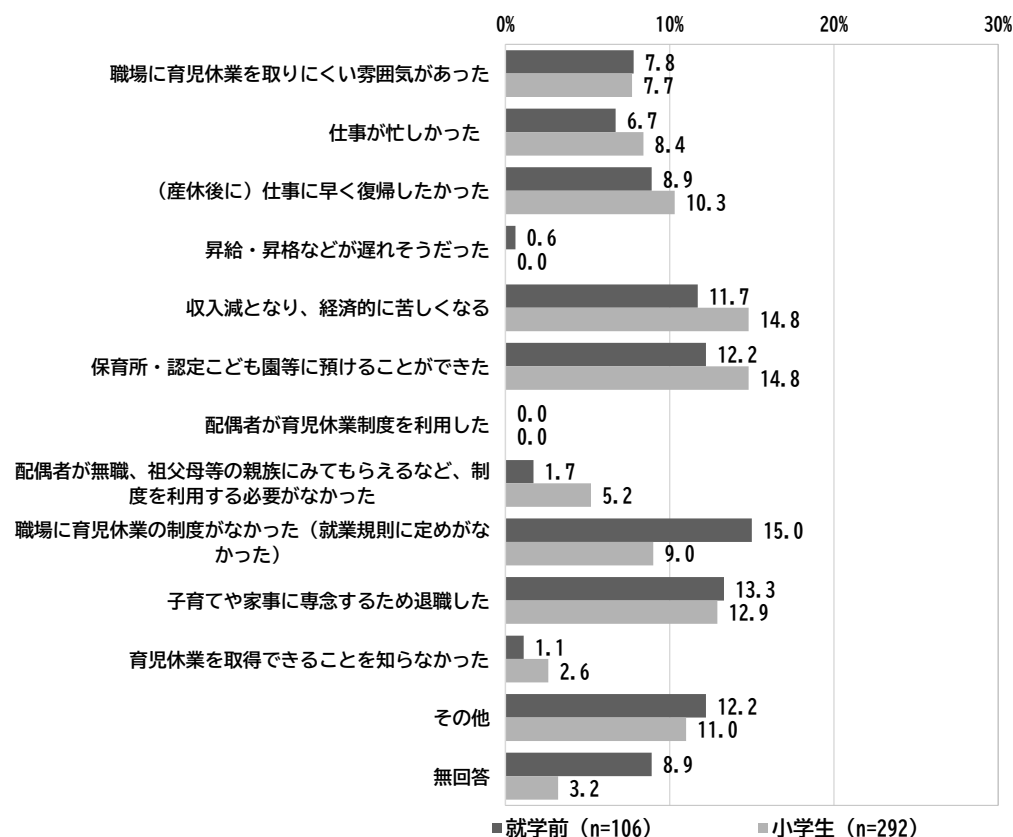
母親における「職場に育児休業制度がなかった」とする割合は就学前調査において 15.0%、小学生調査において 9.0%となっており、今後も、雇用主及び被雇用者へのさらなる周知徹底が求められます。

■ 育児休業取得状況

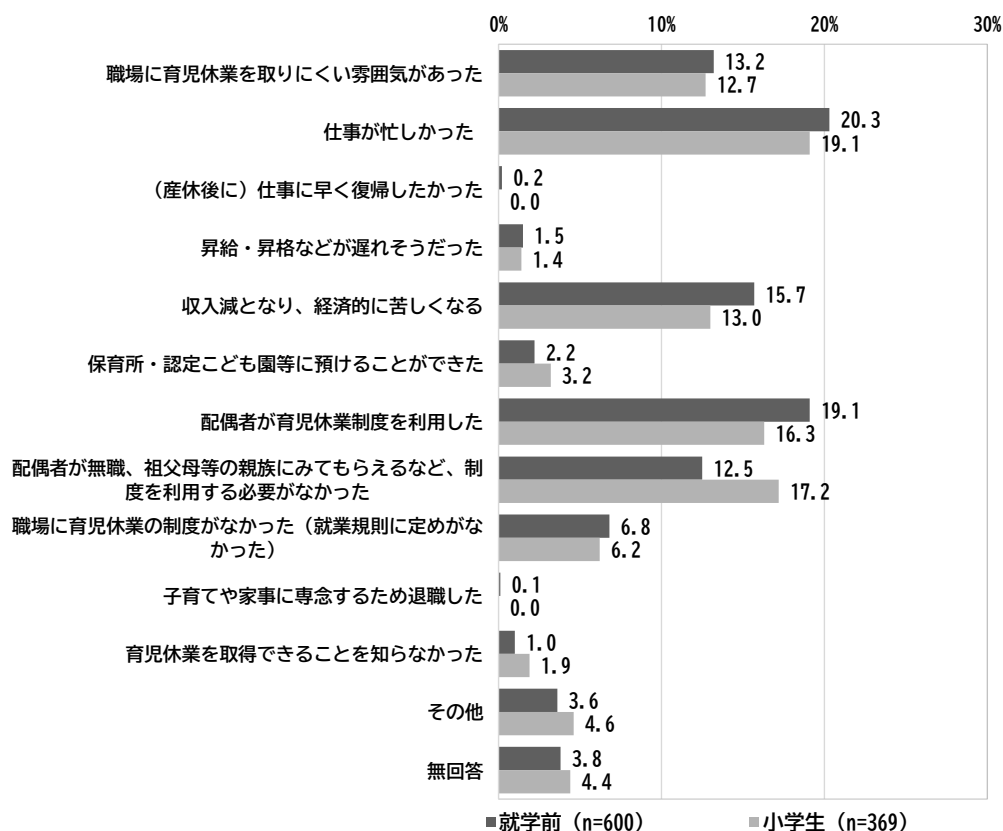


■ 育児休業をとっていない理由

【母親】（複数回答、回答総数〈就学前 180、小学生 155〉に対する割合）



【父親】（複数回答、回答総数〈就学前 1,160、小学生 632〉に対する割合）



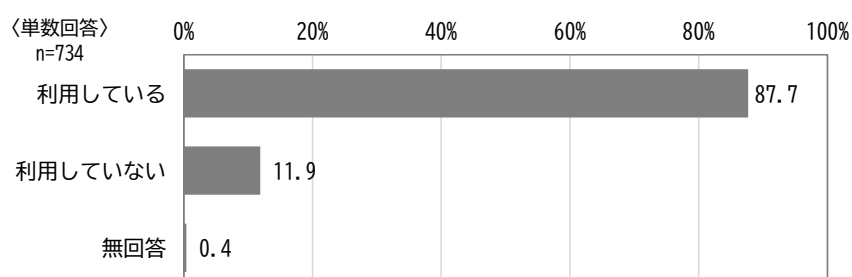
(4) 教育・保育の利用状況と利用意向

就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、87.7%となっています。

現在利用している施設は、「認定こども園」が50.8%「認可保育所」が36.8%となり、合わせて87.6%となっています。今後、全国的には育児休業取得者の増加や幼児教育・保育の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれていますが、本市においては、現在でも利用している割合が高くなっていることから急激な変化はないものと思われます。

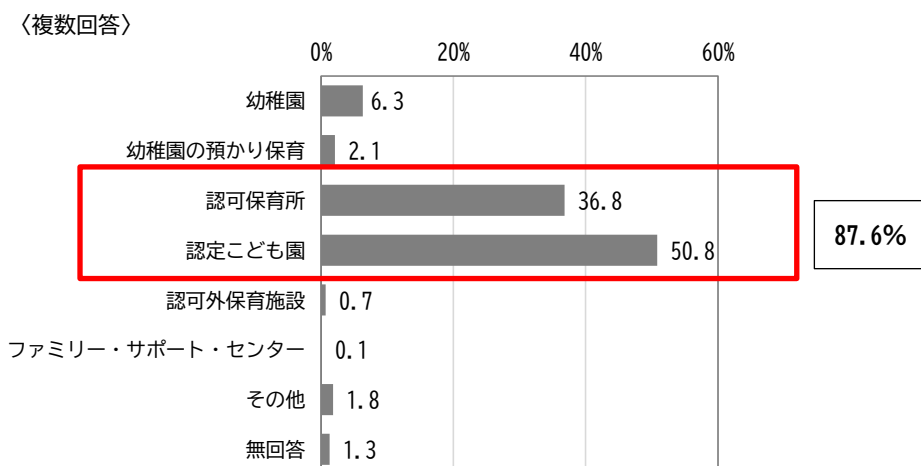
現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認定こども園」が30.2%、「認可保育所」が20.4%となっており、利用状況と同じ順位となっています。現在「幼稚園」を利用している人は6.3%、利用を希望する人は8.3%と実態より2.0ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」で3.4ポイント高くなっています。これらの利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。今後、これらの潜在的なニーズについても、本計画においては的確に把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前）

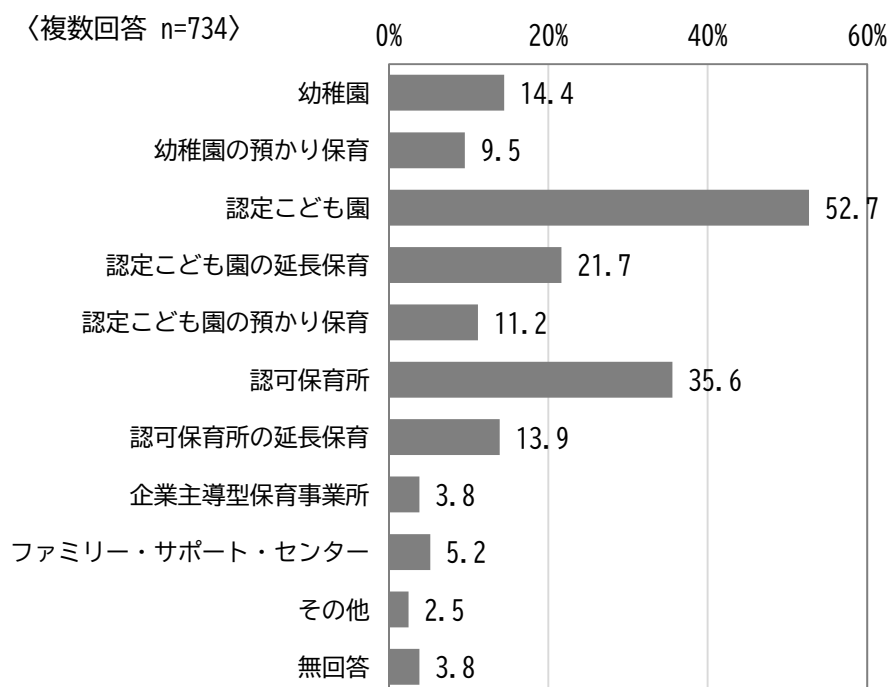


■ 現在利用している日常的な教育・保育事業（就学前）

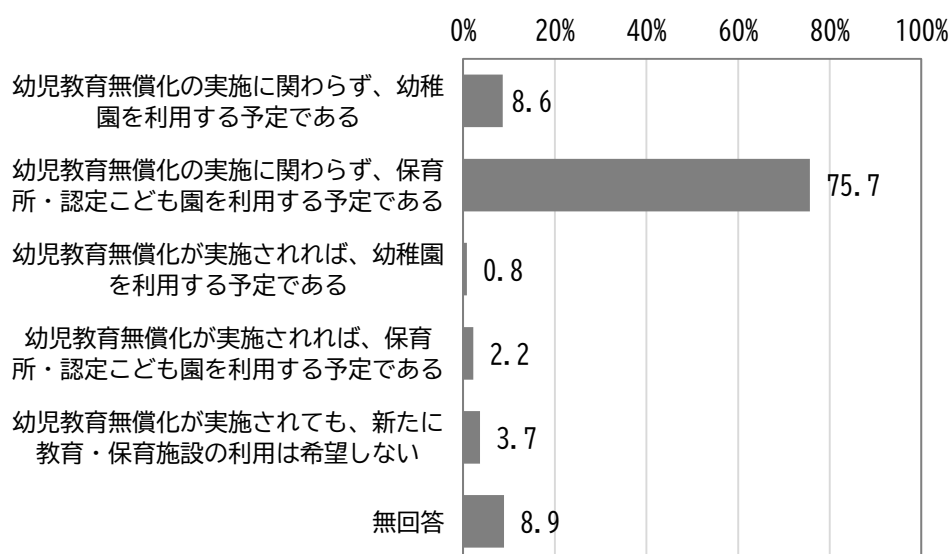
(複数回答、回答総数 671 に対する割合)



■「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業（就学前）



■幼児教育無償化時に利用したいと考える教育・保育事業（就学前）



（５）市が実施している主な事業の認知度と利用状況及び利用意向

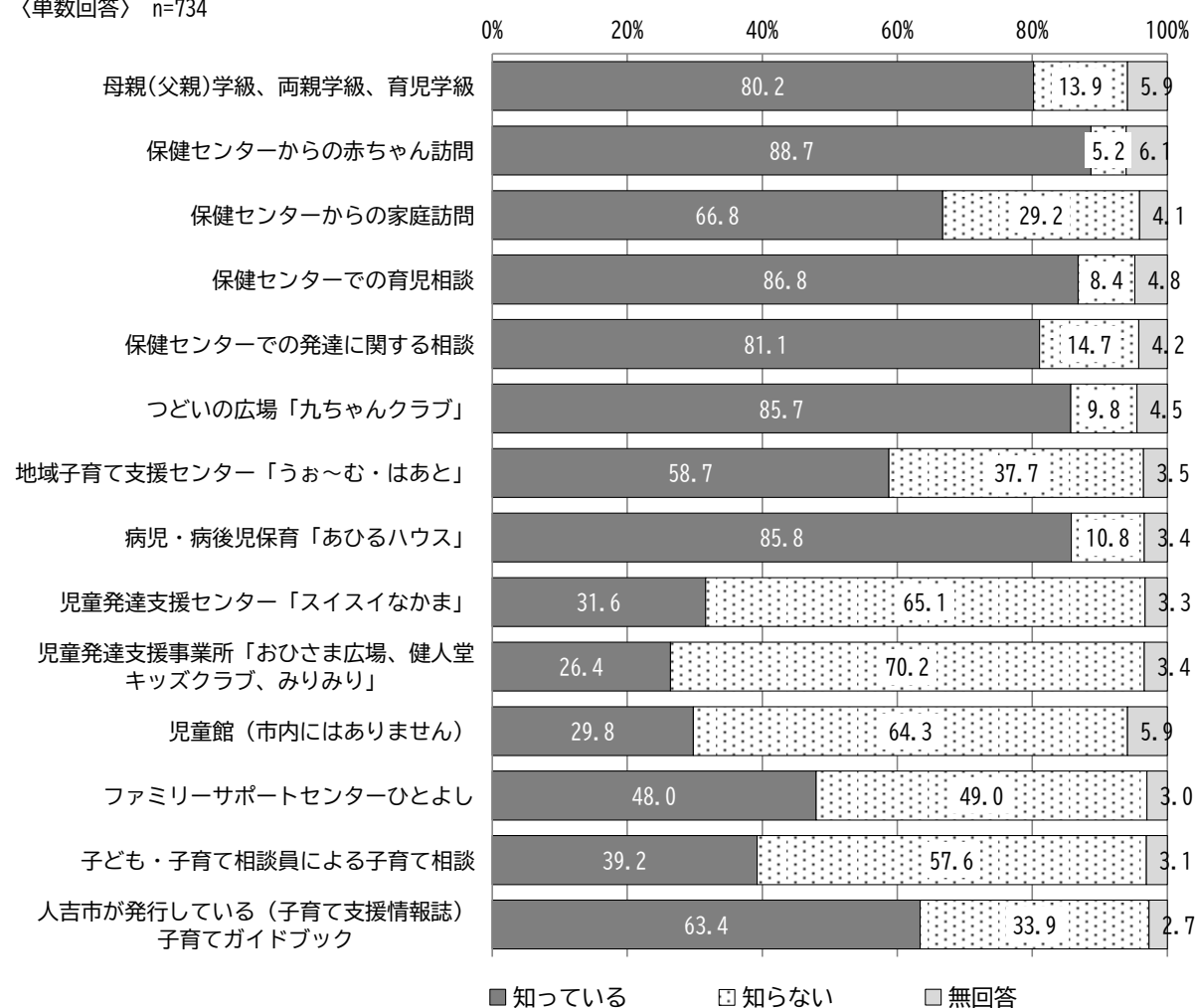
市が実施している主な子育て関連事業の認知度は、「保健センターからの赤ちゃん訪問」が高く、「児童発達支援事業所」が低くなっています。認知度の低い「児童発達支援事業所」「児童発達支援センター」「子ども・子育て相談員による子育て相談」の周知・利用の増加を図る必要があります。

また、利用意向が利用状況より 25 ポイント以上高くなっている「病児・病後児保育」、「児童館」、「子ども・子育て相談員による子育て相談」については、認知から経験に至るまでのきっかけづくりと利用意向に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます。

さらに、どの事業においても、「今後も利用の予定はない」とする回答が概ね 4 割超あることから、実施体制や内容の充実など参加しやすい工夫が求められています。

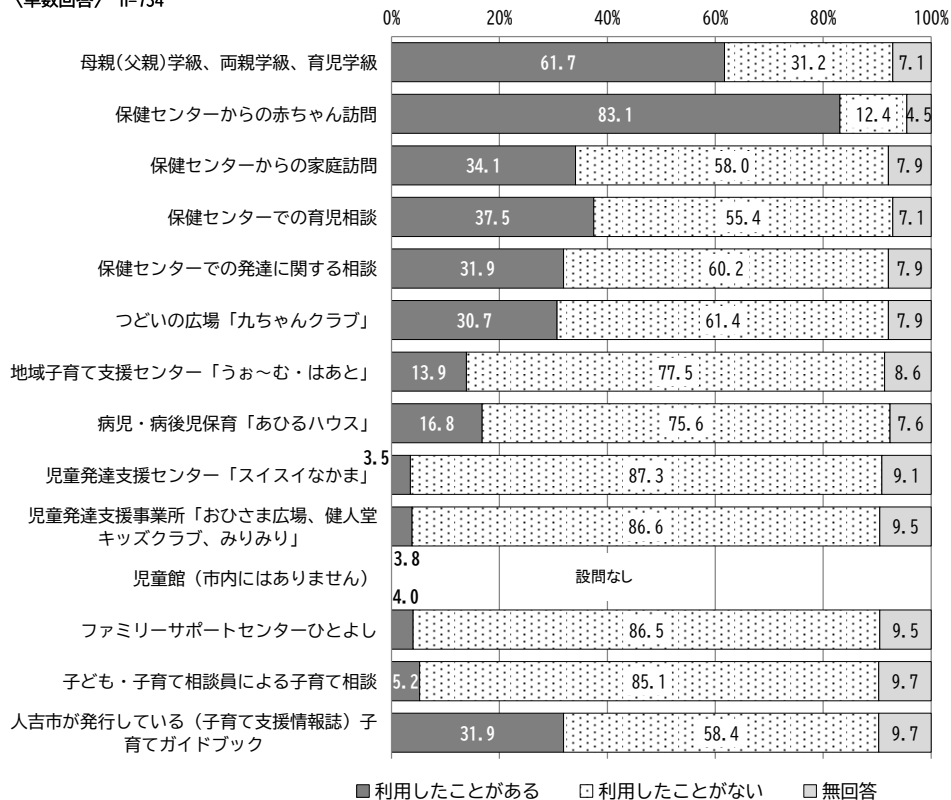
■市の子育て関連事業の認知度

〈単数回答〉 n=734



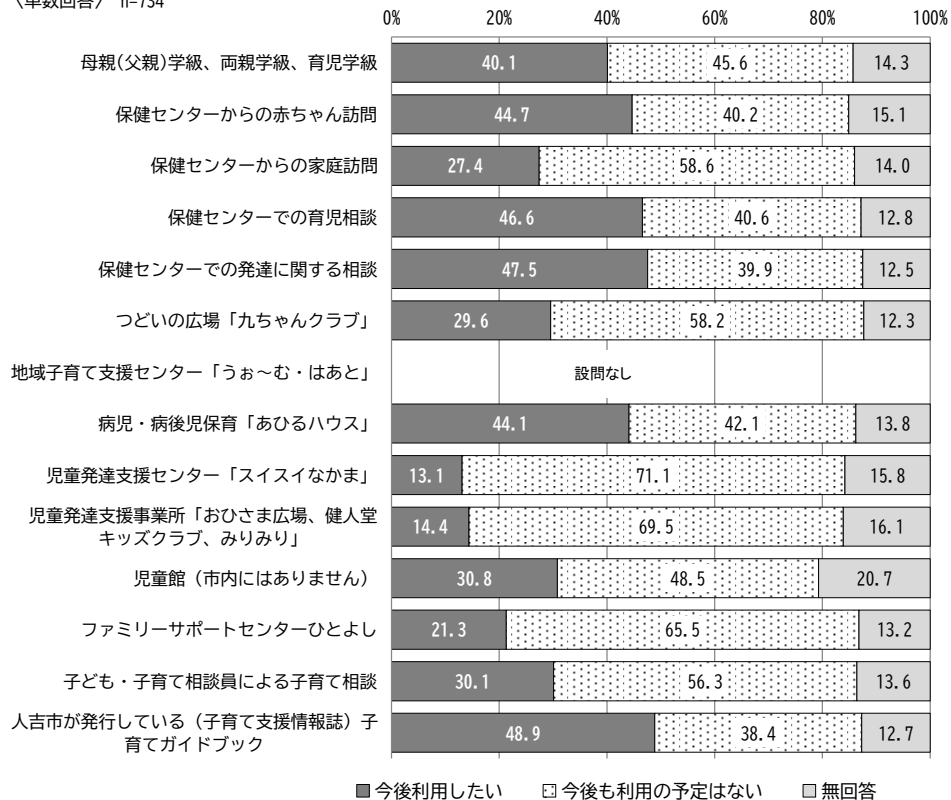
■市の子育て関連事業の利用状況

〈単数回答〉 n=734



■市の子育て関連事業の利用希望

〈単数回答〉 n=734



（６）小学校における放課後の過ごし方

就学前児童（年長児）の保護者の、小学校就学後における低学年のうちの放課後の過ごし方の希望は、「学童保育〔放課後児童クラブ〕」が 27.0%と最も高く、次いで「自宅（誰か家族がいる）」が 20.4%となっています。

一方、小学生児童が現在放課後を過ごしている場所は、「自宅（誰か家族がいる）」が 37.8%と最も高く、次いで「習い事」が 16.6%となっています。

今後、特に高学年時においての放課後の過ごし方として小学生保護者が希望する場所は、「自宅（誰か家族がいる）」が 37.8%、「習い事」が 24.2%となっています。

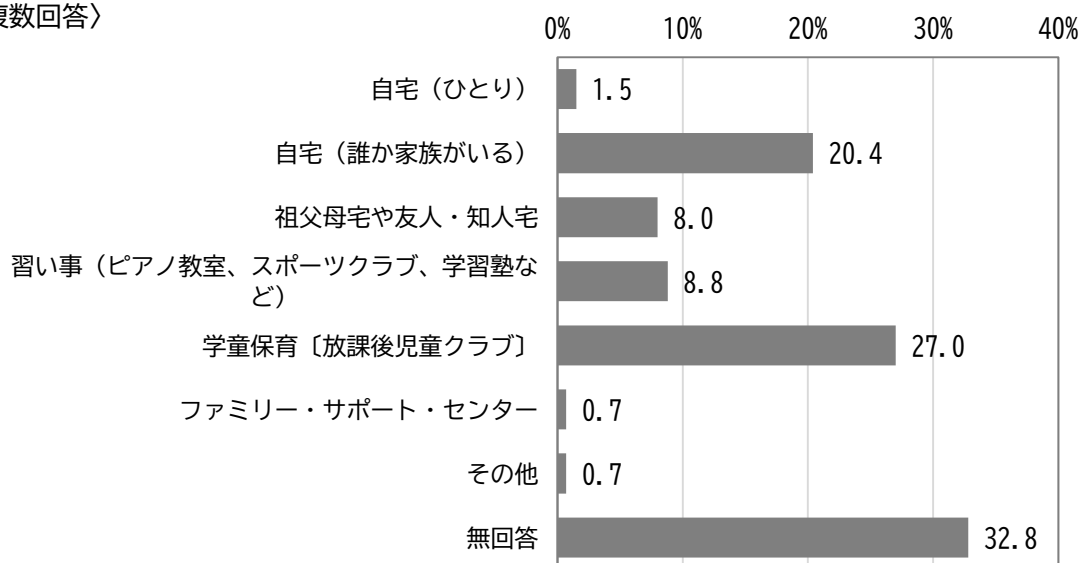
「学童保育〔放課後児童クラブ〕」については、就学前児童の保護者の利用希望は 27.0%となり、小学生児童の現在の利用状況 13.5%と比較すると 13.5 ポイント高くなっています。

また、学童保育〔放課後児童クラブ〕の利用希望のうち、土曜日に５割程度、長期の休暇期間中に２～３割程度が利用を希望しています。

働く保護者にとって、学童保育は重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童保育を維持していくことが求められています。

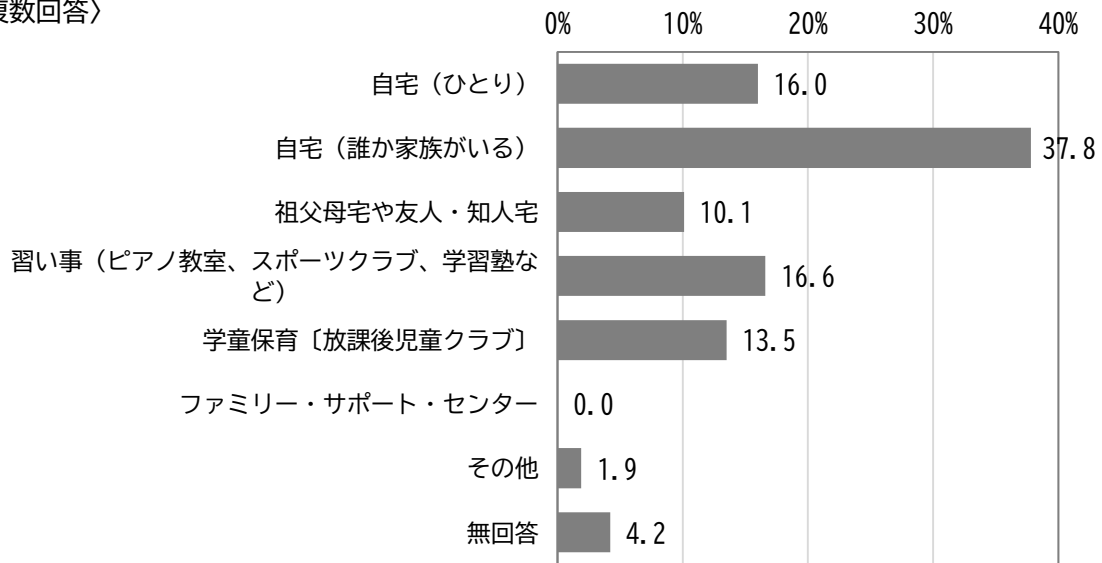
■希望する低学年時の放課後の過ごし方（就学前・年長児）

〈複数回答〉



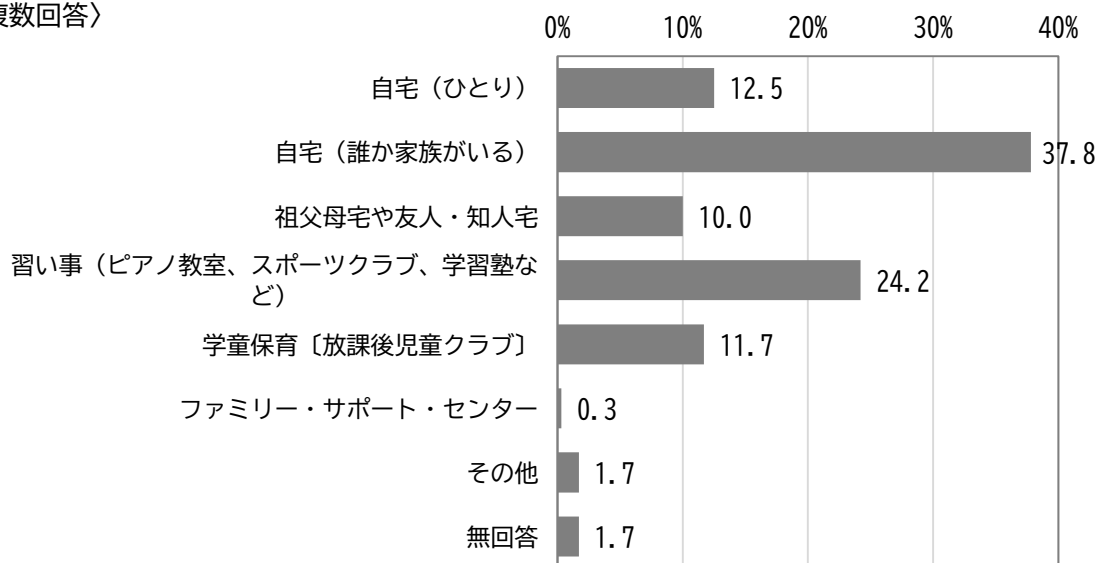
■現在の放課後の過ごし方（小学生）

〈複数回答〉



■今後（高学年時）の放課後の過ごし方（小学生）

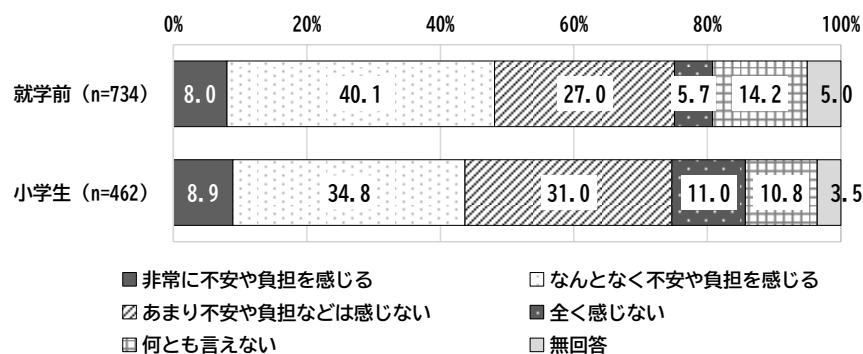
〈複数回答〉



(7) 子育てに関しての不安感や負担感

子育てに関しての不安感や負担感について『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）とする割合は、就学前児童の保護者において 48.1%、小学生児童の保護者において 43.7%となっています。

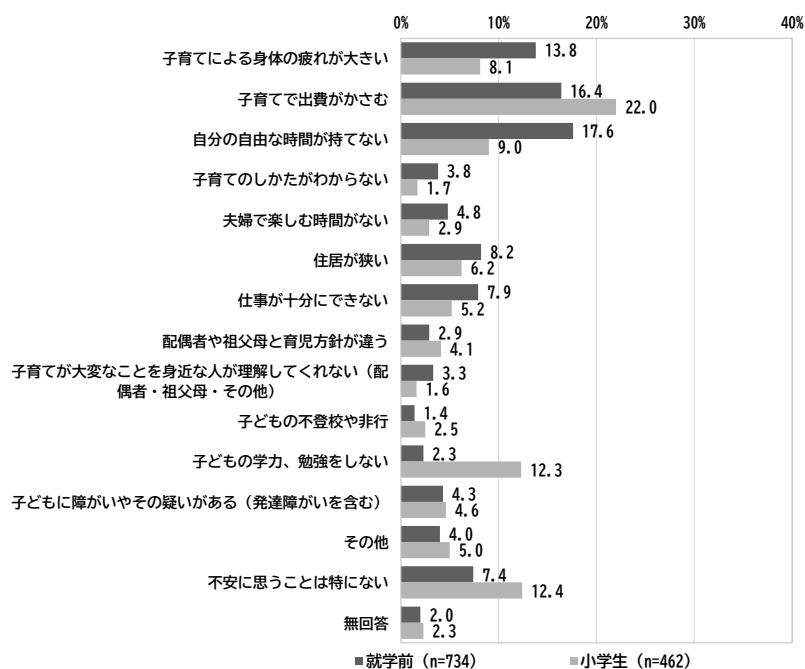
■子育てに関しての不安感や負担感



子育てをするうえでの不安や悩みについて、就学前児童の保護者においては「自分の自由な時間が持てない」が 17.6%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむ」が 16.4%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が 13.8%となっています。小学生の保護者においては、「子育てで出費がかさむ」が 22.0%と最も高く、次いで「不安に思うことは特にない」が 12.4%、「子どもの学力、勉強をしない」が 12.3%となっています。

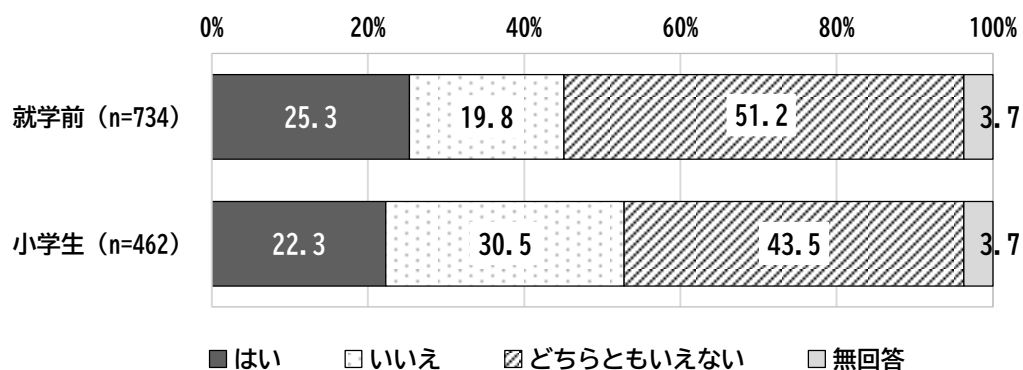
■子育てをするうえでの不安や悩み

(複数回答、回答総数 1,583 に対する割合)



子育てに自信が持てないことがあるかについて、「はい」とする割合が、就学前児童の保護者では25.3%、小学生の保護者では22.3%となっています。

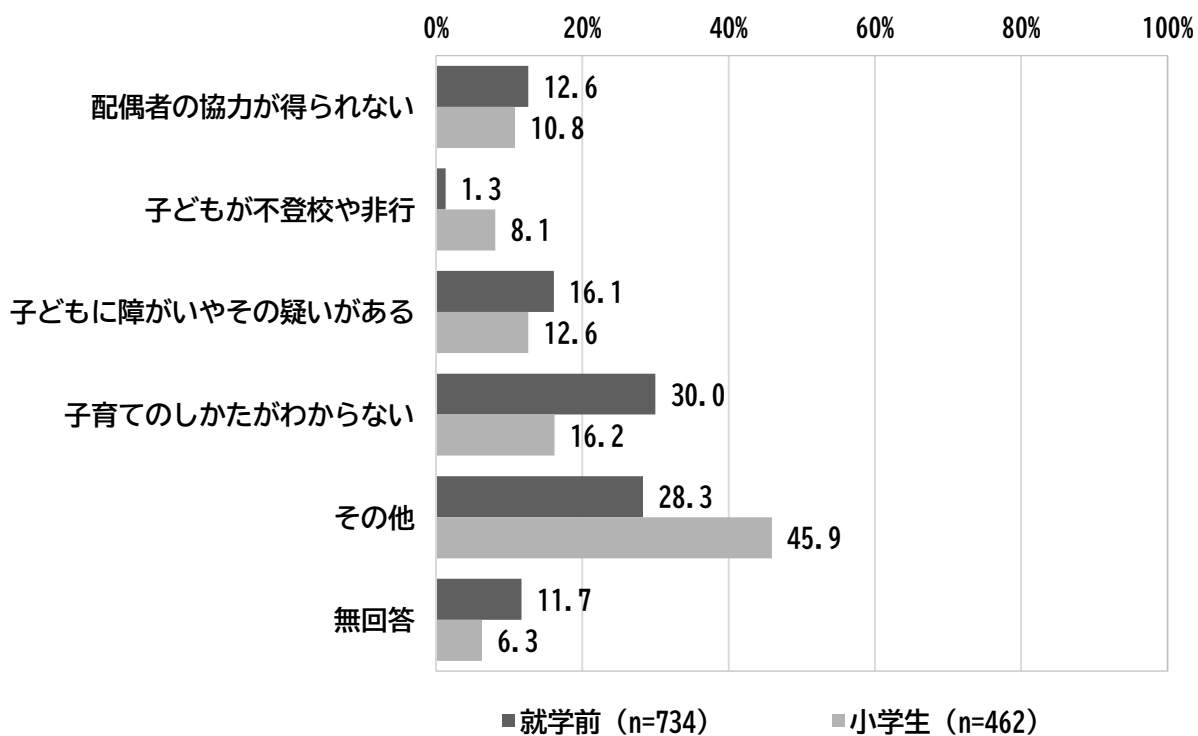
■子育てに自信が持てないことがあるか



子育てに自信が持てないことの理由については、就学前児童、小学生の保護者ともに「子育てのしかたがわからない（就学前 30.0%、小学生 16.2%）」、「その他（就学前 28.3%、小学生 45.9%）」が高くなっています。

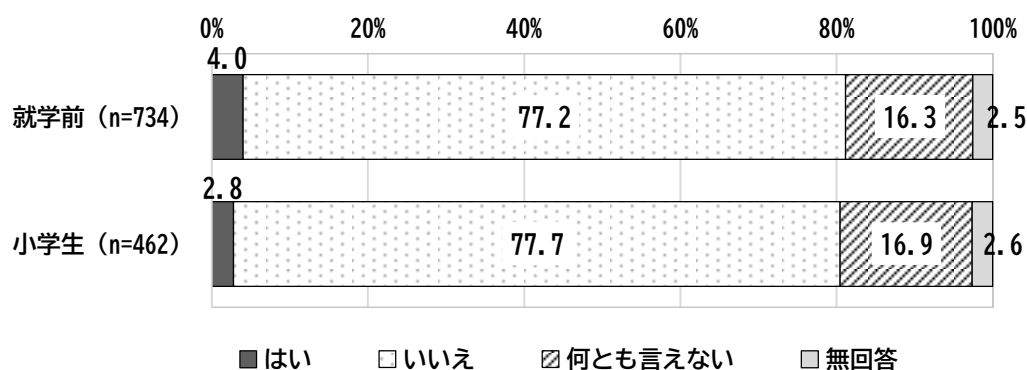
■子育てに自信が持てないことの理由

(複数回答、回答総数 230 に対する割合)



子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるかについて、「はい」とする割合は就学前児童の保護者で4.0%、小学生の保護者で2.8%となっています。

■子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるか



(7) 子育ての環境や支援への満足度

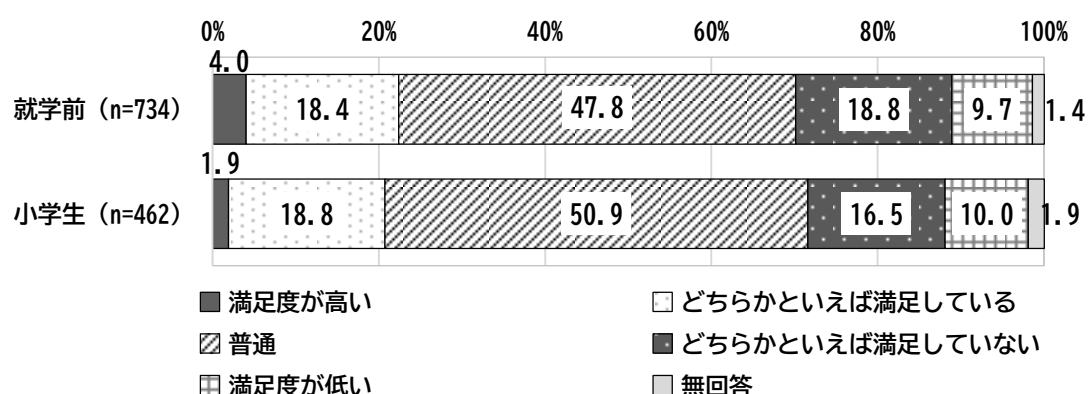
市の子育ての環境や支援の満足度の平均値は、就学前児童の保護者では3.12、小学生の保護者では3.14となっています。

(説明)

満足度が高い 5点、どちらかといえば満足している 4点、普通 3点、どちらかといえば満足していない 2点、満足度が低い 1点、として点数化しました。

		満足度が低い	どちらかといえば満足していない	普通	どちらかといえば満足している	満足度が高い	合計	平均
就学前	回答者数	29	135	351	138	71	724	3.12
	評点	29	270	1,053	552	355	2,259	
小学生	回答者数	9	87	235	76	46	453	3.14
	評点	9	174	705	304	230	1,422	

■人吉市における子育ての環境や支援への満足度



3 次世代育成支援行動計画に基づく取組の評価

第1期計画に記載されている取組について、実施状況を自己評価しました。

(1) 計画全体の達成状況

項目	説明	現在の指標	目標指標	平成30年度実績	達成状況
年間出生数	出生数が年間 280 人を維持する。	261 人 (H25 年度)	280 人	238 人 (県衛生統計年報 H29 実績)	未達成
子育てに対する不安感や負担感	就学前児童を持つ保護者で、子育てに不安感・負担感を感じないと回答した割合。	40.4% (H25 年度)	45%	36.3%	未達成
子育て環境や支援への満足度	子育て環境や支援に満足していると回答した、就学前児童の保護者の割合	12.5% (H25 年度)	30%	21.7%	未達成

(2) 個別計画の達成状況

具体的な取り組みを担当課により5段階評価をしました。さらに、その結果を施策ごとに集計したうえで平均値を算出し、以下の基準により総合評価しました。

評価	自己評価
A	非常に順調 (4.5以上)
B	順調 (4.0以上)
C	概ね順調 (3.0以上)
D	一部に改善が必要 (2.0以上)
E	全体的に改善が必要 (1.0以上)

① 安心して子育てできる環境づくり

基本施策	評価	評価理由
1. 質の高い教育・保育の総合的な提供	C	利用率が上昇しているものの、現状の施設における定員管理により待機児童が発生することなく教育・保育の提供ができた。
2. 子どもや母親、妊婦への健康支援	C	概ね計画どおりに実施できてはいるが、受診率向上になかなかつながらないなど、継続して実施していく必要がある。
3. 育児不安を軽減する子育て支援	C	国や県の制度改正や補助要項改正により、経済的な支援の拡充が図られ、本市もその流れに従い、経済的な支援の拡充を行うことができた。

4. 経済的な支援	B	熊本県の多子世帯子育て支援事業の拡充に伴い、保育料免除となる第3子の対象者が拡充されたことにより、保護者への支援は当初の計画より拡充されている。
5. 障がいのある子どもと親への支援	C	必要時、担当保健師や保育士が対応方法等について助言を行っているが、相談先の確保が難しく、現状維持の状態。
6. ひとり親家庭への支援	B	計画どおりほぼ推進できている。

② 子育てを地域で支える環境づくり

基本施策	評価	評価理由
1. 交流の場の提供	C	ほっとステーション九ちゃんクラブを拠点に様々なイベントを開催し、機会の提供ができた。
2. 子育て支援の担い手育成	C	毎年養成講座等は開催できているが、参加者の更なる掘り起こしが必要である。
3. 地域の見守り体制づくり	B	計画どおりの事業ができている。人吉市要保護児童及びDV ^{*1} 対策協議会における連携体制が整っており、未然防止をはじめ速やかな対応が可能となっている。

③ 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策	評価	評価理由
1. ワーク・ライフ・バランス ^{*2} の推進	D	ワーク・ライフ・バランスの意識づけができたが、掲げた目標到達には至っていない。
2. 男性の育児参加促進	C	市職員においても男性職員の育児休業の取得には至っていない。
3. 保育サービスの充実	C	園における自主事業となっているものがあるものの、すべての事業に取り組めた（平成29年度からショートステイ・トワイライトステイ事業の開始）。

※1 DV：ドメスティック・バイオレンスの略。夫や恋人等のパートナー、家族等親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

※2 ワーク・ライフ・バランス：誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることをいう。

④ 子どもの健やかな成長に向けた環境づくり

基本施策	評価	評価理由
1. 子どもの心と体の健康づくり	D	設定目標値には届かないものの、事業実施については適正に行っている。
2. 子どもの生きる力の育成	C	概ね事業の実施はできている。
3. 自覚と責任ある親育ちの支援	B	事業廃止を除き、「評価4」の事業が実施できた。
4. 体験機会の提供	C	計画期間中に、様々な活動を通して、子どもたちが異年齢の縦のつながりの人間関係を構築できるような環境作りの提供を推進することができた。

⑤ 子どもと子育て家庭に安全安心な環境づくり

基本施策	評価	評価理由
1. 事故や犯罪から子どもを守る体制整備	B	全ての事業で「評価4」以上となっており、防犯対策・防犯灯設置事業については順調に事業推進ができた。
2. 虐待やいじめから子どもを守る体制整備	A	すべての事業で「評価5」となった。
3. 安心して遊べる施設の整備	C	公園については、遊び場、休憩所の確保はできたが、おむつ替え、授乳スペースの設置については、大きい公園（村山公園、石野公園）以外の公園には設置していない。年度毎の計画は立てているものの、計画どおりには行えていない。 通学路対策は、国庫補助事業を活用しながら少しずつ整備が出来ているが、市道の総延長が長く、老朽化も進んでいる状況であり、単独事業としては対応が間に合っていないことから、総合的に判断した。

4 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の 見込み	目標	224	218	212	204	197
	実績※1	223	246	263	209	215
確保 方策	目標	305	315	315	325	335
	確保実績※1	406	426	453	342	252
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		183	180	190	133	37

※1 量の見込みの実績は、実際の利用人数を、確保方策の確保実績は実際の利用定員を指す。
また、確保実績は、広域利用による他市町村への委託を含む（以下同じ）。

② 2号認定（3～5歳）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の 見込み	目標	699	679	659	636	613
	実績	650	612	556	562	544
確保 方策	目標	699	699	699	699	699
	確保実績	709	699	651	678	676
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		59	87	95	116	132

③ 3号認定（0～2歳）

【0歳】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の 見込み	目標	123	119	115	111	106
	実績	102	103	96	91	81
確保 方策	目標	197	197	197	197	197
	確保実績	197	199	197	178	175
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		95	96	101	87	94

【１・２歳】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	459	444	428	413	397
	実績	396	387	404	399	398
確保 方策	目標	477	477	477	477	477
	確保実績	482	470	440	453	451
過不足（確保方策実績 －量の見込み実績）		86	83	36	54	53

（２）地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業（延長保育事業）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画	量の見込み （人日）	470	455	440	425	409
	確保方策 （人日）	886	877	868	859	850
利用実績（人日）		729	769	621	581	
実施箇所		13	13	13	13	

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画	量の見込み （人日）	565	547	530	512	495
	確保方策 （人日）	570	550	530	520	500
利用実績（人日）		375	351	389	391	
実施箇所		10	9	9	9	10

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画	量の見込み （人日）	0	0	0	12	12
	確保方策 （人日）	0	0	0	12	12
利用実績（人日）		—	—	0	2	
実施箇所		—	—	6	5	4

④ 地域子育て支援拠点事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み (人回)	204	202	200	198	196
	確保方策 (人回)	204	202	200	198	196
利用実績 (人回)		2,848	2,581	2,204	1,593	
月平均		237	215	183	132	
実施箇所		1	1	1	1	1

⑤ 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (預かり保育))

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み (人日)	14,867	14,719	14,576	14,435	14,295
	確保方策 (人日)	14,867	14,719	14,576	14,435	14,295
利用実績 (人日)		9,391	9,784	8,377	4,826	
実施箇所		3	3	3	3	3



⑥ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライト）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み（人日）		513	509	517	514	511
	確 保 方 策 （ 人 日 ）	一時預かり事業	0	0	0	0	0
			195	195	195	195	195
		子育て援助活動支援事業	318	318	318	318	318
			0	0	0	0	0
利 用 実 績 （ 人 日 ）	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		0	0	12	12	12
			0	0	0	0	0
	一時預かり事業		506	482	380	429	
	子育て援助活動支援事業		331	220	474	272	
実 施 箇 所	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		—	—	0	0	
	一時預かり事業		13	13	13	15	15
	子育て援助活動支援事業		1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		—	—	2	2	2

〈確保方策〉上段：市実施事業（補助）の年間延べ人数

下段：市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数

⑦ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み （人日）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	確保方策 （人日）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利用実績（人日）		729	667	510	654	
実施箇所		1	1	1	1	1

⑧ 子育て援助活動支援事業（就学後）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み （人回）	2	2	2	2	2
	確保方策 （人回）	12	12	12	12	12
利用実績（人回）		204	152	5	1	
実施箇所		1	1	1	1	1

⑨ 利用者支援事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み （箇所）	1	1	1	1	1
	確保方策 （箇所）	1	1	1	1	1
利用実績（人回）		95	129	208	228	
実施箇所		1	1	1	1	1

⑩ 妊婦健康診査

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み	290	288	279	270	261
	確保方策	医療機関にて個別実施。初回～14 回。妊娠～出産前まで。				
利用者数（人）		290	230	260	240	

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計 画	量の見込み	267	258	249	240	231
	確保方策	—	—	—	—	—
対象者（人）		274	274	228	229	
実績（人）		260	266	213	218	
実施体制		助産師(1 名) 又は保健師 (3～4 名)	助産師(1 名) 又は保健師 (3～4 名)	助産師(1 名) 又は保健師 (3～4 名)	助産師(1 名) 又は保健師 (3～4 名)	助産師(1 名) 又は保健師 (3～4 名)

5 人吉市の子ども・子育てに関する課題の整理

統計資料や市民アンケート調査などからみえてくる、人吉市における子どもを取り巻く課題を整理しました。

(1) 子育て家庭を取り巻く生活環境に関すること

晩婚化、核家族化の進行などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化していると考えられます。そうした中で、子育てを通じて、子どもだけでなく保護者も成長するための施策の検討が必要です。

身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

母親の育児に携わる割合が高いため、母親の方がより強く負担を感じていることがうかがえることから、周囲の意識啓発が求められています。

(2) 保護者の就労に関すること

保護者の就労状況は、国の政策もあり、労働力率が高くなってきています。第2期計画においては、そうした保護者の就労状況を踏まえた量の見込みと確保方策が必要となります。

育児休業の取得割合は増加傾向にありますが、アンケートでは育児休業を取得していない理由として、職場の育児休業制度が整備されていないと回答した人が最も多いことから、今後は雇用主及び被雇用者へ周知・啓発の手法等について検討する必要があると考えられます。

また、働く保護者にとって、放課後児童クラブは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った放課後の子どもの居場所を確保していくことが求められています。

(3) 教育・保育の利用に関すること

児童数の減少による施設の運営が難しくなっています。人口減少施策と連携した取組が求められています。

また、施設においては、保育士等の採用難や、事務量の増加による人材不足が顕著となっており、人材の確保・育成への支援は喫緊の課題となっています。

（４）地域における子育て支援事業に関すること

市が行う子育て支援事業については、利用しやすい環境づくりや利用方法に関する周知、きっかけづくりなどが求められています。

また、コミュニティ・スクール^{*1}の導入など地域と学校がともに活性化する取組が必要となっています。

（５）支援を必要とする子どもや家庭への支援に関すること

児童の最善の利益となるよう、行政、教育委員会、保育園等の連携強化と、情報共有が必要となっています。併せて、保護者への理解促進も必要となっています。

全国的に児童虐待などに関する相談が増えていることを踏まえ、要保護・要支援児童等に対する支援の一層の充実と、支える人材の確保・育成が求められています。

（６）支援体制（相談など）に関すること

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。



* 1 コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律に基づいた仕組みのこと。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするのが重要です。

本市では、子ども・子育て支援事業計画の目指すべき方向性として、基本理念を「いのちを育み、えがお煌(キラ)めく、ひとよし」と設定し、子ども・子育て支援に取り組んできました。

第2期においても、継続して取り組むことが重要となることから第1期を継承することとします。

「いのちを育み、えがお煌(キラ)めく、ひとよし」

～ 子ども達の笑顔があふれ、市民みんなが輝くまち ～



2 計画の視点

本計画の策定及び推進にあたっては、次の4つの視点を判断基準として設定しています。

■子どもの視点

子どもが心身ともに健やかに育つには、「子どもの最善の利益」が実現される社会でなければなりません。子どもは、社会のさまざまな環境の影響を受けながら成長していくものです。子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立った取り組みを進め、子どもたちが自立心や社会性を身につけ、次代の親として育っていくような環境づくりをします。

■親育ての視点

子育ての第一義的な責任は、父母等の保護者であることを前提としながら、社会全体（家庭・地域・職場・学校・行政）で子育てを支え合えるよう支援します。子どもの健やかな成長のために保護者としての自覚と責任を持ち、社会の一員として喜びや楽しさを感じながら子育てできるような環境を整えるとともに、子育ての基盤となるよう家族の健康や生活を支える環境づくりをします。

■地域で支え合う視点

少子化や核家族の進行など社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待、いじめ等子どもを取り巻くさまざまな問題が生じています。子どもや子育て家庭の抱えるさまざまな問題に対応できるよう、地域の構成員がそれぞれの役割を果たし、子育てを地域全体で支えることができるような環境づくりをします。

■すべての子どもと子育て家庭を支える視点

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障害、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

3 計画の目指す姿

妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援を行い、子育て中の親がホッとできるような空間や時間をつくりだすサービスを提供していくことを目指し、子育てを楽しくできるような環境を整えます。

また、行政・職場・学校、市民の協働^{*1}で子育て支援を行うとともに、地域の人材を発掘し活躍の場を提供できるような環境に整え、子どもたちが心身ともに健康で笑顔のあふれるまちとなるよう目指していきます。

4 基本目標

本計画では基本理念実現のために次の5つの基本目標（施策）を設定し子育て環境を整えます。

基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

- ・ 就学前教育・保育に係る今後の見込み量と必要な量の確保・質の向上
- ・ 妊婦健診・歯科検診の受診の推進と妊産婦に対する保健指導の充実
- ・ 妊娠期から乳幼児期にかけた健康診査や相談を通じ子どもと母親の健康保持
- ・ 子育て家庭への経済的な支援
- ・ 障がいのある子どもの療育の充実、支援の充実
- ・ ひとり親家庭等への支援

基本目標2 子育てを地域で支える環境づくり

- ・ 子育てに孤立している保護者への支援
- ・ 世代間交流の場の提供
- ・ 地域で子育てを担う子育てサークルやNPO法人等、ボランティアの育成

^{*1} 協働：様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。

基本目標3 子育てと仕事が両立できる環境づくり

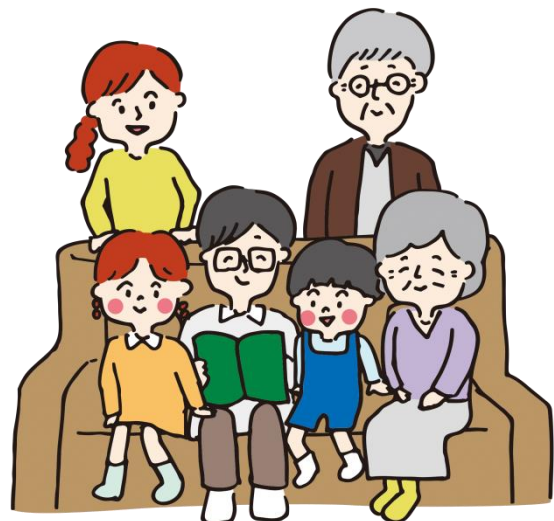
- ・仕事と子育てのバランスのとれた生活ができるよう教育・保育サービスの充実
- ・事業主や職場への理解の推進

基本目標4 子どもの健やかな成長に向けた環境づくり

- ・心身ともに健やかに成長できる環境の整備
- ・家庭、学校、保育園、幼稚園、地域、行政の連携強化
- ・人吉っ子アドバイザーによる相談体制の充実
- ・児童生徒のいじめや不登校等の課題への取り組み
- ・食育の推進
- ・体験機会の提供

基本目標5 子どもと子育て家庭に安全・安心な環境づくり

- ・交通安全・防犯対策の推進
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・公園等の環境整備



5 施策の体系

《基本理念》

いのちを育み、えがお煌めく、ひとよし
～ 子ども達の笑顔があふれ、市民みんなが輝くまち ～

《基本目標》

1 安心して子育てできる環境づくり

《基本施策》

(1) 質の高い教育・保育の総合的な提供

(2) 子どもと親への健康支援

(3) 育児不安を軽減する子育て支援

(4) 経済的な支援

(5) 障がいのある子どもとその家庭への支援

(6) ひとり親家庭等への支援

2 子育てを地域で支える環境づくり

(1) 交流の場の提供

(2) 子育て支援の担い手育成

(3) 地域の見守り体制づくり

3 子育てと仕事が両立できる環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 多様な就労ニーズに応じた支援

4 子どもの健やかな成長に向けた環境づくり

(1) 子どもの心と体の健康づくり

(2) 子どもの生きる力の育成

(3) 自覚と責任ある親育ちの支援

(4) 体験機会の提供

5 子どもと子育て家庭に安全・安心な環境づくり

(1) 事故や犯罪から子どもを守る体制整備

(2) 虐待やいじめから子どもを守る体制整備

(3) 安全・安心な環境の整備

第4章 量の見込みと確保方策

第4章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域に対して均衡の取れた教育・保育の提供が行えるようにするとともに、各年度の小学校就学前子どもの数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の確保内容、実施時期を定めます。

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定区分の設定内容】

【1号認定】（3～5歳児で教育を利用）

特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）に係る必要利用定員総数

【2号認定】（3～5歳児で保育を利用）

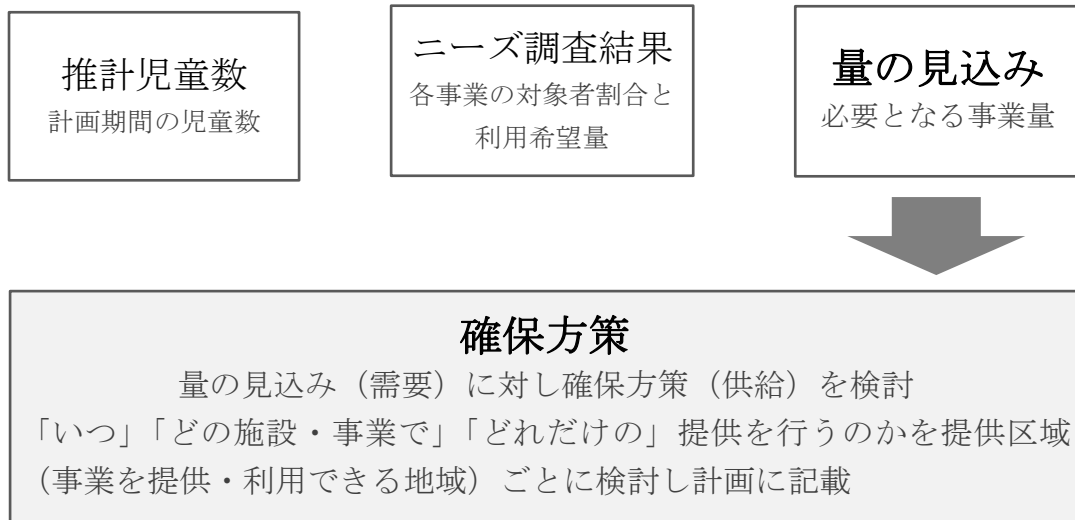
特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）に係る必要利用定員総数

【3号認定】（0～2歳児で保育を利用）

特定教育・保育施設（認定こども園・保育園）及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

（２）量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとされています。本市では、市全体を１つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。



【提供体制、確保方策の具体的な考え方】

○多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられる提供体制の確保が必要なことから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制を確保するように努めます。

計画期間を通して利用定員総数が量の見込みを上回っており、必要量の確保が十分できるため、新たな特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等の設置は必要ないと考えます。

■私立保育園

現在の私立保育園 7 園において、2 号認定及び 3 号認定の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

私立保育園から認定こども園への移行は、令和 2 年度に 1 園が移行を検討しています。残りの私立保育園 6 園についても計画期間中、認定こども園への移行が示された場合には、移行に向けて対応します。

■認定こども園

現在の認定こども園 8 園（幼保連携型 6 園、幼稚園型 2 園）において、1 号認定、2 号認定及び 3 号認定の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

■私立幼稚園

現在の私立幼稚園 1 園（施設型給付を受ける園）において、1 号の受け入れを進めながら、計画期間中に認定こども園への移行を示した場合には、移行に向けて対応します。

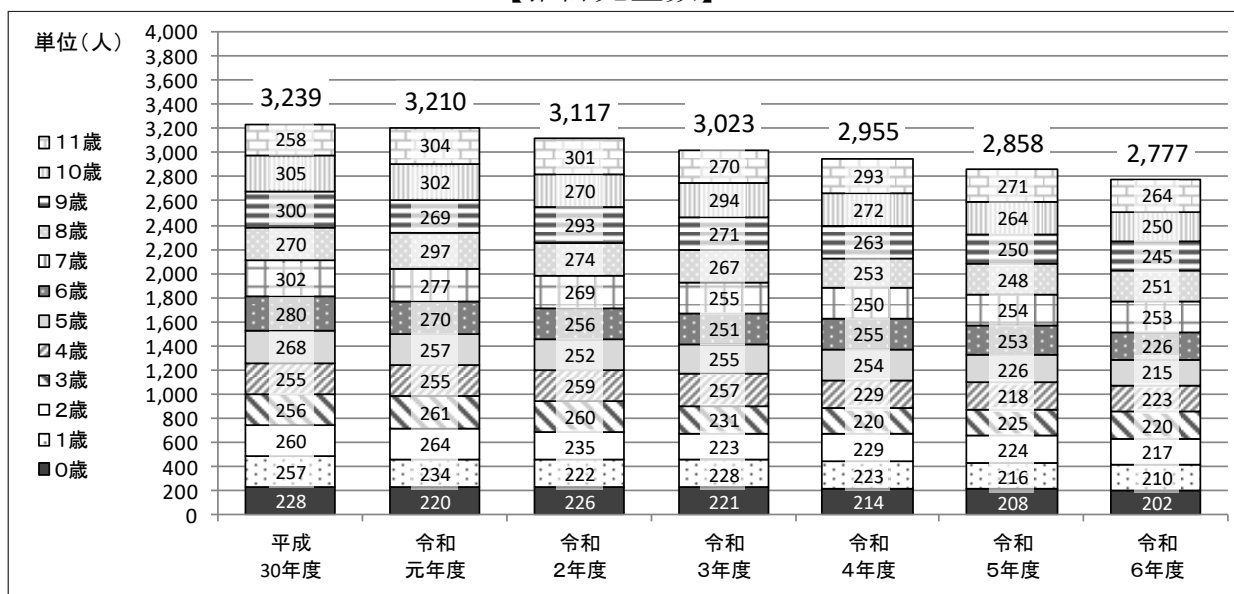
○広域利用の希望については、近隣市町村と連携を取り、適切に対応します。

○外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

(3) 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの児童数の推計を、2014年（平成26年）から2019年（平成31年）までの各年4月1日現在の住民基本台帳の人口データを基に、コーホート変化率法を用いて算出しました。

【推計児童数】



(単位: 人)

【推計児童数】

単位 (人)	実績	推計				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	220	226	221	214	208	202
1歳	234	222	228	223	216	210
2歳	264	235	223	229	224	217
3歳	261	260	231	220	225	220
4歳	255	259	257	229	218	223
5歳	257	252	255	254	226	215
6歳	270	256	251	255	253	226
7歳	277	269	255	250	254	253
8歳	297	274	267	253	248	251
9歳	269	293	271	263	250	245
10歳	302	270	294	272	264	250
11歳	304	301	270	293	271	264
合計	3,210	3,117	3,023	2,955	2,858	2,777

※2019年の児童数実績および2020～2024年の推計児童数は各年4月1日時点のもの。

(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

○令和2年度

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い、	左記以外	0歳	1-2歳
①人吉市の量の見込み		221	543		84	365
		221		543		
② 確 保 方 策	確保方策合計	267	645		189	436
	幼稚園	90				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）		333	99	248	
	保育所		293	73	184	
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）				2	4
	広域利用による委託	2	19	15	0	
市内量の見込みに対する 過不足（②－①）		46	102	105	71	
③他自治体からの受託		12	68	8	31	
受託を含めた過不足 （②－①－③）		34	34	97	40	

○令和3年度

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①人吉市の量の見込み		213	524		82	360
		213		524		
② 確 保 方 策	確保方策合計	267	645	189	436	
	幼稚園	90				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）		333	99	248	
	保育所		293	73	184	
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）				2	4
	広域利用による委託	2	19	15	0	
市内量の見込みに対する 過不足（②－①）		54	121	107	76	
③他自治体からの受託		8	71	8	19	
受託を含めた過不足 （②－①－③）		46	50	99	57	

○令和4年度

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①人吉市の量の見込み		202	495		79	361
		202		495		
②確保方策	確保方策合計	267	645		189	436
	幼稚園	90				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）			333	99	248
	保育所			293	73	184
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）				2	4
	広域利用による委託	2	19		15	0
市内量の見込みに対する過不足（②－①）		65	150		110	75
③他自治体からの受託		8	69		8	17
受託を含めた過不足（②－①－③）		57	81		102	58

○令和5年度

		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①人吉市の量の見込み		192	471		77	351
		192		471		
②確保方策	確保方策合計	267	645		189	436
	幼稚園	90				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）			333	99	248
	保育所			293	73	184
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）				2	4
	広域利用による委託	2	19		15	0
市内量の見込みに対する過不足（②－①）		75	174		112	85
③他自治体からの受託		8	51		8	17
受託を含めた過不足（②－①－③）		67	123		104	68

○令和6年度

		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①人吉市の量の見込み		189	464		75	341
		189		464		
②確保方策	確保方策合計	267	645		189	436
	幼稚園	90				
	認定こども園（幼稚園部分）	175				
	認定こども園（保育所部分）			333	99	248
	保育所			293	73	184
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）				2	4
	広域利用による委託	2	19		15	0
市内量の見込みに対する過不足（②－①）		78	181		114	95
③他自治体からの受託		8	35		8	17
受託を含めた過不足（②－①－③）		70	146		106	78



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえ、計画期間の目標事業量を設定します。また、事業の提供体制の確保内容と実施時期（確保方策）を定めます。

① 利用者支援事業

■事業概要

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■現在の実施状況

【基本型】

ほっとステーション九ちゃんクラブにおいて、子ども・子育てに関する総合窓口を設け、必要な支援を選択できるようよう、情報の提供や相談・援助を行っています。

【母子保健型】

保健センターの子育て世代包括支援センターを拠点に、母子保健サービス等の情報提供や育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っています。

■今後の方向性

妊娠・出産・子育てについてあらゆる悩みを聞き関係機関へつなげていくことで、ワンストップの相談拠点となるよう進めていきます。

■目標事業量

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

② 地域子育て支援拠点事業

■事業概要

地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現在の実施状況

ほっとステーション九ちゃんクラブにおいて、毎週水曜日を除く週4日、午前10時から午後4時まで実施しています。子育て中の保護者と子ども達が気軽に集え、情報交換等ができる場となっています。

■今後の方向性

今後も現状どおり事業を継続し、ほっとステーション九ちゃんクラブの機能をさらに発展させ、利用者と地域住民との交流を図ります。その手段として、おでかけ九ちゃんの実施やホームページ、SNS^{*1}などの情報発信ツールを活用し、利用者の掘り起こしにつなげていきます。

■目標事業量

(単位：人日/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	146	144	142	139	134
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 妊婦健康診査（ニーズ調査によらず推計）

■事業概要

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査、また、早産予防を目的に、歯周病疾患に係る歯科検診を実施する事業です。

■現在の実施状況・課題

妊婦及び胎児の健康状態把握のため、母子手帳交付時に受診券を交付し、医療機関において妊娠中の月週数に応じ計14回の健康診査と歯科検診を1回実施し、結果の把握・妊婦の健康管理を行っています。

■今後の方向性

今後も継続して実施します。

■目標事業量

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,164	3,094	2,996	2,912	2,828
確保方策	医療機関にて個別実施。 初回～14回、歯科1回 妊娠～出産前まで 初回項目：健康状態把握・定期検査・保健指導・血液型（A B O血液型・Rh血液型・不規則抗体）血算（貧血）・血糖・B型肝炎抗原検査・C型肝炎抗体検査・梅毒血清反応検査・子宮頸癌検査（細胞診）・風疹ウイルス抗体価検査・その他項目・超音波検査（4回）・GBS（1回） 口腔内検査				

*1 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（ニーズ調査によらず推計）

■事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保健センターで実施しています。

■現在の実施状況

乳児家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境の把握、子育て支援に関する必要な助言を行っています。

■今後の方向性

今後も継続して全戸訪問を実施し、養育困難な家庭の早期発見、子育ての悩みの解消に努めます。

■目標事業量

（単位：人/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	226	221	214	208	202
確保方策	実施体制：助産師（1名）又は保健師（3～4名）で対応 実施機関：人吉市保健センター				

⑤ー1 養育支援訪問事業

■事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現在の実施状況

養育支援が必要と思われる出産後間もない時期の親や、養育上の問題を抱える家庭や子どもの心身の発達が心配な家庭に対し、多方面の支援に繋げるよう、福祉課と同行で訪問を行い、育児に関する支援や発達相談、訓練指導などを行っています

■今後の方向性

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう支援を行っていきます。

■目標事業量

（単位：件/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52	51	49	48	46
確保方策	実施体制：助産師（1名）又は保健師（3～4名）で対応 ※育児・家事援助については、ヘルパー派遣（委託業務）において実施				

⑤ー２ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

■現在の実施状況

要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・地域等の関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

■今後の方向性

今後も継続して関係機関と連携し、支援が必要な子どもと家庭に対応します。

■平成 30 年度実績

要保護児童対策地域協議会における会議の開催

（代表者会：1 回、実務者会：1 回、個別ケース検討会議：42 回）

要保護児童対策地域協議会調整担当者研修の受講（1 名）

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

■事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

■現在の実施状況

本市においては児童養護施設がないため、市内里親宅、保育所、介護施設において実施しています。

■今後の方向性

他市の児童養護施設、又は本市を含めた近隣の類似施設等へ委託できないか検討していきます。

■目標事業量

●ショートステイ

（単位：人日）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

●トワイライトステイ

（単位：人日）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

■事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■現在の実施状況

人吉市社会福祉協議会において実施していますが、利用目的の主なものとして、保護者の仕事による子どもの一時預かりや保育所等の送迎が挙げられます。

■今後の方向性

今後も継続して実施しますが、活動内容の更なる周知を図り、現在の体制を維持するために今後も援助を行う会員の確保に努めます。

■目標事業量

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	300	291	284	275	267
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑧ー1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

■事業概要

幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分において保育が必要な子どもに対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。

■現在の実施状況

市の事業としては実施していませんが、幼稚園及び認定こども園の自主事業として実施していただいています。

■今後の方向性

今後も自主事業として実施していただきますが、女性の就業率の増加や就労形態の多様化により利用者ニーズが増加した場合は、関係施設・団体との協議を進めていきます。

■目標事業量

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,386	12,933	12,219	11,637	11,451
確保方策	13,386	12,933	12,219	11,637	11,451

⑧ー2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■現在の実施状況

市の事業としては実施していませんが、私立保育園及び認定こども園の自主事業として実施していただいています。

■今後の方向性

今後も自主事業として実施していただきますが、女性の就業率の増加や就労形態の多様化により利用者ニーズが増加した場合は、関係施設・団体との協議を進めていきます。

■目標事業量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	403	392	380	365	357
確保方策	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

■事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■現在の実施状況

令和元年度、私立保育園、認定こども園（幼保連携型）13園において、午後6時から午後7時までの時間延長保育を実施しています。また、夜間保育の延長保育については、午前7時から午前11時まで実施しています。

■今後の方向性

私立保育園、認定こども園（幼保連携型）13園において実施します。

■目標事業量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	605	589	570	548	536
確保方策	605	589	570	548	536

⑩ 病児保育事業

■事業概要

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

■現在の実施状況

増田クリニック（あひるハウス）において実施していますが、事業の実施により保護者の就労支援等につながっています。

■今後の方向性

現在のあひるハウスで事業を継続して実施し、提供体制の確保に努めます。また、広報媒体を活用し、病児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化します。

■目標事業量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	600	600	600	600	600
確保方策	600	600	600	600	600

⑪ 放課後児童健全育成事業

■事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現在の実施状況

小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るため、保育園4か所、認定こども園6か所で実施しています。

なお、職員の配置等の理由により、放課後児童健全育成事業の設置基準を満たさない場合は、地域活動事業（低学年児童受入事業）又は園の自主事業として受け入れを行っています。

■今後の方向性

利用人数については、現在のところ実施施設で賄えている状況ですが、女性の就業率の上昇、核家族化や少子化などにより、放課後児童クラブの需要は年々高まってきています。

こういう状況を踏まえ、現状では10か所で事業を継続実施しますが、令和6年度までに今後の需要増が見込まれるときには、教育委員会と福祉課の連携を図り、放課後児童クラブ及び小学校の余裕教室等での整備を検討していきます。

■目標事業量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	517	534	554	562	554
1年生	164	160	163	162	145
2年生	144	136	134	136	135
3年生	79	108	103	101	102
4年生	58	59	81	76	75
5年生	36	39	39	53	50
6年生	36	32	34	34	47
確保方策	517	534	554	562	554
施設数(か所)	10	10	10	10	10

* 確保方策には地域活動事業（低学年児童受入事業）及び園の自主事業による受け入れを含めています。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

■今後の方向性

基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、必要があれば今後検討することとします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

■今後の方向性

既存の特定教育・保育施設により必要な利用定員を確保できていることから、新たに民間事業者の参入を促進する必要性は低いと思われますので、必要があれば今後既存施設の状況等を見ながら検討することとします。



4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、人格形成の基礎を培うもので重要です。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの発達段階をふまえた質の高い教育・保育の提供を行います。また、地域子育て支援事業の充実を図り、地域での子育て力を向上させるために、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

①子どもの発達段階をふまえた質の高い教育・保育の提供

子どもの発達段階をふまえた質の高い教育・保育を提供することにより人格形成の基礎を培います。また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、適正な施設規模による集団生活が行えるよう努めます。

特定教育・保育施設については、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供など、地域に開かれた施設として充実を図ります。

②教育・保育の一体的な提供の推進

幼児教育と保育の一体的な提供を推進するため、保育所における教育機能及び幼稚園における保育機能の充実を図ります。

③幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校との連携の推進

幼保小中連携協議会を通して、幼稚園、保育園、認定こども園の幼児期から小中学校まで発達段階に合わせた育成支援が円滑に行われるよう取組み、幼稚園、保育園と小学校との連携がスムーズにいくように進めます。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産後の休業や育児休業が終了する際の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設を利用することができるよう、育児休業中の保護者に対する情報提供を行うとともに受け入れ体制の確保に努めます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

①虐待防止対策の充実

人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会における取組みの強化により虐待防止対策の充実に努めます。ケース検討会議や要支援ケース会議を定期的に行い、虐待や特定妊婦の早期発見、早期対応につなげ、適切な支援を行えるように努めます。

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、ひとり親家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して熊本県が策定する「第3期熊本県ひとり親家庭等自立支援計画」の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保等の総合的な自立支援を推進します。

③障がい児施策の充実

乳幼児の疾病や障がいを早期に発見し、親子が適切な関わりができるよう乳幼児健康診査時等に発達相談を行います。また、言葉や情緒面に心配のある子どもに関する相談や療育支援事業を行い、障がいの有無にかかわらず誰もが尊重される社会となるよう努めます。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

①育児支援制度等の周知

各事業所においても子育て中の従業員に対する理解と配慮は進んできていると思いますが、育児支援制度の更なる周知に努めます。

②ワーク・ライフ・バランスに関する啓発

働きやすい職場環境の改善に向けた啓発や情報提供を行います。また、男性の働き方の改善、育児参加等について意識啓発を進めます。

③仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進することにより、多様な働き方に対応した子育て支援をすることに努めます。



第5章 計画の取り組み

第5章 計画の取り組み

基本目標 1

安心して子育てできる環境づくり

基本施策①質の高い教育・保育の総合的な提供

《施策の方向性》

生涯にわたる人間形成の基礎となる就学前の教育・保育は、一貫した子どもの育ちを重視しつつ、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の提供が重要です。子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもを取り巻く環境の変化に応じた環境づくりを行います。

特定教育・保育施設においては、子育てに関する相談活動や親子の集いの場の提供など、地域に開かれた子育て支援施設としての機能充実に努めるとともに情報発信を行います。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
通常保育	保育の必要がある児童の日中の生活の場として、市内 15 園で保育を行っています。保育標準時間（11 時間）、保育短時間（8 時間）があります。また、広域入所も行っていきます。			福祉課
	1,188 人 1 号認定 176 人	1,069 人	継続	
認定こども園の普及 (保育園における教育機能の充実)	保育園と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園を普及します。			福祉課
	6 園	7 園	継続	
認定こども園の普及 (幼稚園における保育機能の充実)	保育園と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園を普及します。			福祉課
	2 園	3 園	継続	
保育士等研修	保育士等研修会を保育園連盟との合同主催により開催し、保育士等の資質の向上を図ります。			福祉課
	年 1 回	年 1 回	継続	
幼保等小中連携協議会	保育園、幼稚園等の幼児期から小中学校まで、成長の各段階に合わせた育成支援が円滑に行われ、子どもたちが各学年でスムーズに生活できるよう、関係機関で連携をとりながら支援をします。			学校教育課
	担当者会議 1 回 各小・中学校区毎に連携 会議実施	現在の取組を継続して実施	継続	
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	保護者の産後休業や育児休業が終了する際の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設を利用することができるよう、休業中の保護者に対する情報提供を行うとともに受け入れ体制の確保に努めます。			福祉課
	対象者への情報提供	対象者への情報提供	継続	

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
利用者支援事業	ほっとステーション九ちゃんクラブに、子ども・子育てに関する総合窓口を設け、幼稚園・保育園などの施設や地域の子育て支援事業から必要な支援を選択できるよう、情報の提供や相談・援助を行い、妊娠・出産・子育てについてあらゆる悩みを聞き関係機関へつなげる相談拠点とします。			福祉課
	1 か所	1 か所	継続	



基本施策② 子どもと親への健康支援

《施策の方向性》

安心して出産・育児をするためには、すべての子どもと子育てをする親の健康を保持し、妊娠、出産、子育て期に関してきめ細かな支援を行う必要があります。

引き続き子育て世代包括支援センター（すくすく子育てセンター）を中心に妊娠、出産、子育て期における切れ目のない母子保健サービスの充実や健康診査等の事業に取り組み、子育て家庭に生じる不安や親のストレス解消に努めます。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値（H30）	目標値（R6）	方向性	
妊婦一般健康診査	妊娠期の異常の早期発見や健康管理を目的に、一人最大14回分の受診券を発行します。			保健センター
	14回	14回	継続	
乳幼児健康診査	3～4か月児、7～8か月児、1歳8か月児、3歳6か月児の時期に健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見して、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。			保健センター
	3～4か月児健診 98% 7～8か月児健診 98% 1歳8か月児健診 97% 3歳6か月児健診 97%	いずれも 100%	継続	
ヤング健診	18歳～39歳までの人を対象に健康診査を行い、若い時期から健康への意識を高め、出産後も引き続き健康の維持増進を図ります。			保健センター
	24.7%	30%	継続	
女性特有のがん検診	子宮頸がんは最近特に若い女性に増えており、妊娠した際の検査で発見されることが多く、初期段階では無症状であるため気づいた時には進行していることが多いものです。また、乳がんも増加傾向にあり、どちらも女性のがんの中では罹患率が高いですが、早期発見による治癒率も高いことから、定期検診の実施と受診の啓発を進めます。			保健センター
	子宮頸がん検診 25.0% 乳房超音波検診 50.2% マンモグラフィ 29.1%	子宮頸がん検診 50% 乳房超音波検診 55% マンモグラフィ 50%	充実	
母子・父子健康手帳交付及び両親学級	親子の健康管理と母性・父性の意識を高めることを目的に、母子健康手帳及び父子健康手帳を交付します。両親学級では妊娠・出産に関する情報を提供するとともに、不安や悩みが解消できるよう精神面でのサポートを行います。また、育児の準備期として、妊娠中から夫婦で子育てを行うという意識を高めていきます。			保健センター
	両親学級参加率 78.1% 父親の参加率 22.9%	両親学級参加率 80% 父親の参加率 30%	継続	

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
育児学級	保育園や幼稚園、小学校などで、育児や食育、歯科指導などの健康教育を行い、親子がすこやかに暮らせるよう支援します。			保健センター
	7 回	依頼に応じて実施します	継続	
電話相談 電話訪問	妊産婦や乳幼児の子育てについての悩みや不安などの相談に随時応じます。また、全出生児の親に電話訪問を行い、出生後間もない時期から育児支援を行うことで、不安の軽減や虐待防止に努めます。			保健センター
	522 件	随時相談に応じます	継続	
5 歳児健康相談	4、5 歳の年中児を対象に、食事や歯科面を含め、発達についてのアンケートを保護者と保育園・幼稚園の先生に対して行い、相談の機会を設けます。そこで、子どもの発達と適切な関わり方を見極め、親の不安を軽減しながら就学に向けた支援を行います。			保健センター
	50 件	随時相談に応じます	継続	



基本施策③ 育児不安を軽減する子育て支援

《施策の方向性》

出産直後は、母親への心身両面でのサポートが重要な時期であり、育児不安を抱える親などを早期に把握し、妊娠期や出産後間もない時期から保健師等によるきめ細かな育児支援を行ってきましたが、子どもの行動面や情緒面で不安を抱え、関わり方に悩む親は増えているように思われます。親自身が子どもの発達過程を理解し、適切な関わり方や育児方法を身につけることが重要です。

今後も、親が子どもの成長発達過程を理解した上で、適切な関わり方や育児方法を身につけることができ、親が不安や悩みを自ら解決する力を身につけ、安心して楽しく子育てができる環境づくりを行います。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、すこやかに成長・発達しているかを確認するとともに、虐待防止の観点から育児に関する情報提供と育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。			保健センター
	95%	100%	継続	
養育支援訪問事業	養育支援が必要と思われる出産後間もない時期（おおむね 1 年以内）の親、引きこもり等養育上の問題を抱える家庭や子どもの心身の発達が心配な家庭に対し、育児に関する支援や発達相談、訓練指導などを行います。その結果、子どもの健全な発達を促し、親の育児不安や孤立感の解消を図り、育児の喜びを感じながら子育てができる環境を整えるとともに、育児不安等による虐待防止を図ります。			保健センター 福祉課
	46 件	随時相談に応じます	継続	
育児相談	育児相談日を設け、経過観察が必要な子どもの育成・成長を確認し、また親の育児不安や悩みを解決することができるようになります（月に 1 回実施）			保健センター
	143 件	随時相談に応じます	継続	
発達相談	言語面や行動面、情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、心理判定員が発達相談を実施します。			保健センター
	83 件	随時相談に応じます	継続	
球磨圏域乳幼児発達相談事業	行動面や情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、発達小児科医と心理判定員が相談に応じます。親が子どもの特性と適切な関わり方について学ぶことで、子どもの成長発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図ります。			保健センター
	23 件	年 13 回	継続	

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
親子くらぶ教室	言語面や行動面、情緒面、運動面に心配がある乳幼児を対象に親子教室を行い、運動やふれあい遊びを通して親子のスキンシップを図ることで、子どもの発達を促し、また子育てについての悩みや不安を軽減します。(毎月第1、3、5水曜日に実施)			保健センター
	実施回数 17 回 利用実人数 11 人	定員 10 人	継続	
産後ケア事業	家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない子ども、また育児に不安を抱えている親に対し、育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てやすい体制を整えます。			保健センター
	—	随時対応	新規	
5 か月児学級	5 か月児における離乳食開始のポイント、運動発達、病気の時の対処法、遊ばせ方等について教室を開催し、保護者の育児に対する不安を軽減し、相談しやすい場とします。			保健センター
	—	年 12 回	新規	
絵本の読み聞かせ事業	7～8 か月健康診査の際、図書館スタッフが、絵本と親しむことの重要性や、おすすめの絵本を紹介し、読み聞かせの普及を図ります。また、あわせて絵本の読み聞かせを実践し、親子のコミュニケーションの促進と親子のふれあいを図ります。			図書館
	毎月第1,3水曜日 11～12時実施	現在の取組を継続して実施します	継続	
子育て親子講座	親育ち支援講座（NPプログラム）等の開催により、子育てや親としての役割について学び、同じ子育て中の母親同士の交流を通じて、自分なりの子育て方法を見つけるプログラムを実施します。			福祉課
	年 2 回	年 2 回	継続	
	ベビープログラム（BP）講座の開催により、仲間づくりや育児不安の解消、子育ての知識の学習を行い、思春期から花ひらく子育てを目指しプログラムを実施します。			保健センター
	年 4 回	年 4 回	継続	
	熊本県が行っている「親の学びプログラム」の周知と参加者の拡大に努めます。親の学びプログラムとは、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうためのプログラムで就学前、小学校、中高生、若者を対象に実施しています。			社会教育課
	全小・中学校において複数回の講座を実施。就学前にも実施を広げた。	現在の取組を継続して実施します	継続	
子育て情報誌の発行	子育てに役立つ情報や医療マップ、歯科マップなどを一冊にまとめた子育て情報誌を配布します。(定期的に更新) また、すこやかカレンダーを作成し、乳幼児健診・育児相談、小児科休日当番医についての情報を配布します。			保健センター 福祉課
	乳幼児健診日程と小児科休日在宅医当番表を随時発行	子育てガイドブックを隔年発行 乳幼児健診日程と休日在宅医当番表随時発行	継続	
市ホームページの子育て情報充実	市のホームページにおいて、乳幼児健診、予防接種等の案内や小児科休日当番医情報、保育園、認定こども園、幼稚園等の子育て支援情報を掲載します。			保健センター 福祉課
	適宜更新	適宜更新	継続	

基本施策④ 経済的な支援

《施策の方向性》

ニーズ調査の結果からも、子育てをするうえで不安に思っていることや負担に感じていることについては、「子育てに出費がかさむ」という意見が最も多く、子育てをするうえで経済的な負担が大きいことがわかります。

子育てにかかる経済的な負担軽減のため、給食費の一部助成を平成 28 年 4 月から、また中学校卒業までの子どもの医療費完全無償化を平成 29 年 10 月診療分から実施してきました。

令和元年から国の制度として開始した幼児教育・保育の無償化をはじめとして、法令等に基づく児童手当といった各種手当の支給や子ども医療費等の助成を行い、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
児童手当制度	出生した翌月から中学校卒業までの子ども（15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）を養育している方に対して手当を支給します。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
児童扶養手当制度	母子家庭、父子家庭、未婚の父または母、父または母に重度な障害がある世帯、父母がいない世帯等に手当を支給します。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
子ども医療費助成事業	中学校卒業までの子ども医療費を完全無償化としています。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
学校給食費助成金	小学校・中学校に在籍する児童及び生徒にかかる学校給食費の一部を助成しています。			学校教育課
	制度の周知と適正給付		継続	
未熟児養育医療費助成事業	身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対して、生後速やかに適切な処置を講ずるために指定医療機関において必要な医療給付を行います。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、保険診療にかかる自己負担の一部を助成します。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
多子世帯子育て支援事業	3 歳未満児の第 3 子以降の保育料を無料にしています。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
特別児童扶養手当	20 歳未満で、身体・知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している保護者に対して手当を支給します。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	

事業名	内容		担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	
障害児福祉手当	常時介護が必要な最重度の在宅障がい児に対して手当を支給します。		福祉課
	制度の周知と適正給付		継続
重度心身障害児医療費助成	満 1 歳以上の重度の心身障がいのある児童に対し、医療費の自己負担金の一部を助成します。		福祉課
	制度の周知と適正給付		継続
自立支援医療費の給付	精神疾患のための医療機関へ通院した場合、医療費の自己負担金の一部を給付します。		福祉課
	制度の周知と適正給付		継続
自立支援医療（育成医療）	18 歳未満の児童で、身体に障がいのある方、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残す方で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、医療費を助成します。		福祉課
	制度の周知と適正給付		継続
就学援助	経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に、学用品費や給食費などの経費を援助します。		学校教育課
	制度の周知と適正給付		継続
奨学金制度の周知	経済的理由により就学困難な者に対して学費を貸与し、その能力に応じた教育を受ける機会を与え、有能な人材を育成します。		教育総務課
	制度の周知と適正給付		継続



基本施策⑤ 障がいのある子どもとその家庭への支援

《施策の方向性》

保護者が抱えているさまざまな問題や悩みを受け止めるためにも、必要時に発達相談を行ったり、言語面や情緒面に心配のある子どもに関する各種相談や療育支援事業を行ってきました。

今後も、発達相談等を実施しながら保健・福祉・教育など関係機関が連携し、保育園・認定こども園・幼稚園の就学前支援を小学校等に途切れることなく引き継ぎ、子どもの適性とニーズに合わせた親子支援を継続できるような環境づくりを行います。

障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重される社会を実現するうえで、子どもの頃からの交流や親や社会全体への啓発活動を行い、支援体制の構築に向けた助言等を行うことが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
障がい児親の会「くまっくらぶ」の活動支援	人吉球磨の障がいのある子どもをもつ親の会であり、親同士の交流や情報交換、悩みの解決の場である同会の活動を支援します。			保健センター
	月 1 回	月 1 回	継続	
人吉球磨圏域地域療育センター	療育の相談や障がい児通所支援事業所への技術指導を行い、子どもの健全な発育発達を促し、また親の育児不安や悩みに対応しながら親子の支援を行います。			福祉課
	指導件数 234 件	現状維持	継続	
巡回支援事業	保育園・認定こども園・幼稚園に通う発達障がい児の成長・発達を支援するため、療育等の研修を受けた保育士が施設を巡回し、各園の保育士や教諭への助言、児童への療育を行い、発達障がい児への対応能力の向上を図ります。			保健センター
	16 園	16 園	継続	
保育所等訪問支援	現在利用中または今度利用する予定の保育園、認定こども園、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に安定した利用ができるよう当該施設を訪問し、支援を行います。			福祉課
	現在の取組を継続して実施します		継続	
児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて、身近な地域の障害児支援として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の支援を行います。			福祉課
	現在の取組を継続して実施します		継続	

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
乳幼児発達相談等心理判定員事業	各市町村での心理判定員確保が困難なため、本市で心理判定員を雇用し、町村の相談業務を受託し、人吉球磨圏域での安定した心理判定員確保の体制づくりを進める。			保健センター
	現在の取組を継続して実施します		継続	
発達相談外来の実施	月に1回人吉医療センターにて専門医による発達外来を実施します。			保健センター
	6回 (市の診療件数1件)	年12回	継続	
特別支援教育	各学校の特別支援教育コーディネーターの活動を充実させ、特別支援教育支援員の拡充を図ります。特別支援学級に限らず通常学級も含め、子ども一人ひとりのニーズに合わせた対応を行うとともに、発達障がい児への理解と支援を行います。			学校教育課
	支援員配置 16人	現状維持	継続	
人吉市特別支援連携協議会	特別な支援を必要とする子どもに対する支援体制の整備を図り、特別支援教育を推進します。幼児期から就学後まで一人ひとりに合わせた段階的な支援ができるよう、関係機関の連携を充実させていきます。			学校教育課
	全体会2回 研修会1回 コーディネータ会議等9回	現在の取組を継続 関係機関の連携強化	継続	
障害児保育事業、軽度障害児保育事業	認可保育園等において、障がいのある児童の受入れ体制を整備するため、保育士の加配経費の一部の補助を行います。			福祉課
	障害児保育 4園5人 軽度障害児保育 11園23人	現状維持	継続	
放課後児童クラブ障がい児受入れ促進事業	放課後児童クラブの障がい児受入れを促進するため、専門的知識のある指導員を加配するクラブに経費の補助を行います。			福祉課
	4園	現状維持	継続	
放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場となります。			福祉課
	現在の取組を継続して実施します		継続	
補装具の交付・修理	身体の不調部分などを補って日常生活や学業生活をしやすいように、必要な用具の購入の費用について助成します。例) 車いす、補聴器など			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
日常生活用具の給付	重度心身障がい児等に対して日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として自立支援用具等の日常生活用具を給付します。例) 盲人用時計、特殊寝具、歩行支援用具など			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	
障害者住宅改造費の助成	重度の心身障がいのある児童の世帯に対し、バリアフリー* ¹ 化など改修工事をする際に助成をします。			福祉課
	制度の周知と適正給付		継続	

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
特別児童扶養手当		再掲		
障害児福祉手当		再掲		
重度心身障害児医療費助成		再掲		
自立支援医療費の給付		再掲		
自立支援医療（育成医療）		再掲		



＊１ バリアフリー：高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。

基本施策⑥ ひとり親家庭等への支援

《施策の方向性》

ひとり親家庭等への支援については、経済的基盤が不安定になりやすいことから、各種制度の活用や就業支援などを通じて自立を促進し、精神的・経済的に余裕を持って子育てができるよう支援する必要があります。

ひとり親家庭等を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を確保するため、国の法制度に基づき経済的支援を実施するとともに、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
女性福祉相談事業	離婚、DV被害、病気、子どもの養育、生活困難など多様な女性の相談を受け、助言・支援を行うため、女性福祉相談員を設置しています。併せて、母子家庭の就労支援を行います。			福祉課
	現在の取組を継続し、相談支援を行います		継続	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が修学・就業や疾病などにより一時的に介護・保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し支援します。生活援助と子育て支援があります。			福祉課
	4件 92回	現在の取組を継続して実施します	継続	
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母又は父が、教育訓練給付の指定講座など就業に結びつく可能性の高い講座を受講する場合に、その経費を助成しています。			福祉課
	0人	制度の周知と適正給付	継続	
高等職業訓練促進費支給事業	ひとり親家庭の母又は父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、その養成機関で2年以上修業するときに、訓練促進費を支給しています。			福祉課
	8人	制度の周知と適正給付	継続	
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知	ひとり親家庭や寡婦の方に対し、修学資金、生活資金、住宅資金などの生活資金を貸付する県の制度の周知を図ります。			福祉課
	2件	制度の周知と適正給付	継続	
児童扶養手当制度	再掲			
ひとり親家庭等医療費助成事業	再掲			

基本目標 2

子育てを地域で支える環境づくり

基本施策① 交流の場の提供

《施策の方向性》

少子高齢化や核家族化の進行、地域との関わりが希薄化している現状では、子育ての経験者からアドバイスをもらう機会も難しくなっているようです。子育ての悩みや不安などを相談する相手がない、相談相手がいてもうまく相談ができない、また近くに子どもが少なく子育てをしている人との交流が少ないなど、親子ともに孤立してしまうことから、子育てに不安や負担を感じる人が増えています。

つどいの広場「ほっとステーション九ちゃんクラブ」を核として、子育てに関する情報交換や相談機能の充実、交流の場の提供といった環境づくりを行うとともに、子育てネットワークの充実を図ります。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
つどいの広場事業	子育て中の保護者と子どもたちが気軽に集い交流ができる場を提供しながら、仲間づくりを支援していきます。また不安や悩みに対する相談・助言など育児支援を行います。現在は、九日町に「九ちゃんクラブふれあい広場」があります。			福祉課
	1 か所	1 か所	継続	
	九ちゃんクラブの利用者と地域住民との交流を図る目的でおでかけ九ちゃんを実施しています。			福祉課
	年 12 回	年 12 回	継続	
	九ちゃんクラブでは、利用者の趣味や特技を生かした活動ができる場、または、仲間づくりの場の提供としてサークル活動をお手伝いしています。			福祉課
	3 サークル	3 サークル	継続	
	家族全員で子どもを育てることを目的として、ファミリー講座を開催しています。			福祉課
	年 6 回	年 6 回	継続	
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。			学校教育課 社会教育課 福祉課
	現在の取組を継続して実施します		継続	
利用者支援事業	再掲			
認定こども園の普及	再掲			

基本施策② 子育て支援の担い手育成

《施策の方向性》

安心して子育てをするために、身近な地域で住民や関係機関・団体などが子育てを支援することは重要な役割を担っています。

今後も地域で子育て親子を支援するボランティアや民間団体の担い手を育成し、子育てを地域ぐるみで支えあい、補い合うことができるような環境づくりを図ります。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
保育サポーター養成講座	ファミリー・サポート・センター事業やつどいの広場事業など、子育て支援事業を支える人材育成事業として、専門的な子育て支援技術を習得する保育サポーター養成講座を開催します。			福祉課
	年1回	年1回	継続	
子育て支援団体の育成・支援	子育て親育ち講座などの講習や九ちゃんクラブのサークル活動などを通じて地域の人材育成を進め、きめ細かな子育て支援サービス提供の担い手となる団体育成を進めます。			福祉課
	現在の取組を継続して実施します		継続	



基本施策③ 地域の見守り体制づくり

《施策の方向性》

子育ての孤立化や経済的な問題が、児童の虐待に結びつく事例がみられます。

子育ては子育て中の家庭だけでなく、地域ぐるみで見守り関わっていくことが大切です。地域で声をかけあう関係をつくる中で、虐待の早期発見や予防のみならず、子どもたちの健やかな成長を支えることができるまちづくりを進めてきました。

今後も、地域ぐるみでの見守りを行っていくと同時に、人吉市要保護児童対策及びDV対策協議会における取組を強化し、虐待防止対策の充実を図り、虐待やいじめのない、子育てがしやすい環境づくりを行います。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
あいさつ運動の実施	家庭内での親子のあいさつから始まり、学校と地域の人々が子どもたちと笑顔であいさつを交わし、住民同士がお互いに声かけを行うあいさつ運動を実施します。			社会教育課
	全校区	全校区	継続	
学校支援活動	学校支援ボランティアの登録・活用により、学校・家庭・地域が一体となって学校教育を支援する活動を全校区で進めます。			社会教育課
	一中・二中校区で実施 学校支援回数 187 回 延べ支援者数 1,225 人	全校区で実施	充実	
	地域住民及び保護者等の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めることにより、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指します。			学校教育課
	学校運営協議会 3 校指定	3 校指定	継続	
	夏季休業日や放課後を使って、地域の教育力を活用した児童生徒の学力向上を目指した取組を推進します。 夏休みは、市内小学校の 3 年生、放課後は、4、5 年生の希望者を対象に学力向上のためのパワーアップ教室を開講します。			学校教育課
	全校区	全校区	継続	
ファミリー・サポート・センター事業	急な残業や保護者の通院など、一時的に子どもを預ける必要ができた際に、地域において育児のサービスを受けたい人と育児のサービスを行いたい人の会員登録制での相互援助組織をつくり、育児支援を行います。			福祉課
	1 か所	1 か所	継続	

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
要保護児童 対策及びDV 対策協議会	虐待、いじめ、非行などの要保護児童やDV被害者の早期発見、適切な保護・支援を図るため、構成団体による情報共有、ケース会議や個別支援を行います。			福祉課 学校教育課
	代表者会議 1回 実務者会議 1回 必要に応じてケース検討 会議	代表者会議 1回 実務者会議 1回 必要に応じてケース検討 会議	継続	
乳児家庭全 戸訪問事業	再掲			
養育支援訪 問事業	再掲			



基本施策① ワーク・ライフ・バランスの推進

《施策の方向性》

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に家事、育児など人々の暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があつてこそ人生の生きがい、喜びは倍増します。しかし、仕事に追われて心身の健康を害しかねない、仕事と子育てや介護の両立に悩むなど、仕事と生活のバランスを崩すと、日々の生活や将来への不安や豊かさを実感できない大きな要因となるだけでなく、社会活力の低下、少子化、人口減少などにつながります。

引き続きワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図り、保護者がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てができるような環境づくりを行います。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
家族の時間づくりプロジェクト	「おくんち祭り」が開催される 10 月 9 日を中心とした連休を設定し、「子どもの学校休業日」と「大人の有給休暇取得」での休みをマッチングすることによって、家族が一緒に過ごす「家族の時間」を創出するため、有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進します。			自治振興課
	継続実施	継続実施	継続	
男女共同参画社会講演会	性別によって労働条件に差が生じることなく、男女ともに自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*1の実現に向け講演会や啓発を行います。			自治振興課
	0 回	1 回	継続	
「よかボス宣言」の推進	熊本県が取り組む「よかボス宣言」（企業のトップが、社員の仕事と結婚や子育て、介護などの充実した生活ができるように応援することを宣言すること）に関して協力して普及を推進します。			商工振興課 福祉課
	現在の取組を継続して実施します		継続	
ファミリー講座	再掲			

*1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

基本施策② 多様な就労ニーズに応じた支援

《施策の方向性》

少子化の進行や共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりなどを背景に社会情勢が大きく変化する中で、仕事と子育ての両立を求める子育て世代の保育ニーズが高まっています。

子どもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感、負担感の軽減を図るため、さまざまな保育サービスや子育て支援サービスを提供するとともに、多様なニーズに対してきめ細かく情報提供を行い、利用に結びつけます。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
通常保育	再掲			
延長保育事業	通常の保育時間（11 時間）を越えて午後 6 時から 7 時までの 1 時間、延長して保育を行っています。夜間保育を実施している保育園では、午前 7 時から 11 時までの間延長保育を行います。			福祉課
	581 人	500 人	継続	
夜間保育	就労形態の多様化等に伴う夜間保育の需要に対応するため保育園で行います。			福祉課
	11 人	20 人	継続	
病児・病後児保育事業	就学前及び低学年児童が病中・病後で保育園等に預けられないときに、あひるハウス（増田クリニック小児科）でお預かりしています。			福祉課
	654 人	600 人	継続	
ショートステイ事業	保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において児童を短期間（7 日間）お預かりする事業です。郡市には児童養護施設がないため、里親宅や介護施設で実施しています。			福祉課
	2 人	10 人	継続	
トワイライト事業	保護者が病気になった場合などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、夜間養護する事業です。保育園や介護施設で実施しています。			福祉課
	0 人	5 人	継続	
一時預かり事業	通常自宅において育児をしている保護者が、育児疲れや急病、冠婚葬祭の時など家庭での保育ができない場合に、一時的に保育園等で児童をお預かりします。（保育園等自主事業）			福祉課
	429 件	370 人	継続	

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により放課後家庭にいない小学校就学の児童に対し、学童クラブで放課後の適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図ります。			福祉課
	9 か所	10 か所	継続	
小学校低学年児童受入れ事業	認可保育園等において、低学年児童の受け入れを行います。			福祉課
	3 園	3 園	継続	
ファミリー・サポート・センター事業	再掲			



基本目標 4

子どもの健やかな成長に向けた環境づくり

基本施策① 子どもの心と体の健康づくり

《施策の方向性》

子どもの成長の速度や発達の状況は、子どもによってそれぞれ異なるため、子どもに合った成長・発達を支援していくことが非常に重要です。

引き続き親子が健康のための正しい知識を身につけ、子どもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
歯科保健指導事業	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校を歯科衛生士が巡回し、歯磨きの仕方や歯周病、むし歯とおやつの関係についての講話を行い、正常な口腔環境づくりを支援していきます。			保健センター
	18 回	現状維持	継続	
むし歯予防うがい事業	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒を対象に、フッ化物洗口液によるうがいを実施します。			保健センター 学校教育課
	保育園・認定こども園 5 園 幼稚園 3 園 小学校 95.3% 中学校 95.2%	保育園・認定こども園 6 園 幼稚園 1 園 小学校 100% 中学校 100%	継続	
食育推進委員会	平成 20 年度からの栄養教諭派遣制度により、市内全校を対象に食習慣の指導を目的として、総合的な学習の時間、各種集会などを通して各学校の状況に合わせた食育支援を進めていきます。			学校教育課
	給食の残菜量 3.72kg/日(市内全 9 校)	給食の残菜量 0.00kg/日(市内全 9 校)	継続	
食育推進のための基本計画の推進	第 3 期人吉市健康増進計画・食育推進計画に基づき、計画的な取組を行います。			保健センター
	推進継続	推進継続	継続	
幼保等小中連携協議会	再掲			
乳幼児健康診査	再掲			
電話相談	再掲			
電話訪問	再掲			
育児相談	再掲			
発達相談	再掲			

基本施策② 子どもの生きる力の育成

《施策の方向性》

子どもたちが幸せになるために、持っている権利を正しく理解して、責任ある行動をとれるよう成長していくことが必要です。自分に権利があるのと同じように、他人にも権利があることを理解し、自分だけでなくみんなが幸せになるために、お互いの権利を大切に社会のルールを守ることが必要です。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
思 春 期 保 健 事 業	各学校と連携し、思春期の中学生を対象に命の大切さ命の尊さを伝えることを目的に実施します（中学校の授業時に実施）。また、思春期の心身の悩み解決に向けた個別相談を行います。			保健センター
	3 校 (9 クラス)	3 校	継続	
道 徳 教 育 の 充 実	人間としてのあり方や生き方の基礎となる教育を推進するため、道徳性を身につけるとともに、人権に関する知識と実践的態度の向上を図るための教育を行います。			学校教育課
	道徳科の実施に向けた取組	現在の取組を継続して実施	継続	
個 に 応 じ た 指 導 の 推 進	豊かな人間性を育むとともに、人間としての実践的な力である生きる力の基礎を培い、主体性を持って社会的な活動に取り組むことができる子どもを育成します。 基礎的・基本的な教育内容の徹底として、夏休みは市内小学校の 3 年生、放課後は 4、5 年生の希望者を対象に、学力向上のためのパワーアップ教室を開講し、一人ひとりの個に応じた学習指導を推進します。			学校教育課
	個に応じた学習の実施	現在の取組を継続して実施	継続	
人 吉 っ 子 ア ド バ イ ザ ー の 配 置	児童・生徒のいじめや不登校等の課題に対し日常的な個別相談（電話相談、来庁相談、出張相談）や相談者への専門機関の紹介など適切に支援するアドバイザーを設置します。			学校教育課
	5 人	6 人	継続	



基本施策③ 自覚と責任ある親育ちの支援

《施策の方向性》

近年の核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての知識を得る機会が減少し、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な状況が指摘されています。

今後も、社会全体で家庭教育を支援する体制づくりを目指し、保護者の意識や意欲を高めるため、保護者自身の学びの機会を提供します。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
家庭教育学級	家庭は子どもにとって人間形成が行われる最初の場所であり、家庭における親の果たす役割は非常に重要であることを知ってもらうために、指定校（幼・保・小・中）保護者に対して、学習機会の提供や、啓発活動を行います。			社会教育課
	市内全小・中学校、1 幼稚園、2 こども園、4 保育園で 18 講座実施	現状維持	継続	
コミセン講座	各校区公民館において、家庭の果たす役割の重要性を理解する講座を実施し、保護者を対象に学習機会の提供や啓発活動を行います。			社会教育課
	東西・中原・西瀬・東間・大畑の各コミュニティセンターで実施	現状維持	継続	
子育て親育ち講座	再掲			



基本施策④ 体験機会の提供

《施策の方向性》

子どもが自然の中で大勢で遊ぶ機会が減り、屋内での少人数の受動的な遊びが増加し、子どもが家での手伝いや地域で一定の役割を果たすことが減少しています。

引き続き地域社会、地域住民の協力のもと、地域を主体とした文化活動やスポーツ活動、各種体験活動、地域間交流活動を推進し、子どもたちに異年齢の縦のつながりの人間関係を構築できるような環境づくりを行います。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
職場体験学習	キャリア教育の一環として、子どもに望ましい勤労観や職業観を育てるために、総合的な学習の時間をとって全中学生を対象に職場体験を実施します。			学校教育課
	123 か所	現状維持	継続	
総合型地域スポーツクラブ「カルバーリョ・ラッソ」	子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、心身の健康と生き生きとしたコミュニティの創造を推進します。			社会教育課
	14 教室 152 人 (一般・ファミリー含む)	現状維持	継続	
人吉市スポーツ少年団	小中高校生を対象に、各スポーツ団体の組織の強化と指導者の育成を図り、競技人口の増加と競技力の向上を推進します。			社会教育課
	5 団 96 人	現状維持	継続	
草木山川学校	子どもたちに良質な驚きと感動を引き起こし、脳を活性化させ、「生きる力」を育むといわれる外遊びをコンセプトに、豊かな自然環境を生かした草木山川学校をします。			社会教育課
	市内小学2年生対象 夏版(川遊び体験) 67 人 春版(外遊び体験) 62 人	現状維持	継続	
ボランティアスクール	障がいをお持ちの方々との交流や高齢者の施設等でのボランティア体験を通して、ボランティア意識の高揚を図り、福祉の「こころ」を育てるとともに、地域との関わり合いながら生きていく力を養います。			社会福祉協議会
	69 人	60 人	継続	
人吉市子ども会育成連絡協議会	スポーツ大会やリーダー研修等を含め、異年齢とのふれあいや、指宿市との交流会を行いながら子どもたちの体験機会を設けます。			社会教育課
	球技大会、指宿市子ども会交歓会、お城まつり鉦叩き少年隊、ジュニアリーダー塾等を実施	現状維持	継続	

基本施策① 事故や犯罪から子どもを守る体制整備

《施策の方向性》

依然として子どもを巻き込んだ悲惨な事件、事故が多く報道されており、子育て中の親に不安を与えています。また、親自身が子どもに虐待を加え、時には死亡させる痛ましい事件も発生しています。

子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれたりしないように、地域の手で守り、犯罪防止、抑制につなげていき、安全・安心なまちづくりを目指します。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
交通安全教室事業	保育園、認定こども園、幼稚園、小学校へ出向き、交通安全教室で講話、ビデオ、実践を通して安全な道路歩行、横断歩道のわたり方、自転車走行等について学ぶ機会とし、交通マナーを定着させていきます。			防災安全課
	市内小学校全6校 3 幼稚園 2 保育園 2 こども園 2 老人クラブ 1PTA	市内小学校全6校 3 幼稚園 2 保育園 2 こども園 2 老人クラブ 1PTA	継続	
地域の防犯対策事業	人吉市犯罪を許さないまちづくり条例に基づき、地域社会の安全を確保するために防犯パトロール隊の組織体制を強化し、地域で目を光らせて、事故や犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。			防災安全課
	全校区	全校区	継続	
子どもの家110番事業	人吉市青少年育成市民会議と学校の協力を得て、協力していただく個人と事業所・店舗に緊急避難場所の確保をしています。これにより声かけ事案など犯罪や事故の抑制が図られます。			社会教育課
	110番のぼり旗を各小学校へ配布した	現在の取組を継続して実施します	継続	
こども王国保安官事業	登下校時の子どもたちの見守りを、老人クラブ連合会を中心に地域の高齢者の方が行っています。			教育総務課
	418名	現状維持	継続	
防犯灯の設置事業	通学路や一般道路など夜間薄暗く危険な箇所に防犯灯を設置し、犯罪を予防し地域の安全を守ります。			防災安全課
	327基 (LED化含む)	300基 (LED化含む)	継続	
要保護児童及びDV対策協議会	再掲			

基本施策② 虐待やいじめから子どもを守る体制整備

《施策の方向性》

学校現場におけるいじめ問題や、児童虐待や家庭での不適切な養育などにより、子どもが犠牲となる痛ましい事件に関する報道が後を絶ちません。子どもの様子やサインをいち早く察知し、児童虐待やいじめから子どもを守るため、子ども・子育て相談員を配置し、相談機能の充実を図り、地域社会全体で早期発見、保護などの支援を行います。また、要保護児童対策及びDV対策協議会においても、関係機関との情報共有を図り連携強化に努めます。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
子ども・子育て相談事業	関係機関との連携のもとに、児童の養育相談や虐待、いじめ、非行、不登校、障がいなど様々な課題を持つ児童やその保護者の相談・支援を行います。			福祉課 学校教育課
	相談件数 140 件 延べ 3,063 件	現在の取組を継続し、支援を行います	継続	
母子生活支援施設入所支援	未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性の他に、DV、児童虐待等により、夫婦が一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯を入所させ、母子の生活と自立を支援します。			福祉課
	継続実施	現在の取組を継続し、支援を行います	継続	
子ども家庭総合支援拠点*1の整備	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。			福祉課
	—	1 か所	新規	
要保護児童対策及びDV対策協議会	再掲			

*1 子ども家庭総合支援拠点：管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、福祉に関する必要な支援業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る拠点。

基本施策③ 安全・安心な環境の整備

《施策の方向性》

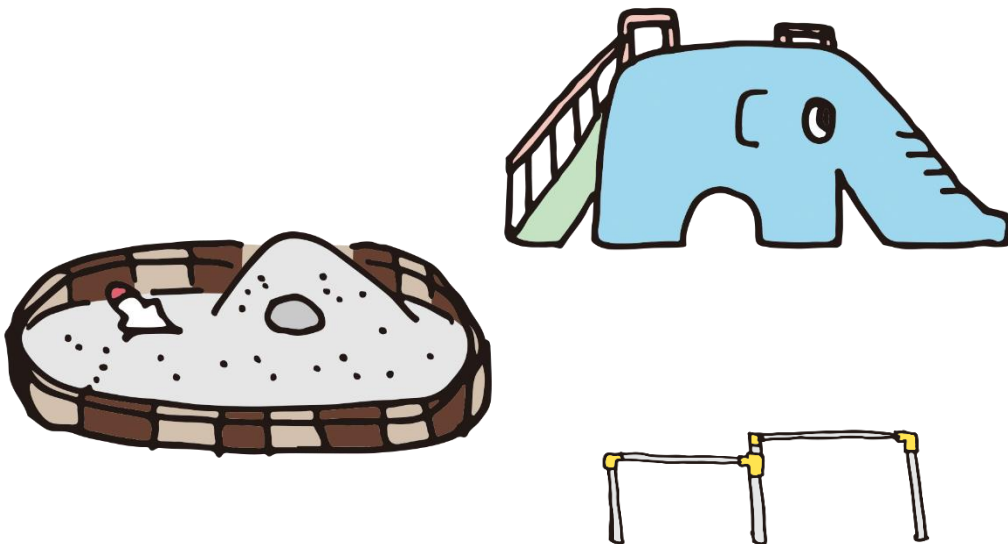
安心して楽しく子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備することが必要です。子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えの場所、授乳スペースなどの提供による外出しやすい環境を整備していく必要があります。

今後も更に子どもと一緒に気軽に外出することができるよう、公園などの遊び場や道路の整備、維持管理など、子育てにやさしい環境づくりを推進していきます。

《具体的な取組》

事業名	内容			担当課
	実績値 (H30)	目標値 (R6)	方向性	
市道改良整備事業	ベビーカーだけでなく、車いすや高齢者も通行しやすいよう、年次的に歩車道整備を進めていきます。			道路河川課
	市道中林二中線、市道上原浪床線の歩行空間の整備	市道戸越永葉線、瓦屋地区（市道瓦屋川村線・市道瓦屋地内第2号線）の歩行空間の整備	継続	
子育て応援店の登録数拡大	熊本県が行っている「子育て応援団」制度の周知と登録店舗拡大を行い、子ども連れで利用しやすい店舗等が増えるよう働きかけを行います。また、商店街で行われている「子育て応援店」の取組も引き続き行い充実させます。			福祉課
	現在の取組を継続し、関係機関との連携強化		継続	
公園・緑地の整備	快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、計画的に公園や緑地の機能保全のための維持修繕を行います。また、園路や樹木、遊具などは、日常点検による安全確保に努め、安心して快適な公園空間を維持します。			都市計画課
	長寿命化計画に基づき施設の改築更新	各公園における多目的トイレ化への整備 適切な維持管理による事故発生0	継続	





第6章 子どもの貧困対策推進計画

第6章 子どもの貧困対策推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査^{*1}」によると、等価可処分所得^{*2}の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122 万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は 15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす 18 歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は 13.9%となっています。

国では、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、国の大綱が策定されています。また、令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするために、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記するほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項に子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

また、熊本県においても、平成 27 年 3 月に「くまもと子ども・子育てプラン」に包含するかたちで策定し、計画に基づき取組を進めています。

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、就労が不安定、養育の問題、親族等からの孤立など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待、不登校等のリスクが高まるなど、悪影響を及ぼすことも考えられます。こうした状況から、子どもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく、深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

本市では、これまで、子ども医療費助成、ひとり親等医療費助成及び学校給食費への一部助成などの「経済的支援」のほかに、「保護者の就労支援」を目的としたハローワークの職員による相談会の実施など、国・県とも連携を図りながら支援施策を行ってきたところです。

しかしながら、全国的にも子どもの貧困対策の機運が高まっており、本市としても子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、「人吉市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

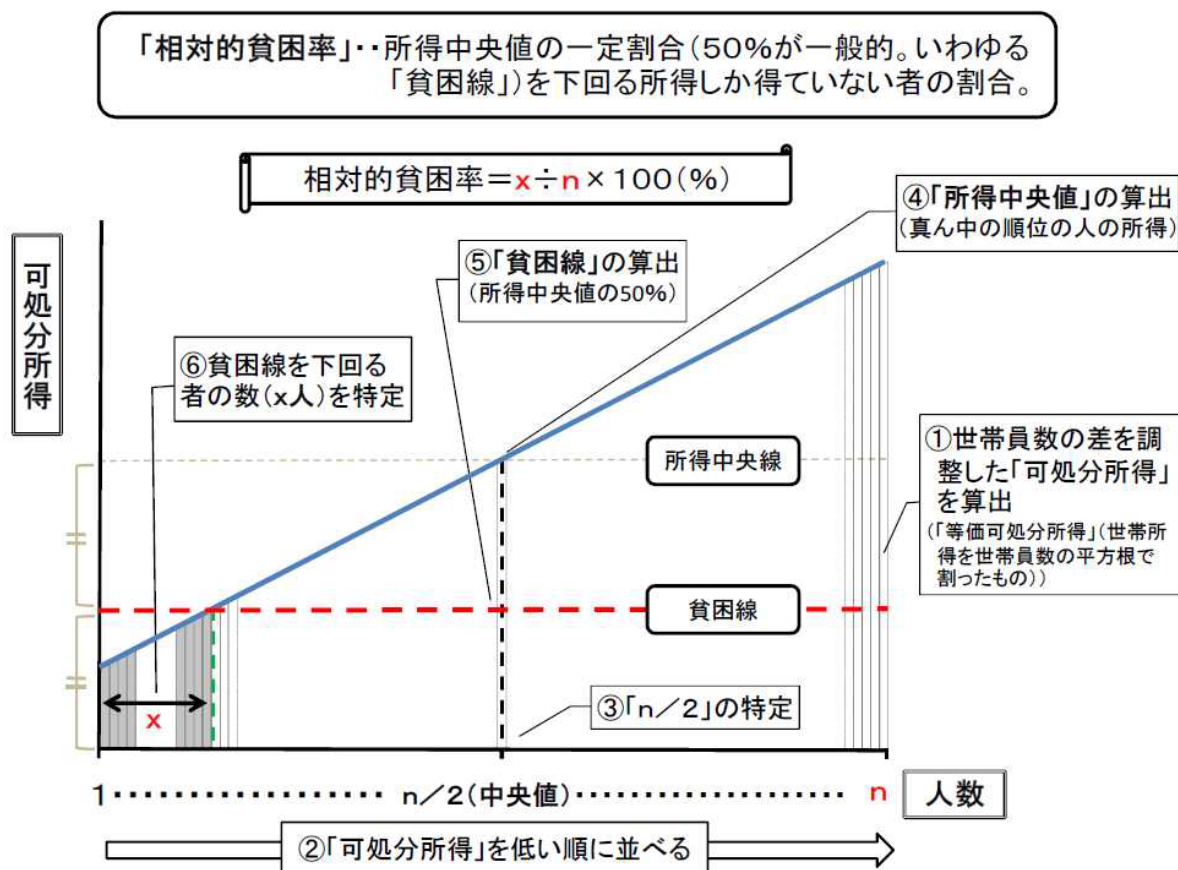
■「貧困」について

本計画においては、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的貧困*³」のほか、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的貧困*⁴」という経済的な視点だけでなく、子どもの生活上の困りごととも広く貧困ととらえ、本市のすべての子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的としています。

■相対的貧困率について

厚生労働省は相対的貧困率の算出方法について公表しており、それは以下のような方法となります。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。



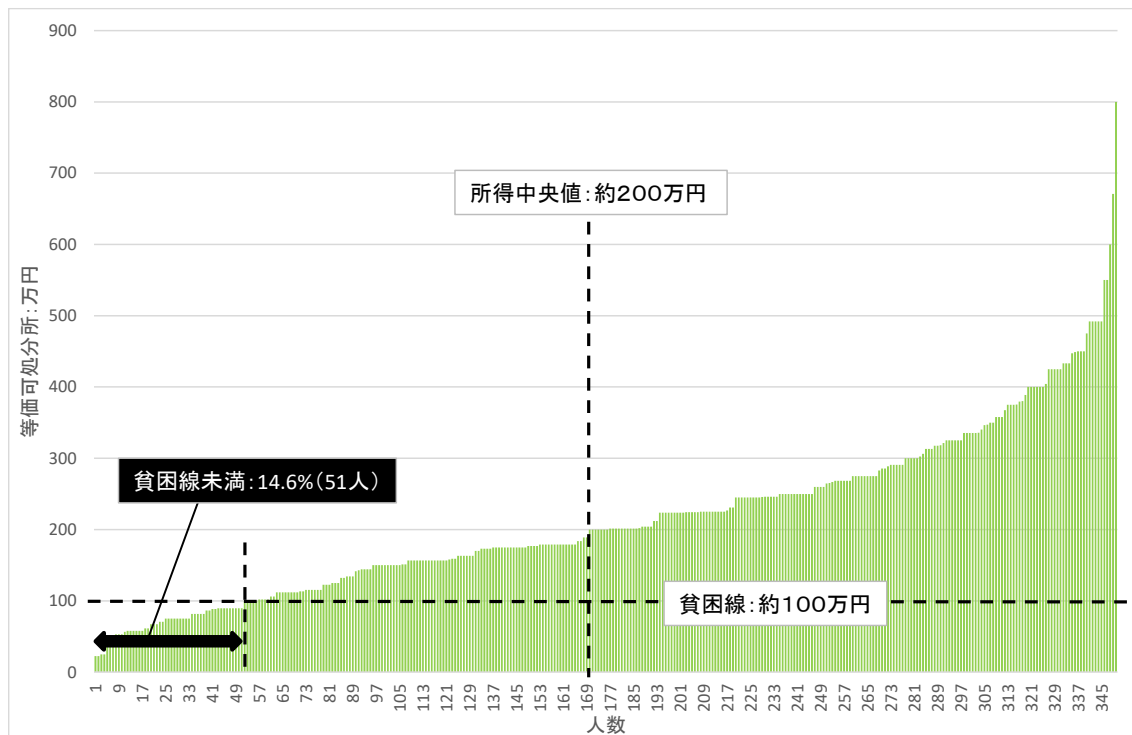
- * 1 国民生活基礎調査：厚生労働省が政策の基礎資料とするため、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項について行う調査。
- * 2 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯全員の平方根で割って調整した所得のこと。
- * 3 絶対的貧困：人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けており、必要最低限の生活水準が満たされていない状態。
- * 4 相対的貧困：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ておらず、ある社会で一般的と考えられているレベルの生活ができない状態にあること。

2 アンケート調査結果からみえる子どもの状況

熊本県が平成 29 年度に実施した「子どもの生活実態調査」の人吉市の回答者の調査結果を基に、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。

(1) 相対的貧困の設定

＜相対的貧困世帯の状況＞



当該調査では、保護者向けアンケートの次の 2 つの設問により「相対的な貧困率」を判定し、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、集計・分析を行っています。

○世帯人員数

○前年の世帯収入合計額

算出の結果、本市のⅠ層（相対的な貧困世帯）は、有効回答者数 350 件のうち 51 件となり、回答者全体に占める割合は 14.6%となりました。

「ひとり親世帯」は有効回答者数 350 件のうち 60 件であり、全体の 17.1%となっています。そのうち 41.7%が「相対的な貧困世帯」と判定され、ひとり親世帯のおかれている経済的な状況が厳しいことがわかります。

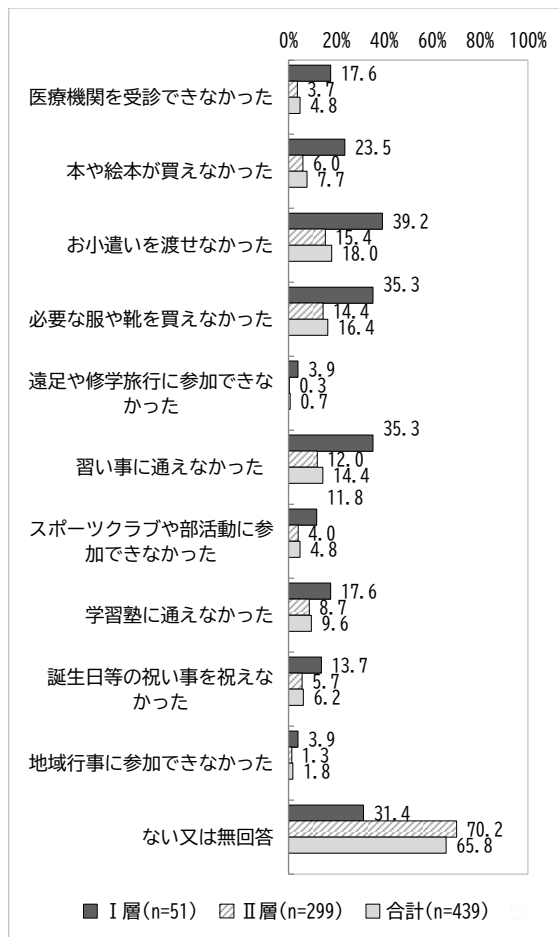
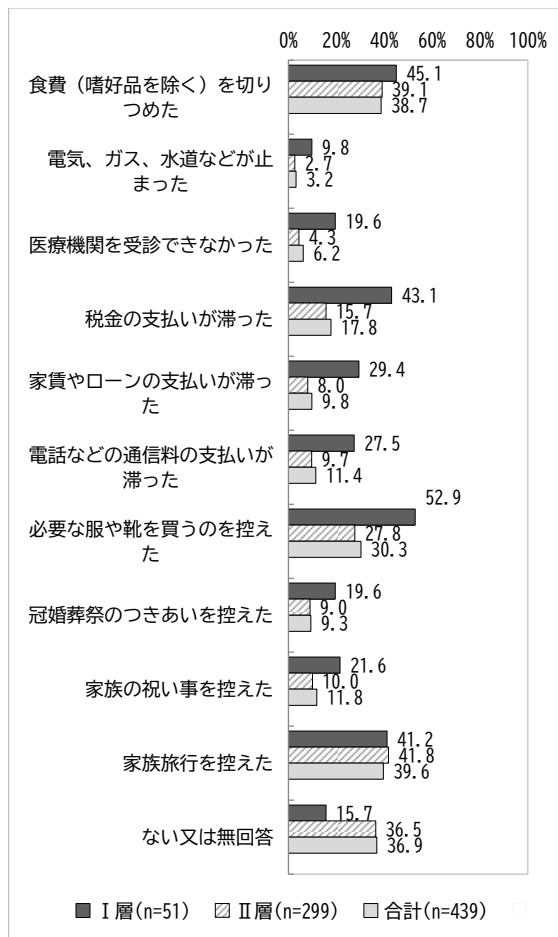
なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

(2) アンケート調査結果の概要

①経済状況

- ・経済的理由により経験したことがあることでⅠ層とⅡ層の差が大きいものとして、税金、家賃やローン、通信料の支払いが滞ったことが多い
- ・医療機関を受診できなかったとするⅠ層の世帯が約2割ある
- ・子どもが希望したにもかかわらず、経済的理由により経験したこととして、「お小遣いを渡せなかった」(Ⅰ層 39.2%：Ⅱ層 15.4%)、「必要な服や靴を買えなかった」(Ⅰ層 35.3%：Ⅱ層 14.4%)、「習い事に通えなかった」(Ⅰ層 35.3%：Ⅱ層 12.0%)が多い

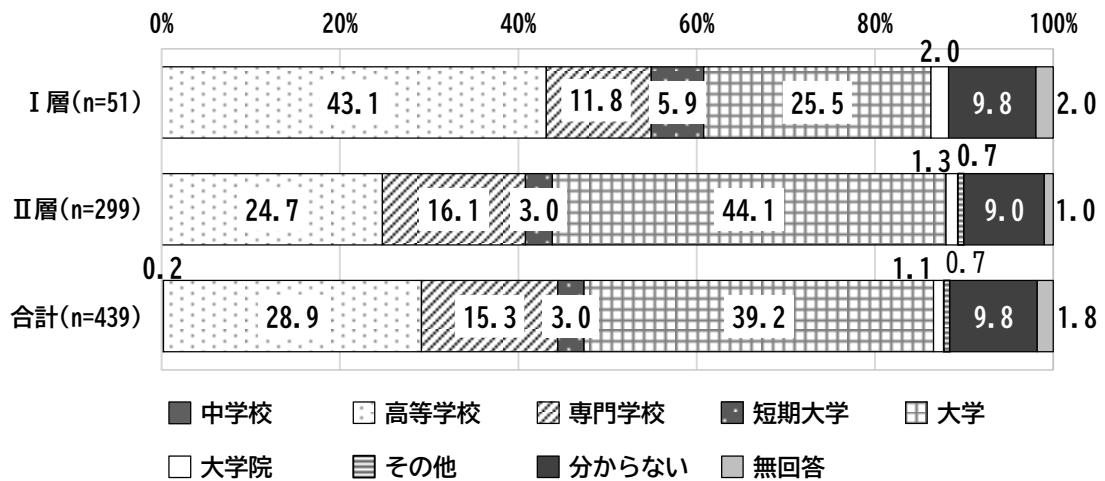
■世帯での経済的理由による経験（保護者回答） ■経済的理由による子どもの経験（保護者回答）



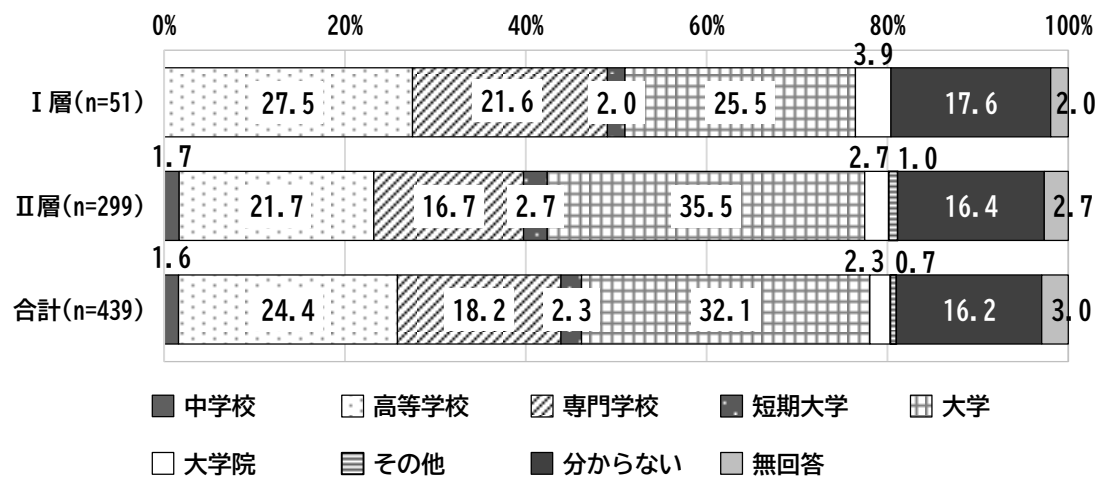
②教育環境

- ・ I 層の進学希望において、保護者は「高等学校」が多い。子どもは「専門学校」「分からない」とする回答が保護者の割合より高い
- ・ 経済的理由により子どもの進学が希望どおりならないと思う I 層の保護者が多い

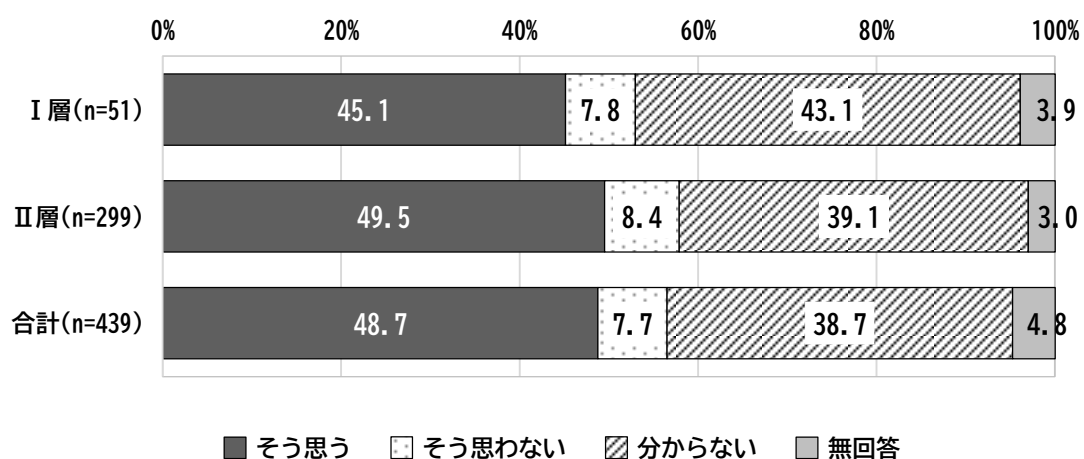
■子どもをどの学校まで進学させたいか（保護者回答）



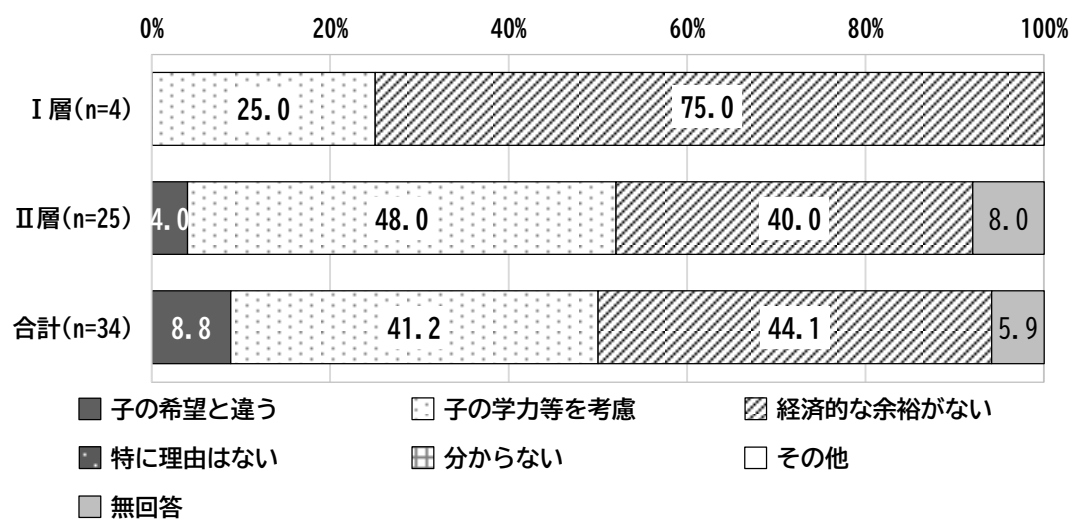
■どの学校まで進学したいか（子ども回答）



■子どもの進学の実現可能性（保護者回答）



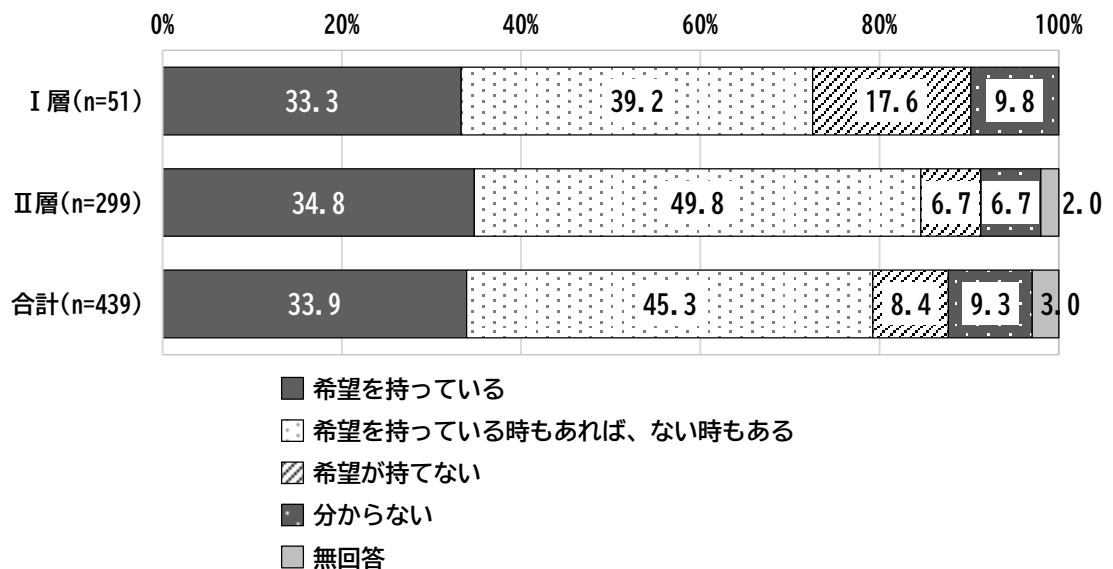
■子どもの進学が希望どおりならないと思う理由（保護者回答）



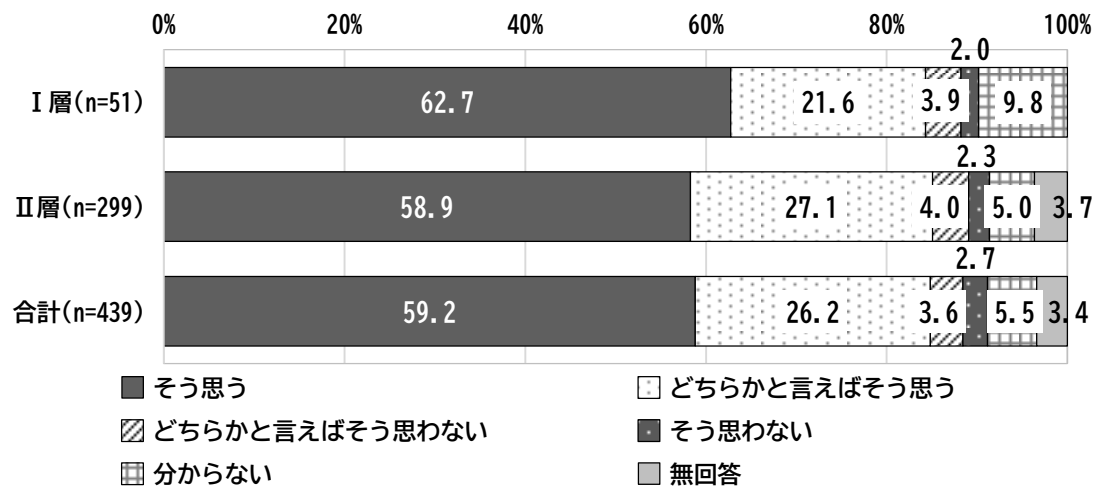
③社会環境

- ・ I 層の保護者において、将来に前向きな希望を持っていない割合が高い
- ・ 将来のために勉強等を頑張りたいと思う子どもの割合は、I 層と II 層であまり差はない

■自分の将来に対して前向きな希望を持っているか（保護者回答）



■将来のためにも、今、勉強やスポーツ等を頑張りたいと思うか（子ども回答）



3 基本理念

子どもの貧困対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、「人吉市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念と同一とし、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

【基本理念】「いのちを育み、えが^{キラ}お煌めく、ひとよし」
～子ども達の笑顔があふれ、市民みんなが輝くまち～

4 基本方針

基本理念の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育園・認定こども園・幼稚園および学校の体制整備と公的な支援に努めます。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援に努めます。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を行います。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境の充実に努めます。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制の整備を図ります。

5 施策の体系

いのちを育み、えがお煌めく、ひとよし 《基本理念》 ～ 子ども達の笑顔があふれ、市民みんなが輝くまち ～

《基本方針》

1 教育の支援

《基本施策》

(1) 学校教育の充実

(2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

(3) 地域の人材を活用した学びの場づくり

(4) 就学前教育・保育の充実

(5) 就学支援の充実

(6) 地域における学習支援等

2 生活・就労の支援

(1) 子どもたちの居場所づくり

(2) 子どもの健康・生活への支援

(3) 就労支援の充実

(4) 保護者の健康確保

(5) 保護者の教育力の向上

(6) 暮らしへの支援

3 経済的支援

(1) 生活を下支えする経済的な支援

4 連携体制等の構築

(1) 相談体制の整備・充実

(2) 関係機関による連携強化

(3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ

(4) 子どもたちを応援する地域づくり

6 施策の展開

基本方針 1 教育の支援

◆施策の方向性

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」をスクールソーシャルワーカー^{*1}が機能する子どもの貧困対策のプラットフォーム^{*2}と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

(1) 学校教育の充実

施 策	担当課	内 容
①学校教育による学力保障	学校教育課	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。
②乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	学校教育課 保健センター 福祉課	保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。

(2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施 策	担当課	内 容
①専門職の力を活用した相談体制の充実	学校教育課	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー ^{*3} やスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用し、各学校における相談体制の充実を図ります。
②学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	学校教育課 福祉課	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、学校教育課、福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。

*1 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族、友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSW と略される。

*2 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

*3 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多く臨床心理士があてられる。SC と略される。

（３）地域の人材を活用した学びの場づくり

施 策	担当課	内 容
①パワーアップ教室の開講	学校教育課	地域の教育力を活用し、夏休みは小学３年生、放課後は小学４、５年生を対象に、学力向上のためのパワーアップ教室を開講します。
②多世代交流の推進	学校教育課 社会教育課 福祉課	教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

（４）就学前教育・保育の充実

施 策	担当課	内 容
①幼児教育・保育の無償化	福祉課	令和元年１０月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に推進し、保護者の経済的な負担を軽減します。
②就学前教育・保育の質の向上	福祉課	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
③多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	福祉課	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。

（５）就学支援の充実

施 策	担当課	内 容
①就学援助の周知の拡充	学校教育課	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、市広報やホームページの活用などを活用し、いつでも知ることのできる広報に努めます。

（６）地域における学習支援等

施 策	担当課	内 容
①地域と学校の協働による学習支援	学校教育課 社会教育課	学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部事業のにより、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。
②生活困窮世帯等への学習支援	福祉課	生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。

基本方針 2 生活・就労の支援

◆施策の方向性

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

(1) 子どもたちの居場所づくり

施 策	担当課	内 容
①小学校運動部活動の社会体育移行の推進	社会教育課	小学校運動部活動の社会体育移行による新たな体制の構築に努め、スポーツ活動を推し進めるとともに、放課後の子どもの居場所づくりにつながる活動を推進します。
②多世代交流の推進(再掲)	学校教育課 社会教育課 福祉課	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
③子どもが安心して過ごす場所や機会の提供	学校教育課 社会教育課 福祉課	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。
⑤子ども食堂などへの支援	福祉課	地域における子どもの居場所としての子ども食堂について、運営課題等の調査研究を行い、今後の支援、連携の在り方について整理します。

(2) 子どもの健康・生活への支援

施 策	担当課	内 容
①子どもの発育・発達 の支援	保健センター 福祉課	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。
②成長・発達段階に 応じた食育の推進	学校教育課 保健センター 福祉課	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。

(3) 就労支援の充実

施 策	担当課	内 容
①職場体験の推進	学校教育課	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に職場体験を実施します。
①保護者の就労支援	福祉課	市内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。
②ひとり親家庭等の 自立支援	福祉課	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。

(4) 保護者の健康確保

施 策	担当課	内 容
①保護者の健康面 に対しての専門的な 対応	保健センター	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。

（５）保護者の教育力の向上

施 策	担当課	内 容
①保護者の教育力向上に対する支援	学校教育課 社会教育課 福祉課	子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育・子育て支援に関する情報の提供を行います。

（６）暮らしへの支援

施 策	担当課	内 容
①相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	学校教育課 保健センター 福祉課	生活上の課題から悩みを抱えている保護者に対し、相談業務を行いながら、必要に応じて家事支援や育児支援を行い、関係機関へつなぎます。
②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組	自治振興課	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に努めます



基本方針 3 経済的支援

◆施策の方向性

貧困の状態にある家庭では、子育てにおいて教育や医療に係る経費などの金銭的負担感や不安感を感じる世帯が多くみられます。

このため、貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、各種法制度等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等を含む経済的支援を行います。

(1) 生活を下支えする経済的な支援

施 策	担当課	内 容
①子ども医療費の助成	福祉課	中学校卒業までの子どもに係る医療費を全額助成します。(※ただし健康保険適用分について)
②児童扶養手当の支給	福祉課	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給します。
③ひとり親家庭等医療費助成	福祉課	ひとり親家庭の子が18歳に達する日以降の年度末までの子と養育をしている者の医療費を助成します。
④低所得者の保育料の負担軽減	福祉課	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得者世帯が保育所・認定こども園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。
⑤生活福祉資金貸付(社会福祉協議会)の相談	福祉課	社会福祉協議会と協力し、生活困窮家庭などに対して教育資金などの生活福祉資金の貸付による支援を行います。
⑥母子・父子・寡婦福祉資金貸付(県)の相談・受付	福祉課	ひとり親家庭の保護者が経済的に困窮している際に、福祉資金貸付などの情報提供を行うとともに、貸付の相談に応じます。
⑦生活保護費による生活費や住宅費等の支給	福祉課	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活の保障と自立支援を目的として、生活費や住宅費、医療費等を支給します。

基本方針 4 連携体制等の構築

◆施策の方向性

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

（１）相談体制の整備・充実

施 策	担当課	内 容
①総合的な児童虐待防止の推進	学校教育課 福祉課	子ども家庭総合支援拠点を設置し、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行います。
②妊娠期からの切れ目ない支援	保健センター 福祉課	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援し、ワンストップサービスの窓口として機能を充実させます。
③相談・対応体制の充実	学校教育課 福祉課	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。

(2) 関係機関による連携強化・ネットワークの整備

施 策	担当課	内 容
①地域ネットワーク体制の強化	学校教育課 福祉課	既にある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークの強化に努めます。
②福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	学校教育課 保健センター 福祉課	子育て世代包括支援センターの充実や、スクールソーシャルワーカー活用を図り、学校と福祉関係機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。

(3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ

施 策	担当課	内 容
①母子保健施策における早期発見	保健センター	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。
②乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	学校教育課 保健センター 福祉課	保育施設等や学校、放課後児童クラブ、子育て世代包括支援センターなどのあらゆる機関において、子どもの様子や保護者との関わりから家庭や子どもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。
③相談窓口での早期発見	学校教育課 福祉課	保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。
④地域との連携による早期発見	学校教育課 自治振興課 社会福祉協議会 福祉課	町内会長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設、社会福祉協議会などが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。

(4) 子どもたちを応援する地域づくり

施 策	担当課	内 容
①地域資源の掘り起こしと育成	福祉課	関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者の人材育成や活動を支援します。
②地域・民間の力を発揮する仕組みづくり	福祉課	民間と連携・協力し、生活困窮世帯などに対して食料や衣類などの生活用品等を無料で提供または貸出を行う仕組みを支援します。
③身近な地域での声かけ	福祉課	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。
④多世代交流の推進 (再掲)	学校教育課 社会教育課 福祉課	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。





第7章 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画

第7章 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画

1 新・放課後子ども総合プランの目的

子どもが保育所等から小学校に入学する際、保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、仕事と育児の両立が難しくなる事を「小1の壁」といいます。

国では、「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、平成26年度に「放課後子ども総合プランを策定」し、受け皿の整備などを推進してきました。

しかし、近年、女性の就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれていることから、国は引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、さらなる受け皿の整備や学校施設の徹底的な活用を目標として掲げ、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

このプランでは、市町村においても、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

2 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

(頁に量の見込みと確保方策を記載しています)

3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

4 放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

既存の放課後児童クラブ、地域活動事業（ミニ学童）及び園の自主事業により待機児童は発生していませんので、今後の高学年等の受け入れ増加や多様なニーズによる受け入れ体制の強化が必要になった場合には、小学校の余裕教室等の活用を含め、放課後子ども教室の実施による児童の放課後の居場所の確保について検討を行います。

5 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の整備方針

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブの更なる充実を図り、安心・安全な放課後等の居場所の確保に努めます。 一体的又は連携による実施については、保
---	--

	護者のニーズ、地域の実情を踏まえ、関係機関とで検討を行います。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	学校施設を利用する際の課題や問題点等を整理し、既存の放課後児童クラブ等の動向、保護者のニーズや地域の実情を踏まえ、活用について検討を行います。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後児童クラブの実施主体である健康福祉部と放課後子ども教室の実施主体である教育委員会において、子ども・子育て調整会議で実施状況や課題等について情報共有を行い、連携を密にしていきます。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	配慮を必要とする児童の受け入れは、放課後児童支援員等への研修機会の提供や人材確保に努め、安心して過ごすことができるよう対応していきます。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	放課後児童クラブの開所時間については、保護者からの要望等を把握した上で、必要性・方向性について検討していきます。
放課後児童クラブがその役割を更に向上させていくための方策	人材育成のため研修等の機会を設け、専門的知識や技術向上に努めます。
放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	市広報やホームページ等を活用し、事業内容等の情報発信に努め、利用希望者や地域住民に対し放課後児童クラブについて周知を推進します。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023 年）

- 放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ 2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備（約 122 万人⇒約 152 万人）
- すべての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



第8章 計画の推進体制

第8章 計画の推進体制

1 推進体制

計画の取組みは、行政においては福祉のみならず保健、教育、建設、防犯、雇用など幅広い分野にわたります。庁内関係部署間の密接な連携を図り、国・県や関係機関とも連携しながら進めます。また、行政だけの取組みには限界があり、家庭、地域、団体、企業と一体となった取組みを進めることが必要となりますので、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

(1) 庁内推進体制

福祉課、保健センター、学校教育課、社会教育課の4課で設置している子ども・子育て調整会議で着実な計画実現に取り組みます。

(2) 計画の周知

本計画の市民への周知を図るために、市の窓口やホームページで計画書を公表します。また、子ども・子育て支援行動計画の内容をわかりやすく記載したパンフレットを配布します。

2 計画の進行管理

(1) 取り組みの評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子ども・子育て会議において進捗状況・達成状況の評価を行うとともに、以後の計画推進の課題等について検討します。

(2) 実施状況等の公表

計画の進捗状況や事業の実施状況、評価・検証の結果については、市のホームページ等に掲載し、市民への周知に努めます。

3 計画の見直し

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間について定めた計画です。社会情勢の変化により、計画に定める量の見込みや確保方策が変動することが考えられます。毎年の評価と併せて、必要に応じて計画の見直しを行います。計画を変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴きながら行います。

4 計画の指標

計画全体の取組みに関する評価指標の設定を行い、下記の項目について次回の計画策定時に比較検討を行います。

項目	説明	現在の指標	目標指標
年間出生数	出生数が年間 219 人を維持する。	238 人 (H29 年度)	219 人
子育てに対する不安感や負担感	就学前児童を持つ保護者で、子育てに不安感・負担感を感じないと回答した割合。	36.3% (H30 年度)	40%
子育て環境や支援への満足度	子育て環境や支援に満足していると回答した、就学前児童の保護者の割合	21.7% (H30 年度)	30%



資 料 編

- 1 人吉市子ども・子育て会議
 - (1) 人吉市子ども・子育て基本条例
 - (2) 人吉市子ども・子育て会議委員名簿
 - (3) 会議の開催経過
 - (4) 保育園・認定こども園・幼稚園との協議
- 2 計画素案に対する意見公募

1 人吉市子ども・子育て会議

(1) 人吉市子ども・子育て基本条例

平成25年12月25日

条例第52号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 責務及び役割(第6条—第10条)

第3章 事業計画(第11条・第12条)

第4章 子ども・子育て会議(第13条—第16条)

第5章 基本的施策(第17条—第21条)

第6章 子どもの権利擁護(第22条—第24条)

第7章 雑則(第25条)

附則

子どもは、私たちの生命を受け継ぐかけがえのない宝物であり、人類未来への希望である。

本市の美しい自然環境や長い歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長することは、私たち市民みんなの願いである。

少子化や核家族化の進行に伴い、また、過疎化や高齢化によって、地域や家庭の子育て力の低下が課題となっている今日、子どもを地域の宝として大切に育て、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備することが、私たちにとって重要な責務となっている。

私たちは、今こそしっかりと子どもと向き合い、子どもの確かな成長を見届けていかなければならない。そこで、誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じられるように、また、全ての子どもが等しくその成長に応じた出会いや体験を通して、命の大切さを学び、自立する力、他人を思いやり尊敬しあう心などを身につけられるように育てていくことのできる環境を創り上げていくことを私たちは宣言する。そして、子どもの心身ともに健やかに生きる権利が普遍的なものとして保障され、虐待、いじめ等によりそれが侵害されるときは断固たる行動でこれを阻止し、子育て家庭が幸せを感じることができるよう、地域社会全体が共に手を取り合って具体的に行動しなければならない。

ここに、子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現を目指してこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにし、子どものための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を有する者又はその者に代わり子どもを育てる立場にある者をいう。
- (3) 地域住民 子どもにとって身近な生活圏において居住し、若しくは活動する個人又はそこに通勤し、若しくは通学する個人及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
- (4) 学校・施設等関係者 学校、保育所、幼稚園その他の子どもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、又は通園する施設(以下「学校・施設等」という。)の設置者、管理者又は職員をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現を目指して、子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの人格及び子どもが有している心身ともに健やかに生きる権利(以下「生きる権利」という。)を尊重して行われなければならない。

- 2 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。
- 3 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの年齢及び発達に応じて行われなければならない。
- 4 子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務に応じて主体的に取り組み、又は相互に協働して行われなければならない。

(子どもの生きる権利の尊重)

第4条 保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが有する生きる権利を尊重するとともに、相互に連携、協力して子どもが健やかに育つよう必要な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び参加への配慮)

第5条 保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、子どもが意見を表明することができ、その中で適切とされる意見が確実に反映される環境の整備に努めるものとする。

- 2 保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、子どもがその年齢及び発達に応じて、様々な体験又は学習の活動に自主的に参加できるような機会を作るよう配慮するものとする。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第6条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、情報の提供及び必要な財

政上の措置等を講じること。

- (3) 保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有することを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、家族とともに次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもに愛情及び関心を持ち、子どもとのふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながら子どもの成長を支えること。
- (3) 子どもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支援すること。
- (4) 日常における挨拶及び地域行事への参加を通して、支えあうことの大切さを学ぶため、日頃から子どもとともに地域住民との交流を図ること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声かけ、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりに努めること。
- (2) 子どもの考え及び行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。

(学校・施設等関係者の役割)

第9条 学校・施設等関係者は、基本理念にのっとり、学校・施設等が集団の中での遊び及び学習を通して子どもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること、並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること。
- (2) 子どもが命の大切さを学び、次代の親として家庭生活を大切にしている心情を育む機会を提供すること。
- (3) 子どもにとって、学校・施設等が安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるように、学校・施設等関係者が互いに連携し、保護者、地域住民及び事業者と協力して環境づくりを行うこと。
- (4) 虐待、いじめ、不登校等については、関係機関等と連携、協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの

成長に様々な影響を与えることを自覚し、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもにとって安全で良好な社会環境づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、子どもの安全・安心の確保に努めること。
- (2) 保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び市が行う子どもを社会全体で健やかに育むための取組に協力すること。
- (3) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。
- (4) 医療機関その他子育て支援に関する事業活動を行う者にあつては、その専門的な知識及び経験を生かし、子どもの健やかな成長を支援すること。

第3章 事業計画

(子ども・子育て支援事業計画)

第11条 市は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 事業計画は、支援法第60条に規定する国の基本指針及び同法第62条に規定する都道府県の事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

(事業計画の策定又は変更)

第12条 市は、事業計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する会議の意見を聴かなければならない。

- 2 市は、事業計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第4章 子ども・子育て会議

(子ども・子育て会議)

第13条 事業計画の策定その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、支援法第77条第1項の規定に基づき、本市に人吉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(会議の組織)

第14条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の委員)

第15条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が人吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 保護者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の庶務は、健康福祉部及び教育部において処理する。

第5章 基本的施策

(子どもの成長への支援)

第17条 市は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の推進を図るものとする。

2 市は、子どもの生きる力を育てるための学校教育環境・保育環境等の整備及び充実に努めるものとする。

3 市は、子どもが地域社会の一員として自立した大人へと育つことができるよう、多様な経験、学習等の機会の提供を図るものとする。

(子育て家庭及び家庭教育への支援)

第18条 市は、保護者が安心して子育てができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、必要に応じた子育てに係る経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等家庭及び地域における子どもを育てる力の向上を図るものとする。

2 市は、多様な保育サービスの充実、子育てがしやすい就業環境の整備等子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組むものとする。

3 市は、保護者が子どもの年齢及び発達に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の保護者として成長するために必要なことについて学ぶことを支援するものとする。

(相談支援体制の充実)

第19条 市は、妊娠、出産、家庭生活その他子どもの成長及び子育てに関する問題又は悩みに適切に対応できるよう総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

(協働等による施策の推進)

第20条 市は、前3条に規定する施策を推進するに当たっては、関係機関との連携協力並びに保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者との協働のもとに、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例の趣旨について、子ども、保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を効果的に行うものとする。

第6章 子どもの権利擁護

(子どもを権利侵害から守るための対策)

第22条 市は、子どもに対する虐待、いじめを始めとする子どもの生きる権利の侵害について、予防及び早期発見に取り組むとともに、保護を要する子どもの救済その他の措置を講ずるために必要な体制整備を図るものとする。

2 前項の取組及び体制整備は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の趣旨にのっとり、行うものとする。

(子ども・子育て相談員)

第23条 市は、子どもに対する虐待、いじめを始めとする子どもの生きる権利の侵害について、子ども又はその関係者からの相談等に対応するため、人吉市子ども・子育て相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、4人以内とし、人格識見に優れ、子どもの人権、教育等に関して知識及び経験を有する者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱する。

(相談員の職務)

第24条 相談員は、学校・施設等関係者と協働し、児童相談所、法務局、警察署等の関係機関と連携、協力しながら次の業務を行う。

(1) 子どもの生きる権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言、支援等を行うこと。

(2) 生きる権利の侵害を受けている、又はそのおそれがある子どもについて、本人若しくはその関係者から救済の申立て又は発見者から通告を受け、事実の調査及び関係者間の調整を行うこと。

(3) 子どもの生きる権利の侵害等の事例を検証し、その再発防止を図ること。

(4) 子どもの権利擁護、人権尊重等に関して広報し、及び啓発すること。

(5) その他子ども又はその関係者から相談を受け、助言、支援等を行うこと。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、附則第2項及び附則第3項(子ども・子育て会議に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(次世代育成支援対策地域協議会)

2 当分の間、第13条に規定する人吉市子ども・子育て会議は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、人吉市次世代育成支援行動計画の進捗管理及び検証について調査審議するものとする。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年人吉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 委員名簿

人吉市子ども・子育て会議委員

《委嘱の任期》 令和2年2月1日～令和4年1月31日

(敬称略)

選出組織等	役職名等	氏名	備考
熊本県司法書士会人吉支部		宮本 稔也	会長
人吉市保育園連盟		平山 猛	副会長
人吉人権擁護委員協議会	副会長	祝 憲生	
八代児童相談所		山本 由紀	
人吉市医師会	理事	増田 隆二	
人吉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	中山すみ子	
人吉市校区公民館長連絡協議会	東校区公民館長	中島 靖	
人吉市町内会長囑託員連合会	会長	竹田 文郎	
きじ馬スタンプ協同組合		宮山 直子	
人吉市私立幼稚園連盟		小川 豊明	
人吉市小・中学校長会		西 一喜	
人吉市保育園連盟保護者連絡協議会	副会長	椎葉 健一	
人吉市私立幼稚園保護者会	副会長	宮崎健太郎	
人吉市PTA連絡協議会	会長	永田 政司	
人吉市子ども会育成連絡協議会	副会長	黒木 謙次	

(3) 会議の開催経過

開催日	会議	審議内容
平成31年1月22日	平成30年度 第1回会議	① 子ども・子育て会議について ② 人吉市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ③ 平成31年度利用定員について ④ 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針について ⑤ 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について
令和元年10月28日	令和元年度 第1回会議	① 子ども・子育て会議について ② 人吉市子ども・子育て支援事業計画進捗状況について ③ 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の結果について ④ 第2期計画における教育・保育の量の見込み及び確保方策（案）について
12月12日	第2回会議	① 第2期子ども・子育て支援事業計画策定について (1) 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画の策定方針 (2) 第2期計画の記載内容について (3) 人吉市の子どもと家庭を取り巻く環境 (4) 現行計画の状況について (5) 量の見込みの算出について
令和2年1月30日	第3回会議	① 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ※第5章（計画の取り組み）を除く
2月21日	第4回会議	① 子ども・子育て会議について ② 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画（第5章）について ③ 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画（第6章）について ④ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画について ⑤ 令和2年度利用定員について
3月26日	第5回会議	① 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ※パブリックコメントの意見について

(4) 保育園・幼稚園との協議

開催日	会議	審議内容
平成31年4月16日	保育園連盟園長会	① 放課後児童健全育成事業について
令和元年5月20日	保育園連盟園長会	① 放課後児童健全育成事業について
7月9日	保育園連盟園長会	① 副食費の設定について ② 保護者説明会の実施について
8月21日 8月26日	保育園連盟・幼稚園連盟園長会	① 幼児教育・保育の無償化について
9月11日	保育園連盟園長会	① 熊本県多子世帯子育て支援事業（副食費補助）について
11月11日	保育園連盟園長会	① 第2期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保策について ② 令和2年度利用定員について ③ 令和元年度委託費・施設型給付費の支払いについて
令和2年1月17日	保育園連盟園長会	① 第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保策について（確定版） ② 感染症発生時の報告について
3月16日	保育園連盟・幼稚園連盟園長会	① 新型コロナウイルス感染症対策等に伴う財政措置について

2 計画素案に対する意見公募

(1) 意見公募実施の概要

① 公募の目的

計画策定にあたり、市民の皆様の意見を反映した計画とするため、素案に対する意見を募集したもの。

② 募集対象

人吉市内に在住、勤務、在学している方

③ 募集期間

令和2年3月6日（金）～3月19日（木）

④ 提出方法

郵送、ファックス、電子メール（回収箱設置箇所への投函含む）による。

※ 回収箱設置箇所（市役所仮本庁舎玄関ロビー、市役所第1別館福祉課窓口、保健センター玄関ロビー、ほっとステーション九ちゃんクラブ）

⑤ 提出様式

様式は自由。必須事項として、提出する方の住所、氏名（団体名）、電話番号を必ず記載。

⑥ 計画素案の閲覧方法

市のホームページでダウンロードできるほか、回収箱設置箇所に設置。

⑦ 出された意見 1件

(2) 提出された御意見

No	御 意 見	本計画での対応
1	人吉でも家庭環境など様々な理由で、毎日、朝食をとることができずに登校している児童、生徒がいると聞いたことがあります。 子どもの健やかな成長にとって、食事をとることは大切なことだと思います。 基本目標4「子どもの健やかな成長に向けた環境づくり」、基本施策①子どもの心と体の健康づくり、基本施策③自覚と責任ある親育ちの支援の中、食育推進委員会や家庭教育学級等の事業の中で、「朝食の大切さについて」の啓発活動等に取り組んでほしい。	個別具体の取組につきましては、各分野における計画に盛り込まれており、人吉市教育振興基本計画や人吉市健康増進計画・食育推進計画において、朝食をとるといった基本的生活習慣の定着の重要性を位置づけてあり、啓発を進めていくとしてあります。 引き続き関係部署、関係機関との情報共有を図り、啓発活動等にも連携して取り組んでまいります。 御意見ありがとうございました。



第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画

【発行・編集】人吉市健康福祉部福祉課

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町1-18番地1

TEL 0966-22-2111 FAX 0966-24-9536

ホームページ <http://www.city.hitoyoshi.lg.jp>